

税制改正の ポイントと解説

2025年度(令和7年度)

税理士法人山田&パートナーズ

山田コンサルティンググループ株式会社

弁護士法人Y&P法律事務所

はじめに

2025 年度（令和7年度）税制改正大綱（自由民主党・公明党）は、例年より遅く、2024 年 12 月 20 日に公表されました。例年は、公表された税制改正大綱に沿って税制改正が決まるのですが、今回は大綱公表後も協議を続ける、つまり大綱通りに決まるとは限らないという点が特徴的です。先の衆議院選挙において政権与党が過半数割れし、与党主導で進められず、まず、税制改正について自由民主党・公明党と国民民主党の幹事長間で「一、いわゆる『103 万円の壁』は、国民民主党の主張する 178 万円を目指して、来年から引き上げる。一、いわゆる『ガソリンの暫定税率』は廃止する。上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に真摯に協議を進める」との合意がされ、税制大綱には「自由民主党・公明党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく。」と記されています。

（本小冊子執筆時点では上記状況であり、本小冊子は「2025 年度（令和7年度）税制改正大綱」および 2025 年 2 月 4 日第 217 回国会に上程された税制改正案に基づく内容・説明であります。）

大綱の冒頭、以下のようなことが述べられています。

日本経済の成長の歩みを確実に進め、若者や現役世代にも光を当てつつ「将来に夢や希望と安心を持てる、公正で活力ある社会を目指すための税制」を構築することを基本として、徒に過去の制度に囚われることなく惰性を排さなければならない。こうした基本的視点に立ち、下記の 3 点を踏まえ、税制のあり方を不断に見直すことが求められている。

- 1, 持続的な経済成長を目指し、活力ある社会を構築するための環境整備を図ること。（設備投資の促進等）
- 2, 若者や現役世代を含め誰もが豊かさを実感できる、質の高い国民生活を実現すること。（所得向上、社会

インフラの整備等)

3. わが国を取り巻く厳しい国際環境や国際的要請を踏まえ、いわゆる安全保障及び経済安全保障の強化や地球温暖化対策等に取り組むこと。

以下、主要な改正項目を紹介します。

1, 成長型経済への移行

(1) 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

毎日のようにTV・新聞等で報道されてきた「いわゆる103万円の壁」問題の対応です。パートタイマー配偶者やアルバイト大学生が「給与年収103万円」を超えると税制等で不利になることを避けるため、103万円が近づくと働くことをやめるという就業調整が多々行われており、加えて、昨今の賃金上昇を受け、さらに就業調整する人が増え、その時期も早まり、これらが人手不足の一因にもなっていることから是正すべし、という声の大きいものです。大綱では、「基礎控除の引き上げ」と「給与所得控除の最低保障額の引き上げ」により、103万円を123万円まで引き上げるとされていますが、国民民主党は178万円までの引き上げを要求しています。大綱に基づく税制改正法案（123万円までの引き上げ）が第217回国会に上程されていますが、今後修正されるか、その修正内容、そして、最終的に国会で可決成立する法律に注目する必要があります。

① 所得税：基礎控除の引き上げ

「合計所得金額2,350万円以下」の個人について、所得税:基礎控除を10万円引き上げ58万円とします。

なお、住民税について基礎控除は引き上げられません。

② 給与所得控除：最低保障額の引き上げ

給与年収 190 万円以下の個人について、給与所得控除を 10 万円引き上げ 65 万円とします。
上記①・②により、所得税の課税最低限が 103 万円から 123 万円に 20 万円引き上げられます。

③特定親族特別控除の創設等

従来は大学生世代の子どものアルバイト給与収入が 103 万円を超えると、扶養している親の税金計算上「扶養控除」の適用がなくなり、親の手取り額が一気に下がる「壁」がありましたが、子どもの給与年収の増加に連れて控除額が逡減する「特定親族特別控除」が創設され、「壁」はなくなります。

(2) スタートアップへの投資促進や「資産運用立国」の実現に向けた環境整備

①エンジェル税制

個人投資家が得た株式譲渡益を一定の未上場スタートアップ等に投資した場合に適用されるエンジェル税制がより使いやすくなります。

② NISA 制度の利便性向上

NISA 口座が増える今、貯蓄から投資への流れをさらに加速するべく、つみたて投資枠について、投資可能な ETF に関する要件が見直されます。

2, 地方創生や活力ある地域経済の実現

(1) 地域経済を支える中小企業の取り組みを後押しする税制等

①中小企業者等に対する法人税軽減税率の延長

中小法人向けの法人税の軽減税率について、近年の賃上げや物価高への対応に直面している中小法人の状況を踏まえ、適用期限が延長されます。また、制度の見直しとして、所得金額が年 10 億円を超える事業年度における軽減税率の引き上げ措置や通算法人における軽減税率の適用除外措置が講じられます。

②中小企業経営強化税制の見直しと延長・拡充

売上高 100 億円超を目指す成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制（収益力強化設備）を拡充し対象設備に建物が加わります。

③法人版・個人版事業承継税制の特例措置

使い勝手のよい事業承継税制の「特例措置」の適用期限が 2027 年（令和 9 年）末、そのために必要な「特例承継計画」の提出期限が 2026 年（令和 8 年）3 月末に迫る中、自社株の贈与における贈与税の特例措置の重要な適用要件「贈与時に“役員等就任から 3 年以上経過”していること」が「贈与の直前に“役員等であること”」に変わります。期限内の一層の活用を促す改正です。

(2) 企業版ふるさと納税

地方創生の更なる充実・強化をおこなう観点から、企業版ふるさと納税について、最大で寄附額の約9割となる税の軽減効果を維持した上で、その適用期限が 3 年延長されます。一方で、寄附者である法人が寄附活用事業に参加し、利益を享受する等の不適切な事案も発生していることを踏まえ、寄附活用事業に係るチェック機能の強化や活用状況の透明化のための見直しも行われます。

3、経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 個人所得課税のあり方

①私的年金等に関する公平な税制のあり方（iDeCo の改正に伴う対応）

a) 自営業者等に対して、iDeCo について拠出限度額を引き上げる、b) 会社員等が勤務先における上乗せ企業年金制度の有無・種類等にかかわらず、継続的に平等に資産形成できるよう「上乗せ企業年金と iDeCo」の拠出合計額の上限を同額とする、といった確定拠出年金等の改正に対応する税制が措置されます。

②公的年金等に関する公平な税制のあり方（令和 8 年度税制改正で法制化）

高齢者の就業を促すこともあり、在職老齢年金制度の見直しが予定されています。これを受けて、より多くの年金と給与を受ける人が増えることを見越して、公平な税制とすべく、給与収入と公的年金等収入をともに受ける人について両控除（給与所得控除・公的年金等控除）合計額に上限を設けることが、令和 8 年度税制改正で法制化される予定です。

(2) 子育て世帯への支援

①子育て支援に関する政策税制

・住宅関連税制

子育て世帯及び子育てする可能性がある世帯に対する「住宅ローン控除・住宅リフォーム税制の拡充」が、令和 7 年 12 月末まで 1 年間延長されます。

・子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

23 歳未満の扶養親族を有する者について、令和 8 年の 1 年限りですが、生命保険料控除の控除限度額が拡充されます。

②結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

活用例が減ってきている本非課税措置ですが、子育て応援の観点から 2 年間延長されます。

(3) 経済のグローバル化・デジタル化への対応

①新たな国際課税ルールへの対応

国際的な法人税引下げ競争を防止するため国際的に導入が進められているグローバル・ミニマム課税（各国ごとに最低 15% 以上の課税を確保するための制度）について、令和 5 年度税制改正により導入された「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（令和 6 年 4 月 1 日以後開始する対象会計年

度から適用)」に加え、これを補完する措置として、新たに「各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人」と「各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税」の2つの制度が導入されます（それぞれ令和8年4月1日以後開始する最終親会社の対象会計年度から適用されます）。

②外国人旅行者向け免税制度の見直し

過去最高のインバウンドの中、外国人旅行者向けの免税措置が大きく変わります。免税品を国内で転売する不正が横行し、その金額も大変多額であることから、そして、免税店事業者の負担軽減・手続き簡素化から、免税方式を「リファンド方式（外国人旅行者は免税店で消費税をいったん支払い、出国時に持ち出しが確認された場合にその消費税額が返金される仕組み）とする大きな改正です。

4、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

日本の防衛力の抜本的強化を行うにあたり安定的な財源を確保するための措置として、令和5年度税制改正大綱において、法人税、所得税、たばこ税の増税の方針が示されました。実施時期については令和6年以降の適切な時期とされ、決定は先送りにされていましたが、本年度の改正において法人税とたばこ税について具体的な措置が講じられます。

①法人税

令和8年4月1日以後開始事業年度から、防衛特別法人税として法人税額に対して税率4%の付加税が課されます。中小法人に配慮する観点から課税標準となる法人税額からは基礎控除額として年500万円が控除されます。

②所得税

当初は、所得税についても防衛力強化の財源とすることとされていましたが、今回は「103万円の壁」問題から、議論はいったん先送りとなりました。

③たばこ税

たばこ税については、加熱式たばこの課税標準の見直しとたばこ税の税率改正が行われます。加熱式たばこの課税標準の見直しは令和8年4月から、たばこ税の税率改正は令和9年4月から段階的に増税改正されます。

5、円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 税務手続きのデジタル化による利便性の向上

電子帳簿保存法において、電子取引にかかる電子データについて改ざん等の不正があった場合の重加算税の加重措置（通常の重加算税に10%を加重）が設けられていますが、国税庁長官の定める基準に適合する電子計算機処理システムを使用して保存される特定電磁的記録について、この加重措置の適用除外とする措置が講じられます。本措置は、信頼性の高いシステムの利用促進を目的とした改正となります。

(2) 課税・徴収手続き等の整備・適正化

①相続税：物納許可限度額の計算方法の見直し

相続税申告における被相続人について80歳以上が7割近くとなっています。50代・60代・70代である相続人は、「現金納付・延納ができない金額」について物納が認められるわけですが、その計算過程において「相続人（物納申請者）の平均余命」を考慮することに改正されます。高齢者である相続人は、これにより物納できる金額が引き上げられます。

②その他の検討事項

税務調査の際に、国税当局が求める資料等が適切に提示・提出されるように納税者に協力を促すための措置や資料の提示・提出の求めを正当な理由なく拒否する行為等への対応措置について引き続き検討することとされています。

本小冊子は、2024年12月20日に公表された「令和7年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）」および2025年2月4日に閣議決定され、国会に上程された「所得税法等の一部を改正する法律案」「地方税法等の一部を改正する法律案」に基づき執筆しております。

国会の審議により当初の法案が修正され、本小冊子とは異なる内容で法律が可決成立する可能性があります。

※ 本電子版では、3月27日現在審議中である「所得税法等の一部を改正する法律案」の修正案（自由民主党・公明党提出）の内容を織り込み、作成しております。

具体的実務に際しましては、可決成立した法律・政省令・通達等をご確認ください。
本冊子が皆さまの、企業のお役にたてば幸甚です。

令和7年度税制改正のポイントと解説

目次

はじめに

第1章 所得税・住民税

「103万円の壁」への対応（総括）	1
1 「103万円の壁」への対応 （パートタイマーの配偶者への対応）	3
2 「103万円の壁」への対応（子（大学生年代） を扶養する親への対応）	14
3 「103万円の壁」への対応（その他）	28
4 子育て支援税制（生命保険料控除 ・住宅ローン控除・住宅リフォーム税制）の 拡充・延長＜改正の趣旨・背景＞	31
5 子育て世帯に対する生命保険料控除 の拡充	32
6 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の 延長	38
7 子育て対応改修工事に係る 住宅リフォーム税制の延長	52
8 確定拠出年金制度等の見直し対応	59
9 給与収入が高い年金受給者の 合計控除額の調整	66

10 退職所得控除の調整規定等の見直し	70
11 NISAの利便性向上等	81
12 エンジェル税制の拡充	84
13 法人課税信託を利用した 株式交付型スキームの課税適正化	105
14 公益信託制度改革等に伴う所要の措置	111

第2章 相続税・贈与税

15 事業承継税制 役員就任要件 ・事業従事要件の緩和	121
16 結婚・子育て資金一括贈与の 非課税措置の延長	131
17 相続税に係る物納許可限度額の見直し	135

第3章 固定資産税

18 生産性向上や賃上げに資する中小企業の 設備投資に関する固定資産税の 特例措置の延長等	141
---	-----

第4章 法人税・法人住民税・法人事業税

19 中小企業者等に対する軽減税率の延長	146
20 中小企業投資促進税制の延長	152
21 中小企業経営強化税制の見直し及び 延長と拡充	156

22	地域未来投資促進税制の見直し	163
23	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税） の延長	171
24	高度な資源循環投資促進税制の創設	176
25	スピノフにおける分配資産割合の計算に 係る所要の措置	182
26	新リース会計基準に関連する法人税法上の 対応	190
27	リース譲渡に係る収益及び費用の 帰属事業年度の特例の廃止	199
28	所有権移転外ファイナンス・リース取引 における借手側の減価償却計算	203
29	社会医療法人等の収入要件の見直し	204
30	グローバル・ミニマム課税への対応	209
31	外国子会社合算税制等の見直し	220

第5章 消費税

32	外国人旅行者向けの消費税免税制度 （輸出物品販売場制度）の見直し	224
----	-------------------------------------	-----

第6章 その他

33	防衛力強化に係る財源確保のための 税制措置	237
34	電子取引データの保存制度の見直し	242

「103万円の壁」への対応(総括)

<改正内容>

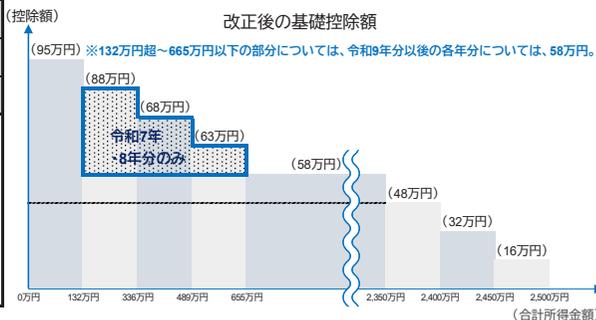
(1)基礎控除の引き上げ

<所得税>

基礎控除について、税制改正大綱にて、合計所得金額が2,350万円下の場合の控除額が48万円から58万円に引上げられた。その後、**修正案により基礎控除額の上乗せ特例が創設**され、下記表のとおり改正された。

なお、合計所得金額が132万円超665万円以下の場合の上乗せ特例は、令和7年・8年分の期間限定のため、令和9年分以降は、控除額が58万円となる。

改正前		改正後		
合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額	
			令和7-8年	令和9年以降
2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下 2,500万円超	48万円 32万円 16万円 0円	132万円以下	95万円	95万円
		132万円超336万円以下	88万円	58万円
		336万円超489万円以下	68万円	58万円
		489万円超665万円以下	63万円	58万円
		665万円超2,350万円以下	58万円	58万円
		2,350万円超2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	32万円		
2,450万円超2,500万円以下	16万円	16万円		
2,500万円超	0円	0円		



<個人住民税>

基礎控除については改正されない。

(2)給与所得控除の引き上げ

<所得税及び個人住民税>

給与所得控除について、最低保障額が55万円から65万円に10万円引上げられる。

<改正内容>

(3)特定親族特別控除の創設

<所得税及び個人住民税>

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)について特定親族特別控除が創設される。

【所得税】

	子等の合計所得金額	親等の控除額	
		改正前	改正後
扶養控除 (特定扶養親族)	48万円以下	63万円	63万円
	48万円超58万円以下		
特定親族 特別控除	58万円超85万円以下		63万円
	85万円超90万円以下		61万円
	90万円超95万円以下		61万円
	95万円超100万円以下		41万円
	100万円超105万円以下		31万円
	105万円超110万円以下		21万円
	110万円超115万円以下		11万円
	115万円超120万円以下		6万円
120万円超123万円以下	3万円		

【個人住民税】

	子等の合計所得金額	親等の控除額	
		改正前	改正後
扶養控除 (特定扶養親族)	48万円以下	45万円	45万円
	48万円超58万円以下		
特定親族 特別控除	58万円超95万円以下		45万円
	95万円超100万円以下		41万円
	100万円超105万円以下		31万円
	105万円超110万円以下		21万円
	110万円超115万円以下		11万円
	115万円超120万円以下		6万円
	120万円超123万円以下		3万円

(4)合計所得金額要件の見直し等

<所得税及び個人住民税>

- ・ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が48万円以下から58万円以下に上げられる。
- ・ ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に上げられる。
- ・ 勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に上げられる。
- ・ その他の所要の措置が講じられる。

1.「103万円の壁」への対応(パートタイマーの配偶者への対応)

<改正のポイント>

(1)趣旨・背景

- ・ 所得税の計算上、基礎控除の額が定額であることから、物価の上昇による所得増によって実質的に税負担が増えてしまうという課題があったため基礎控除の引上げを行うこととなった。当初、税制改正大綱にて、合計所得金額が2,350万円以下の場合の控除額が48万円から58万円に10万円引上げられた。その後、修正案により基礎控除額の上乗せ特例が創設され、合計所得金額132万円以下では控除額がさらに増額されて95万円となる。また2年間限定で、合計所得金額132万円超655万円以下について基礎控除額が 上乗せされる。
- ・ 給与所得控除は給与収入額に対する割合に基づき計算される控除である。しかし、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない。そのため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額の引上げを行うこととなった。

「103万円の壁」への対応(パートタイマーの配偶者への対応)

<改正のポイント>

(2)内容

<所得税>

- 基礎控除について、合計所得金額が132万円以下の個人の控除額が48万円から**95万円**に47万円引上げられる。
- 基礎控除について合計所得金額が**132万円超2,350万円以下**の個人の控除額は、48万円から**58万円**に10万円引き上げられる。ただし、132万円超655万円以下の個人の控除額は、令和7・8年分限定で88万円～63万円に上乘せされる。
- 給与所得控除について、最低保障額が55万円から**65万円**に10万円引上げられる。
- 配偶者控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が48万円以下から**58万円以下**に上げられる。



配偶者

パートタイマー

∴給与所得者であるパートタイマー配偶者に対して、所得税が課税されない給与収入額が、103万円から**160万円**へ57万円(基礎控除47万円+給与所得控除10万円)引上げられる。いわゆる103万円の壁が、160万円となり、課税最低限の額が上げられる。



本人

∴本人が配偶者控除を受けられる配偶者の給与収入額が103万円から123万円に上げられる。

<改正のポイント>

(2)内容(続き)

<個人住民税>

- ・ 基礎控除については改正なし。
- ・ 給与所得控除について、最低保障額が55万円から**65万円**に10万円引上げられる。
- ・ 配偶者控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。

∴給与所得者であるパートタイマー配偶者の、個人住民税が非課税となる給与収入額が、100万円から**110万円**へ10万円(給与所得控除10万円)拡大される。

<改正内容のまとめ>

給与所得者	収入金額	
	改正前	改正後
所得税が課税されない収入の上限	103万円	160万円
個人住民税が非課税となる収入の上限	100万円(※)	110万円(※)

(※)市区町村によって収入要件が異なる場合があります。

(3)適用時期

<所得税>

2025(令和7)年分以後の所得税について適用する。

<個人住民税>

2026(令和8)年度分以後の個人住民税について適用する。

1. 改正の趣旨・背景

現在、少子高齢化や人口減少が深刻な状況にあるため、今後、働きたい人が働きやすい環境をつくり、年齢や働き方に中立で、負担能力等を踏まえた公平な税制の構築が求められている。

所得税の計算上、基礎控除の額が概ね定額であることから、物価の上昇による所得増によって実質的に税負担が増えてしまうという課題があったため基礎控除の引上げを行うこととなった。

当初、税制改正大綱にて、合計所得金額が2,350万円以下の場合の控除額が48万円から58万円に上げられたが、その後、修正案によりさらに合計所得金額が**655万円以下**の場合についての基礎控除額の上乗せ特例が創設された。

また、給与所得控除については、給与収入額に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加する。しかし、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造となっている。そのため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から最低保障額を上げる。

上記により、いわゆる103万円の壁(給与所得控除55万円+基礎控除48万円)が160万円(給与所得控除**65万円**+基礎控除**95万円**)に上げられる。

これに伴い、配偶者(特別)控除における同一生計配偶者の合計所得金額要件の引上げについても対応する。

2. 改正の内容

(1) 所得税関係

- 基礎控除について、合計所得金額が132万円以下の個人の控除額が48万円から**95万円**に47万円上げられる。
- 基礎控除について合計所得金額が**132万円超2,350万円以下**の個人の控除額は、48万円から**58万円**に10万円引き上げられる。ただし、132万円超655万円以下の個人の控除額は、令和7・8年分限定で88万円～63万円に上乗せされる。
- 給与所得控除について、最低保障額が55万円から**65万円**に10万円上げられる。
- 配偶者控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に上げられる。

※合計所得金額とは、給与所得、雑所得等の各種所得金額を合計した金額で、所得控除(基礎控除、配偶者控除等)を差引く前(損失の繰越控除前)の金額をいう。

103万円の壁への対応(パートタイマーの配偶者への対応)

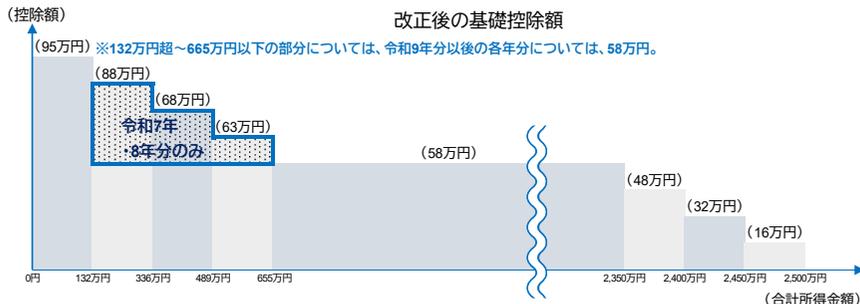
2. 改正の内容

(1) 所得税関係(続き)

対象者		項目	改正前		改正後		
本人	配偶者		適用要件	控除額等	適用要件	控除額等	
						令和7・8年分	令和9年分以降
○	○	基礎控除	本人の合計所得金額2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 本人の合計所得金額2,500万円超	48万円 32万円 16万円 0円	本人の合計所得金額 132 万円以下 本人の合計所得金額 132 万円超 336 万円以下 本人の合計所得金額 336 万円超 489 万円以下 本人の合計所得金額 489 万円超 655 万円以下 本人の合計所得金額 655 万円超 2,350 万円以下 本人の合計所得金額2,350万円超2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 本人の合計所得金額2,500万円超	95 万円 88 万円 68 万円 63 万円 58 万円 48万円 32万円 16万円 0円	95 万円 58 万円 58 万円 58 万円 58 万円 48万円 32万円 16万円 0円
○	○	給与所得控除	-	最低保障額 55 万円	-	-	最低保障額 65 万円
○(※)	-	配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件 48 万円以下	38万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件 58 万円以下	-	38万円
○(※)	-	配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の合計所得金額 48 万円超133万円以下	1万円 ～38万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の合計所得金額 58 万円超～133万円以下	-	1万円 ～38万円

(※)本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限る(合計所得金額が900万円超の場合には、控除額が減額される)。

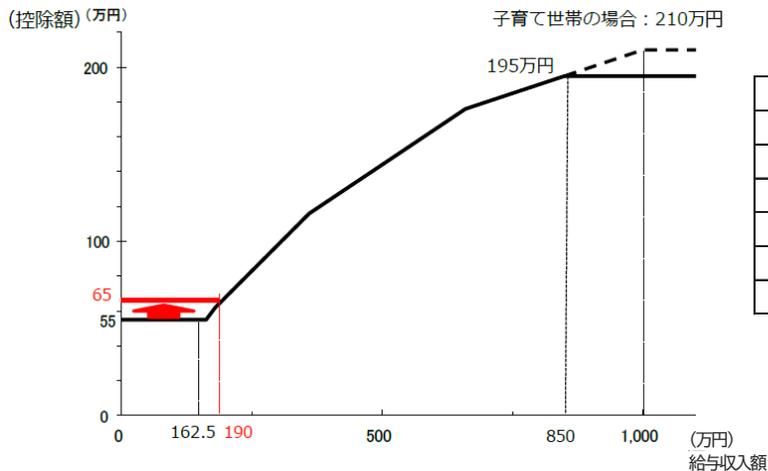
<基礎控除の引上げ(所得税)>



2. 改正の内容

(1) 所得税関係(続き)

< 給与所得控除の最低保障額の引上げ(所得税・住民税) >



給与所得控除額

最低保障額：55万円 ⇒ **65万円**

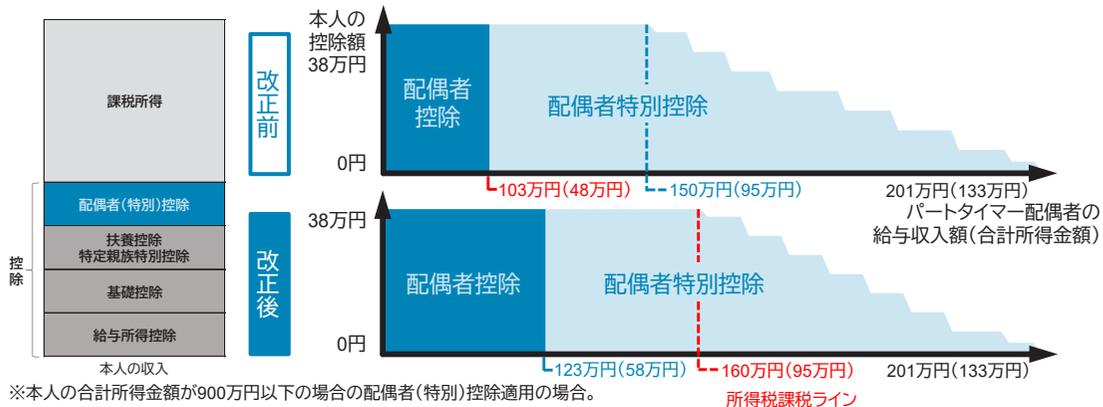
給与収入	控除額
190万円以下	65万円
360万円以下	給与収入 × 30% + 8万円
660万円以下	給与収入 × 20% + 44万円
850万円以下	給与収入 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

(財務省説明資料を一部修正)

2. 改正の内容

(1) 所得税関係(続き)

<配偶者(特別)控除額への影響(所得税)>



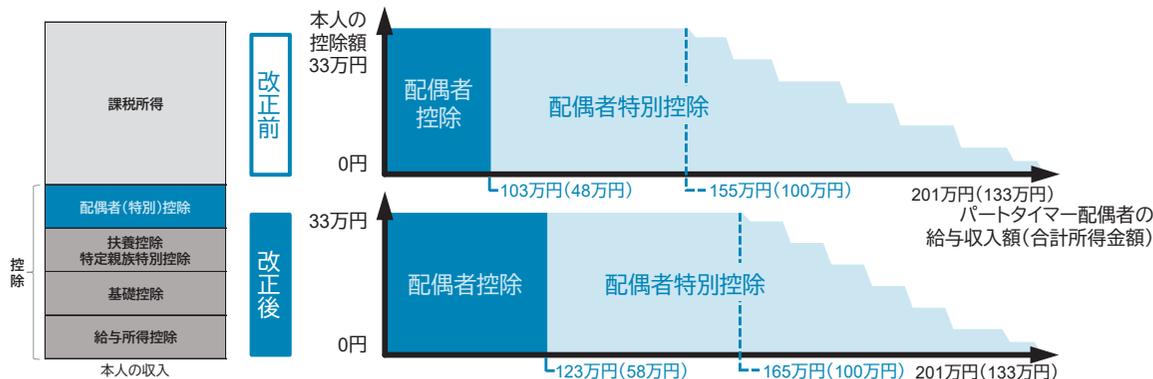
2. 改正の内容

(2)個人住民税関係

- ・ 給与所得控除について、最低保障額が55万円から**65万円**に10万円引上げられる。
- ・ 配偶者控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。

対象者		項目	改正前		改正後	
本人	配偶者		適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
○	○	給与所得控除	-	最低保障額 55万円	-	最低保障額 65万円
○(※)	-	配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件 48万円以下	33万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件 58万円以下	33万円
○(※)	-	配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の合計所得金額48万円超133万円以下	1万円 ～33万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の合計所得金額58万円超～133万円以下	1万円 ～33万円

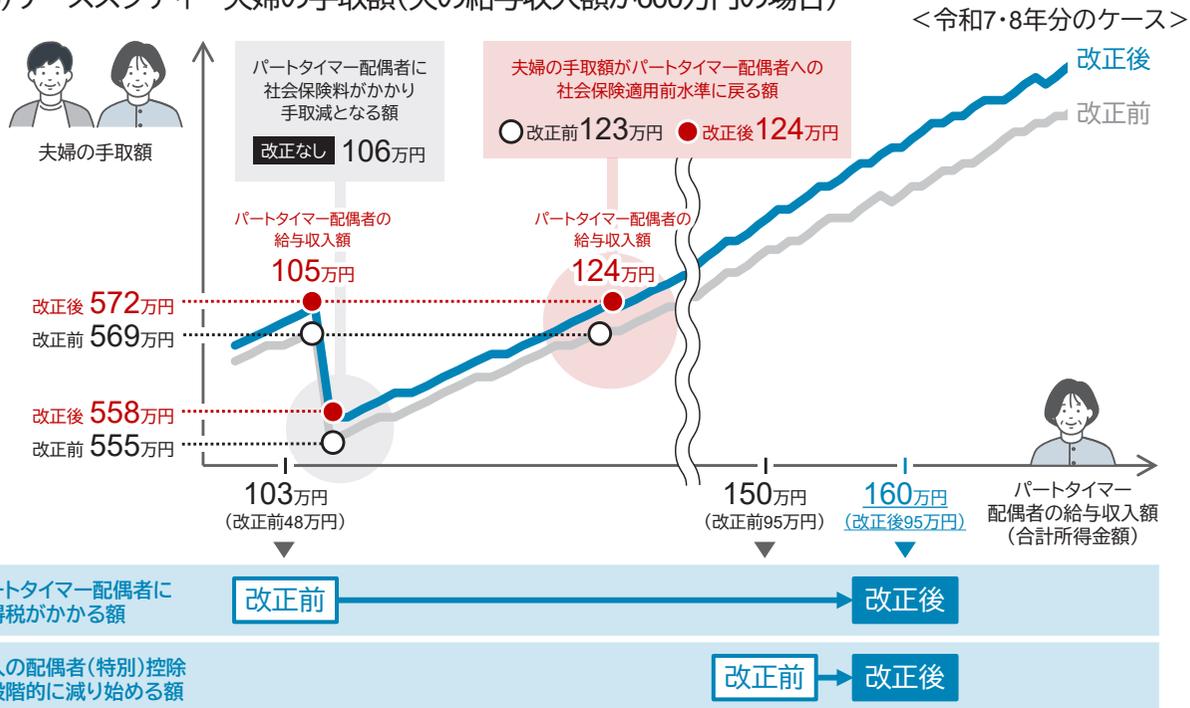
(※)本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限る(合計所得金額が900万円超の場合には、控除額が減額される)。



※本人の合計所得金額が900万円以下の場合の配偶者(特別)控除適用の場合。

2. 改正の内容

(3) ケーススタディ 夫婦の手取額(夫の給与収入額が600万円の場合)



前提

- 世帯は夫婦2人のみとする
- 夫の給与収入額は600万円とする
- 社会保険料は一律給与収入額の15%とする
なお、パートタイマー配偶者は、給与収入額106万円から社会保険料負担とする
- 手取額は、給与収入額 - 社会保険料 - 所得税 - 住民税とする

参考:社会保険適用のメリット

年金

老齢厚生年金

厚生年金加入時の報酬額や加入期間等に応じて年金額を計算し支給

障害厚生年金

障害等級1級～3級該当時に支給。ほかに障害手当金(一時金)もあり

遺族厚生年金

加入者が亡くなったときに一定の遺族に支給

保障が上乘せ

+

老齢基礎年金

+

障害基礎年金

+

遺族基礎年金

健康保険

傷病手当金

私傷病の期間中、1日あたり給与の2/3を支給

出産手当金

産休期間中、1日あたり給与の2/3を支給

保障が上乘せ

3. 適用時期

<所得税>

2025(令和7)年分以後の所得税について適用する。

<個人住民税>

2026(令和8)年度分以後の個人住民税について適用する。

4. 実務のポイント

- **2025(令和7)年**については、2025(令和7)年12月の年末調整から適用される。
- **2026(令和8)年1月1日以後**については、給与等の**源泉徴収**において適用される。
- 所得金額が132万円超655万円以下の場合の上乗せ特例は、**令和7年・8年分の期間限定**のため、令和9年分以降は、控除額が58万円となる。
- 給与所得の源泉徴収税額表、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について、所要の措置が講じられるとされている。
- 妻の給与収入額が160万円以下の場合には、本人は配偶者控除または配偶者特別控除により、38万円の所得控除を受けることができる。その後、妻の給与収入額に応じて控除金額は減少し、妻の給与収入額が201万円を超える場合には控除金額はゼロとなる。

妻の給与収入額	妻の所得税	本人の配偶者(特別)控除
123万円以下	発生しない	配偶者控除(38万円)適用
123万円超～160万円以下	発生しない	配偶者特別控除(38万円)適用
160万円超～201万円以下	発生する	配偶者特別控除(36～3万円)適用
201万円超	発生する	控除適用なし

※社会保険料は考慮しない。

※本人の給与収入額が900万円以下とする。

2.「103万円の壁」への対応(子(大学生年代)を扶養する親への対応)

<改正のポイント>

(1)趣旨・背景

厳しい人手不足の状況において、特に大学生年代アルバイトが親等の扶養を外れないようにするための就業調整について税制が一因となっている状況を踏まえ、基礎控除と給与所得控除の改正に加え、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等について新しい控除(特定親族特別控除)を創設する。

改正前は、大学生年代の子等の給与収入額が**103万円**を超えると、親等は扶養控除を受けられなくなっていたが、改正後は子等の給与収入額が**150万円**に達するまでは、親は**63万円**の控除を受けられるようになる。

また、子等の給与収入額が188万円までは控除額は逡減するが控除を受けられるようになる。

「103万円の壁」への対応(子(大学生年代)を扶養する親への対応)

<改正のポイント>

(2)内容

<所得税>

- 基礎控除について、合計所得金額が132万円以下の個人の控除額が48万円から**95万円**に47万円引上げられる(前掲)。
- 基礎控除について合計所得金額が**132万円超2,350万円以下**の個人の控除額は、48万円から**58万円**に10万円引き上げられる。ただし、132万円超655万円以下の個人の控除額は、令和7・8年分限定で88万円～63万円に上乘せされる(前掲)。
- 給与所得控除について、最低保障額が55万円から**65万円**に10万円引上げられる(前掲)。
- 扶養控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に引上げられる。
- 特定親族特別控除の制度が創設される。



子等

大学生年代アルバイト

∴ 所得税の課税されない給与収入額が、103万円から**160万円**へ**57万円**(基礎控除47万円+給与所得控除10万円)引上げられる(前掲)。



親等

∴ 19歳以上23歳未満の大学生年代の子等を扶養する親等について**特定親族特別控除**の制度が創設され、大学生年代の子等の給与収入額(合計所得金額)に応じて親等は**最大63万円**の所得控除を受けられる。

<改正のポイント>

(2)内容(続き)

<個人住民税>

- ・ 基礎控除については改正なし。
- ・ 給与所得控除について、最低保障額が55万円から**65万円**に10万円引上げられる(前掲)。
- ・ 扶養控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。
- ・ **特定親族特別控除**の制度が創設され、対象となる親族の合計所得金額に応じて**最大45万円**を控除する。

<改正内容のまとめ>

税目	適用規定	子等の給与収入額の要件	
		改正前	改正後
所得税	扶養控除(特定扶養親族)	103万円	123万円
	特定親族特別控除(仮称)(※1)	-	123万円超188万円以下(※2)
個人住民税	扶養控除(特定扶養親族)	103万円	123万円
	特定親族特別控除(仮称)(※1)	-	123万円超188万円以下(※3)

(※1)特定親族特別控除(仮称)の創設により、親等の扶養親族に対する控除が段階的に遞減する方式に変わる。

(※2)親等が最大控除額である**63万円の控除**を受けられることができる子等の給与収入は**150万円以下**。

(※3)親等が最大控除額である**45万円の控除**を受けられることができる子等の給与収入は**160万円以下**。

<改正のポイント>

(3)適用時期

<所得税>

2025(令和7)年分以後の所得税について適用する。

<個人住民税>

2026(令和8)年度分以後の個人住民税について適用する。

1. 改正の趣旨・背景

現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生年代アルバイトの就業調整がされている。子等が一定額以上の収入を得ると親等の扶養を外れてしまい、親等が特定扶養控除を受けられなくなってしまうことが一因となっている。このような状況を踏まえ、基礎控除の引上げをし、給与所得控除については最低保障額を引上げる。

さらに、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が一定額を超えた場合でも親等が特定扶養控除と同額の控除(段階的に遁減する)を受けられる制度(特定親族特別控除)を導入する。

なお、扶養親族の合計所得金額要件の引上げについても対応する。

2. 改正の内容

(1) 所得税関係

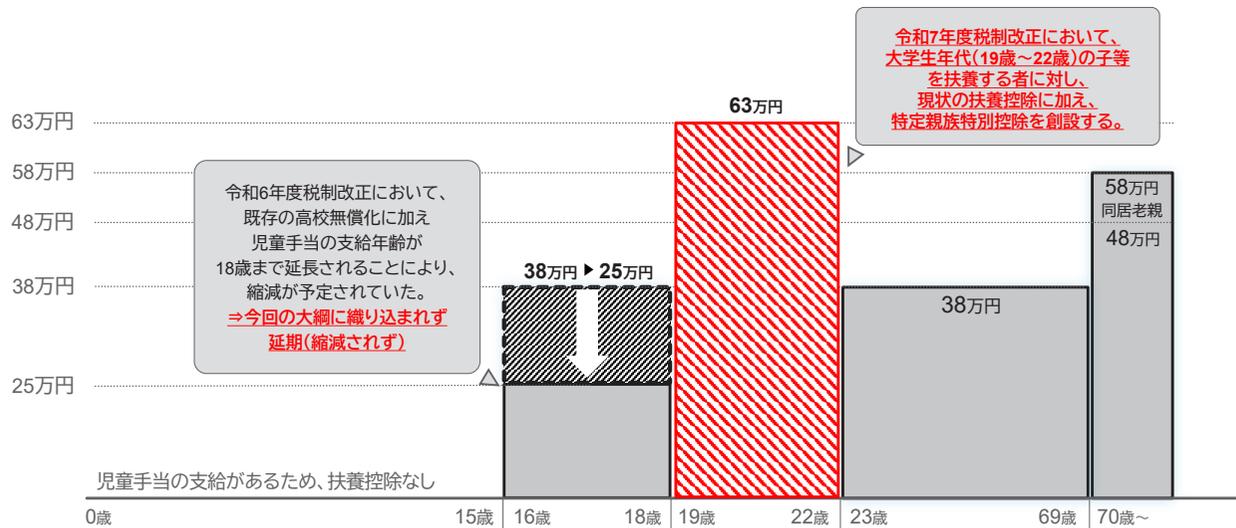
- 基礎控除について、合計所得金額が132万円以下の個人の控除額が48万円から**95万円**に47万円引上げられる(前掲)。
- 基礎控除について合計所得金額が**132万円超2,350万円以下**の個人の控除額は、48万円から**58万円**に10万円引き上げられる。ただし、132万円超655万円以下の個人の控除額は、令和7・8年分限定で88万円～63万円に上乘せされる(前掲)。
- 給与所得控除について、最低保障額が55万円から**65万円**に10万円引上げられる(前掲)。
- 扶養控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。
- 19歳以上23歳未満の大学生年代の子等を扶養する親等について**特定親族特別控除**の制度が創設される。対象となる子等の給与収入額(合計所得金額)に応じて、控除額が定められており、給与収入額が123万円超188万円以下(合計所得金額が58万円超123万円以下)において親等は段階的に所得控除を受けられるようになる(後頁参照)。

※合計所得金額とは、給与所得、雑所得等の各種所得金額を合計した金額で、所得控除(基礎控除、配偶者控除等)を差引く前(損失の繰越控除前)の金額をいう。

2. 改正の内容

(1) 所得税関係(続き)

< 扶養控除・特定親族特別控除の概要(子等が居住者の場合) >



児童手当 (令和6年10月から拡充)	0~2歳	3~15歳	高校生年代	大学生年代
	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2子まで 1.5万円/月 ● 第3子以降 3万円/月 ※所得制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2子まで 1万円/月 ● 第3子以降 3万円/月 ※所得制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2子まで 1万円/月 ● 第3子以降 3万円/月 ※所得制限なし	● なし

103万円の壁への対応(子(大学生年代)を扶養する親への対応)

2. 改正の内容

(1) 所得税関係(続き)

∴大学生年代の子等のいる親等が扶養控除を受けるためには、改正前は子等の給与収入額が103万円以下でなければならなかった。今回の改正により、子等の給与収入額が103万円を超えても、親は、子等の給与収入額が**150万円**に達するまでは、改正前の特定扶養親族の控除額と同額の**63万円**の控除を受けることができるようになる。

∴給与所得者である大学生年代アルバイトに対して所得税が課税されない給与収入額が、103万円から**160万円**へ57万円(基礎控除47万円+給与所得控除10万円)拡大される。いわゆる103万円の壁が、160万円となり、課税最低限が引上げられる。

対象者		項目	改正前		改正後		
親等	子等		適用要件	控除額等	適用要件	控除額等	
						令和7・8年分	令和9年分 以降
○	○	基礎控除	本人の合計所得金額2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 本人の合計所得金額2,500万円超	48万円 32万円 16万円 0円	本人の合計所得金額 132 万円以下 本人の合計所得金額 132 万円超 336 万円以下 本人の合計所得金額 336 万円超 489 万円以下 本人の合計所得金額 489 万円超 655 万円以下 本人の合計所得金額 655 万円超 2,350 万円以下 本人の合計所得金額2,350万円超2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 本人の合計所得金額2,500万円超	95 万円 88 万円 68 万円 63 万円 58 万円 48万円 32万円 16万円 0円	95 万円 58 万円 58 万円 58 万円 58 万円 48万円 32万円 16万円 0円
○	○	給与所得控除	-	最低保障額 55 万円	-	最低保障額 65 万円	
○	-	扶養控除	扶養親族の合計所得金額要件 48 万円以下	38万円 ～63万円	扶養親族の合計所得金額要件 58 万円以下	38万円 ～63万円	
○	-	特定親族特別 控除(仮称)			一定の親族(※)の合計所得金額 58 万円超～ 123 万円以下	3 万円 ～ 63 万円	

(※)一定の親族とは、居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(配偶者及び青色事業専従者等を除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限る)で
控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

2. 改正の内容

(1) 所得税関係(続き)

- 扶養控除(特定扶養親族)

改正前からある扶養控除の区分の一つであり、居住者に、19歳以上23歳未満である控除対象扶養親族が居る場合その居住者の所得から63万円を控除する。

- 特定親族特別控除**

今回の改正で創設される制度であり、居住者に19歳以上23歳未満である一定の親族(※)が居る場合には、その居住者の総所得金額等から右の表の控除額を控除する。

(※)一定の親族とは、下記を全て満たすものをいう。

- ・生計を一にしている者である。
- ・配偶者、青色事業専従者等でない者である。
- ・控除対象扶養親族でない者である。

特定親族特別控除

	子等の合計所得金額	親等の控除額	
		改正前	改正後
扶養控除 (特定扶養親族)	48万円以下	63万円	
	48万円超58万円以下		63万円
特定親族 特別控除	58万円超85万円以下		63万円
	85万円超90万円以下		61万円
	90万円超95万円以下		51万円
	95万円超100万円以下		41万円
	100万円超105万円以下		31万円
	105万円超110万円以下		21万円
	110万円超115万円以下		11万円
	115万円超120万円以下		6万円
	120万円超123万円以下		3万円

2. 改正の内容

(1) 所得税関係(続き)

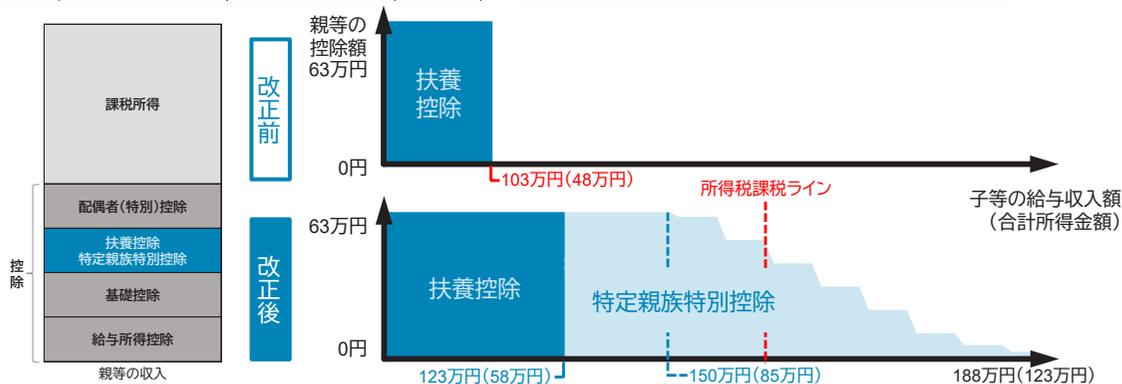
子等の給与収入額に応じた親等の控除額

<改正前>

	子等の合計所得金額	子等の給与収入額	親等の控除額
扶養控除	48万円以下	103万円以下	63万円
-	48万円超	103万円超	-

<改正後>

	子等の合計所得金額	子等の給与収入額	親等の控除額
扶養控除	58万円以下	123万円以下	63万円
特定親族特別控除	58万円超85万円以下	123万円超150万円以下	61万円
	85万円超90万円以下	150万円超155万円以下	61万円
	90万円超95万円以下	155万円超160万円以下	51万円
	95万円超100万円以下	160万円超165万円以下	41万円
	100万円超105万円以下	165万円超170万円以下	31万円
	105万円超110万円以下	170万円超175万円以下	21万円
	110万円超115万円以下	175万円超180万円以下	11万円
	115万円超120万円以下	180万円超185万円以下	6万円
	120万円超123万円以下	185万円超188万円以下	3万円



※19歳以上23歳未満の大学生世代の子等がいる場合の扶養控除、特定親族特別控除適用の場合。
103万円の壁への対応(子(大学生年代)を扶養する親への対応)

2. 改正の内容

(2) 個人住民税関係

- ・ 給与所得控除について、最低保障額が**55万円**から**65万円**に10万円引上げられる(前掲)。
- ・ 扶養控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が、**48万円以下**から**58万円以下**に10万円引上げられる。
- ・ **特定親族特別控除**の制度が創設される。対象となる親族の収入に応じて、控除額が定められており、合計所得金額が**58万円超123万円以下**において段階的に控除を受けることができるようになる。

∴ 大学生年代の子等のいる親等が扶養控除を受けるためには、改正前は子等の給与収入額が**103万円以下**でなければならなかった。今回の改正により、子等の給与収入額が103万円を超えても、親等は、子等の給与収入額が**160万円**に達するまでは、改正前の特定扶養親族の控除額と同額の**45万円**の控除を受けることができるようになる。

∴ 給与所得者である大学生年代アルバイトに対して、**個人住民税が非課税となる給与収入額が、100万円から110万円へ拡大される。**

対象者		項目	改正前		改正後	
親等	子等		適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
○	○	給与所得控除	-	最低保障額 55万円	-	最低保障額 65万円
○	-	扶養控除	扶養親族の合計所得金額要件 48万円以下	33万円 ～45万円	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下	33万円 ～45万円
○	-	特定親族特別控除			一定の親族(※)の合計所得金額 58万円超～123万円以下	3万円 ～ 45万円

(※)一定の親族とは、居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(配偶者及び青色事業専従者等を除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限る)で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

2. 改正の内容

(2)個人住民税関係(続き)

- 扶養控除(特定扶養親族)

改正前からある扶養控除の区分の一つであり、居住者に19歳以上23歳未満である控除対象扶養親族が居る場合、その居住者の前年の総所得金額等から45万円を控除する。

- 特定親族特別控除**

今回の改正で新設される制度であり、居住者に19歳以上23歳未満である一定の親族(※)が居る場合には、その居住者の前年の総所得金額等から右の表の控除額を控除する。

(※)一定の親族とは、下記を全て満たすものをいう。

- ・生計を一にしている者である。
- ・配偶者、青色事業専従者等でない者である。
- ・控除対象扶養親族でない者である。

特定親族特別控除

	子等の合計所得金額	親等の控除額	
		改正前	改正後
扶養控除 (特定扶養親族)	48万円以下	45万円	45万円
	48万円超58万円以下		
特定親族 特別控除	58万円超95万円以下		45万円
	95万円超100万円以下		41万円
	100万円超105万円以下		31万円
	105万円超110万円以下		21万円
	110万円超115万円以下		11万円
	115万円超120万円以下		6万円
	120万円超123万円以下		3万円

2. 改正の内容

(2) 個人住民税関係(続き)

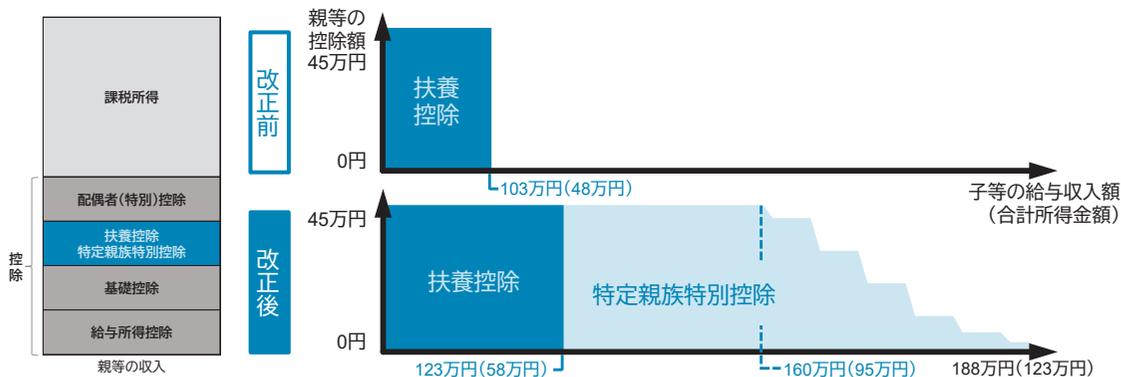
子等の給与収入額に応じた親等の控除額

<改正前>

	子等の合計所得金額	子等の給与収入額	親等の控除額
扶養控除	48万円以下	103万円以下	45万円
-	48万円超	103万円超	-

<改正後>

	子等の合計所得金額	子等の給与収入額	親等の控除額
扶養控除	58万円以下	123万円以下	45万円
特定親族特別控除	58万円超95万円以下	123万円超160万円以下	
	95万円超100万円以下	160万円超165万円以下	31万円
	100万円超105万円以下	165万円超170万円以下	21万円
	105万円超110万円以下	170万円超175万円以下	11万円
	110万円超115万円以下	175万円超180万円以下	6万円
	115万円超120万円以下	180万円超185万円以下	3万円

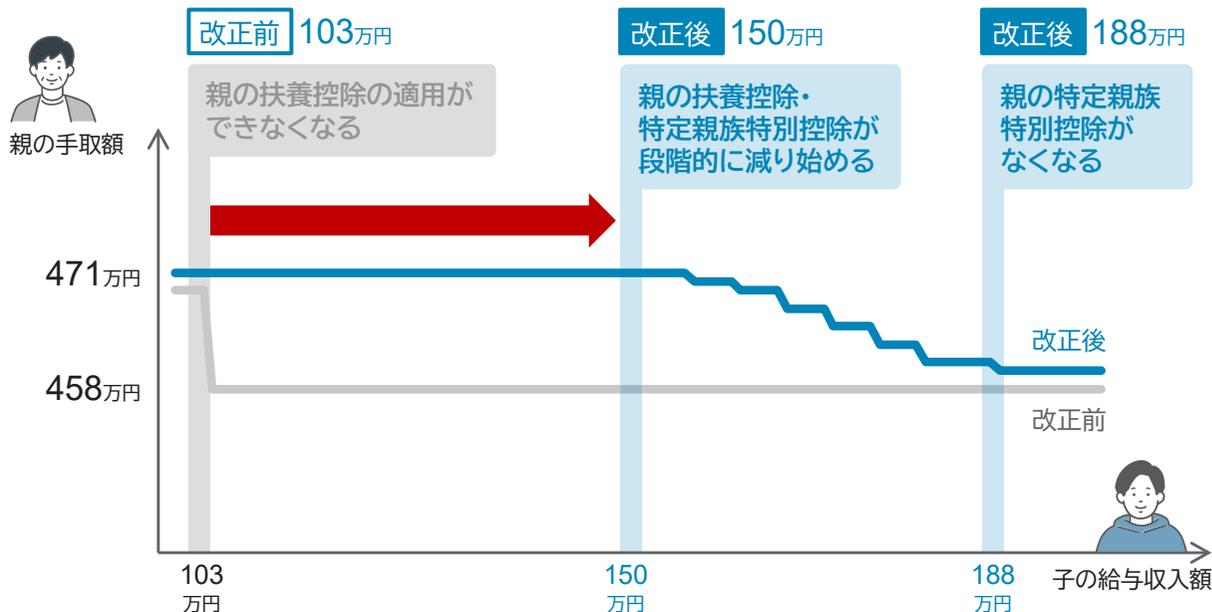


※19歳以上23歳未満の大学生世代の子等がいる場合の扶養控除、特定親族特別控除適用の場合。

103万円の壁への対応(子(大学生年代)を扶養する親への対応)

2. 改正の内容

(2) ケーススタディ 親の手取額(親の給与収入額が600万円の場合)



前提

- 世帯は親1人、大学生世代の子1人とする
- 親の給与収入額は600万円とする
- 社会保険料は給与収入額の15%とする
- 手取額は、給与収入額 - 社会保険料 - 所得税 - 住民税とする

3. 適用時期

<所得税>

2025(令和7)年分以後の所得税について適用する。

<個人住民税>

2026(令和8)年度分以後の個人住民税について適用する。

4. 実務のポイント

- **2025(令和7)年分**の特定親族特別控除の対象となる給与所得者は、**年末調整**で適用できることとされている。
- 子等(大学生年代)の給与収入額が123万円を超えても、188万円までは親等は特定親族特別控除により所得控除を受けることができる。子等の給与収入額が150万円を超える場合、子等に所得税が発生しないときでも、親等が受けられる特定親族特別控除の額は、子等の給与収入額に応じて減額される。

子等(大学生年代)の給与収入額	子等(大学生年代)の所得税	親等の扶養控除・特定親族特別控除
123万円以下	発生しない	扶養控除(63万円)適用
123万円超～150万円以下	発生しない	特定親族特別控除(63万円)適用
150万円超～160万円以下		特定親族特別控除(61～51万円)適用
160万円超～188万円以下	発生する	特定親族特別控除(41～3万円)適用
188万円超	発生する	控除適用なし

※社会保険料は考慮しない。

- 子等(大学生年代を除く)の給与収入額が123万円を超えると、子等に所得税が発生しない場合であっても、親等は扶養控除の適用を受けることができない。

子等(大学生年代以外)の給与収入額	子等(大学生年代以外)の所得税	親等の扶養控除・特定親族特別控除
123万円以下	発生しない	扶養控除(38万円)適用
123万円超～160万円以下	発生しない	控除適用なし
160万円超	発生する	控除適用なし

※社会保険料は考慮しない。

103万円の壁への対応(子(大学生年代)を扶養する親への対応)

3.「103万円の壁」への対応(その他)

1. 改正の内容

(1) 所得税

- 基礎控除について、合計所得金額が132万円以下の個人の控除額が48万円から**95万円**に47万円引上げられる(前掲)。
- 基礎控除について合計所得金額が**132万円超2,350万円以下**の個人の控除額は、48万円から**58万円**に10万円引き上げられる。ただし、132万円超655万円以下の個人の控除額は、令和7・8年分限定で88万円～63万円に上乘せされる(前掲)。
- 合計所得金額が**655万円以下**の場合についてのさらに基礎控除額の上乗せ特例が創設された(前掲)。
- 障害者控除の対象となる配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。
- 寡婦控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。
- ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等の合計額の要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。
- 勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額要件が、75万円以下から**85万円以下**に10万円引上げられる。
- 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が、55万円から**65万円**に10万円引上げられる。

※合計所得金額とは、給与所得、雑所得等の各種所得金額を合計した金額で、所得控除(基礎控除、配偶者控除等)を差引く前(損失の繰越控除前)の金額をいう。

1. 改正の内容

(1) 所得税(続き)

項目	改正前		改正後		
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等	
				令和7・8年分	令和9年分以降
基礎控除	本人の合計所得金額2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 本人の合計所得金額2,500万円超	48万円 32万円 16万円 0円	本人の合計所得金額 132 万円以下 本人の合計所得金額 132 万円超 336 万円以下 本人の合計所得金額 336 万円超 489 万円以下 本人の合計所得金額 489 万円超 655 万円以下 本人の合計所得金額 655 万円超 2,350 万円以下 本人の合計所得金額2,350万円超2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 本人の合計所得金額2,500万円超	95 万円 88 万円 68 万円 63 万円 58 万円 48万円 32万円 16万円 0円	95 万円 58 万円 58 万円 58 万円 58 万円 48万円 32万円 16万円 0円
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 48 万円以下	27万円～75万円	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 58 万円以下	27万円～75万円	
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件 48 万円以下	27万円	扶養親族の合計所得金額要件 58 万円以下	27万円	
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件 48 万円以下	35万円	生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件 58 万円以下	35万円	
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件 75 万円以下	27万円	勤労学生の合計所得金額要件 85 万円以下	27万円	
家内労働者等の特例	-	最低保障額 55 万円	-	最低保障額 65 万円	

(※) 132万円超～665万円以下の部分については、令和9年分以降は、58万円。

1. 改正の内容

(2)個人住民税

- ・ 障害者控除の対象となる配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円上げられる。
- ・ 寡婦控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円上げられる。
- ・ ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等の合計額の要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円上げられる。
- ・ 勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額要件が、75万円以下から**85万円以下**に10万円上げられる。

項目	改正前		改正後	
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 48 万円以下	26万円～53万円	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 58 万円以下	26万円～53万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件 48 万円以下	26万円	扶養親族の合計所得金額要件 58 万円以下	26万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件 48 万円以下	30万円	生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件 58 万円以下	30万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件 75 万円以下	26万円	勤労学生の合計所得金額要件 85 万円以下	26万円

4.子育て支援税制(生命保険料控除・住宅ローン控除・住宅リフォーム税制)の拡充・延長

<改正の趣旨・背景>

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。

高校生年代の扶養控除の見直しと併せて行うものとした子育て支援税制については、2026(令和8)年度以降の税制改正で、高校生年代の扶養控除の取扱いを踏まえてそのあり方を検討することとなるが、1年間の時限的な措置として、以下の項目について拡充・延長される。

	生命保険料控除	住宅ローン控除	住宅リフォーム税制 (子育て対応改修工事)
制度の内容	生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額を所得から控除する	認定住宅等を新築等で取得をして、居住の用に供した場合には、一定の金額をその年分の所得税額から控除する	その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、居住の用に供した場合には、一定の金額をその年分の所得税額から控除する
適用対象者	23歳未満の扶養親族を有する者	特例対象個人※	特例対象個人※
改正の内容	一般生命保険料控除(2012(平成24)年1月1日以降に契約したものに限り)の適用限度額を4万円から6万円に引き上げる	適用期限が2025(令和7)年12月31日まで1年間延長される	適用期限が2025(令和7)年12月31日まで1年間延長される
適用時期	2026(令和8)年分のみ	2025(令和7)年1月1日～同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象とされる	2025(令和7)年1月1日～同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象とされる

※ 年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者または年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。

5.子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

子育て世帯においては、万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保するため、一般生命保険料控除の適用限度額を4万円から6万円に引き上げる。

2. 内容

- (1)23歳未満の扶養親族を有する場合には、所得税において新契約に係る一般生命保険料控除の控除額の計算方法が変更され、適用限度額が4万円から6万円に引き上げられる。
- (2)旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額が4万円から6万円に引き上げられる。
- (3)一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の合計適用限度額は12万円から変更されない。

3. 適用時期

2026(令和8)年分について適用される。(1年間の時限的な措置である。)

4. 影響

- ・旧生命保険料のみ支払っている場合には、本改正の影響がない。
- ・一般生命保険料控除、介護保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、12万円から変更されないため、すでに限度額に達している場合は、本改正の影響がない。

<改正のポイント>

5. 今後の注目点

一時払いの生命保険料について、2027(令和9)年以降、適用対象から除外されるか。

1. 改正の趣旨・背景

- ・生命保険料控除は、長期貯蓄の奨励という意味のほか、相互扶助による生活安定の効果を持つ生命保険を優遇するという点などから設けられた制度である。
- ・人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズの自助による備えが一層重要になっている。こうした状況下において、生命保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっている。
- ・特に子どもを扶養している世帯においては、安全・快適な住宅の確保や、扶養者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、生命保険料控除制度においても、措置を講じていく必要がある。
- ・一般生命保険料控除、介護保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている(下図参照)。

(給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合[※](%))

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
一般生命	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5
介護医療	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3
個人年金	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9
全体	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5

(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)

(一人当たりの保険料控除額[※](万円))

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
一般生命	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8
介護医療	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1
個人年金	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3
全体	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8

(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)

[※]※年未調整対象者のうち納税者を対象として算定

出典：金融庁企画市場局総務課保険企画室「令和6年度税制改正要望事項」より

(所得税：子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充)

2. 改正の内容

(1) 一般の生命保険料控除額の計算(所得税)

- ① 新生命保険料に係る一般の生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、保険料控除額の計算方法が変更され、**適用限度額が4万円から6万円に引き上げられる。**

(a) 新生命保険料(平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等)

【改正前】

年間の新生命保険料	控除額
20,000円以下	新生命保険料の全額
20,000円超40,000円以下	新生命保険料 \times 1/2 + 10,000円
40,000円超80,000円以下	新生命保険料 \times 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

【改正後(23歳未満の扶養親族あり)】

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超60,000円以下	新生命保険料 \times 1/2 + 15,000円
60,000円超120,000円以下	新生命保険料 \times 1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

(b) 旧生命保険料(平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等)

【改正前】

年間の旧生命保険料	控除額
25,000円以下	旧生命保険料の金額
25,000円超50,000円以下	旧生命保険料 \times 1/2 + 12,500円
50,000円超100,000円以下	旧生命保険料 \times 1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

【改正後(23歳未満の扶養親族あり)】

年間の旧生命保険料	控除額
	同左

- ② 旧生命保険料及び23歳未満の扶養親族を有する者が新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の**適用限度額が4万円から6万円に引き上げられる。**

2. 改正の内容

(2) 事例

事例 1. 一般生命保険料(新契約)の支払いがあるケース

23歳未満の扶養親族を有する者が、一般生命保険料(新契約)を150,000円を支払った場合(旧契約は0円)

生命保険料控除	控除額		控除限度額
	改正前	改正後	
一般生命保険料控除(新契約)①	40,000円	60,000円	最高6万円(改正前:4万円)
一般生命保険料控除(旧契約)②	0円	0円	最高5万円
計(①+②) ③	40,000円	60,000円	最高6万円(改正前:4万円)
控除額(②と③のいずれか大きい金額)	40,000円	60,000円	

事例 2. 一般生命保険料(新契約)及び一般生命保険料(旧契約)の支払いがあるケース

23歳未満の扶養親族を有する者が、一般生命保険料(新契約)を60,000円及び一般生命保険料(旧契約)を20,000円支払った場合

生命保険料控除	控除額		控除限度額
	改正前	改正後	
一般生命保険料控除(新契約)①	35,000円	45,000円	最高6万円(改正前:4万円)
一般生命保険料控除(旧契約)②	20,000円	20,000円	最高5万円
計(①+②) ③	40,000円	60,000円	最高6万円(改正前:4万円)
控除額(②と③のいずれか大きい金額)	40,000円	60,000円	

2. 改正の内容

(3) 控除限度額

① 新生命保険料(平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等)

区分		限度額(改正前)		限度額(改正後)	
①	一般生命保険料	所得税	4万円	所得税	23歳未満扶養親族あり 6万円
		個人住民税	2.8万円	個人住民税	扶養親族なし 4万円
②	介護医療保険料控除	所得税	4万円	所得税	4万円
		個人住民税	2.8万円	個人住民税	2.8万円
③	個人年金保険料控除	所得税	4万円	所得税	4万円
		個人住民税	2.8万円	個人住民税	2.8万円
合計(①+②+③)		所得税	12万円	所得税	12万円 ※
		個人住民税	7万円	個人住民税	7万円

※ 合計適用限度額は変更なし

② 旧生命保険料(平成23年12月31日以降に締結した生命保険契約等)

区分		限度額(改正前)		限度額(改正後)	
①	一般生命保険料	所得税	5万円	同左	
		個人住民税	3.5万円		
②	個人年金保険料控除	所得税	5万円		
		個人住民税	3.5万円		
合計(①+②)		所得税	10万円		
		個人住民税	7万円		

(所得税:子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充)

2. 改正の内容

(4)23歳未満の扶養親族に該当するかどうかの判定は、令和8年12月31日(その方が年の中途において死亡した場合にはその死亡の時、出国をする場合にはその出国の時)の現況による。

3. 適用時期

2026(令和8)年分について適用(1年間の時限的な措置である。)

4. 今後の注目点

一時払いの生命保険料について、2027(令和9)年以降、適用対象から除外されるか。

6.子育て世帯等に対する住宅ローン控除の延長

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

異次元の少子化対策を進める中で、子育て世帯等の住宅取得環境が厳しさを増していること等を踏まえ、住宅ローン控除について、子育て世帯等の借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置を令和7年においても引き続き実施する。

2. 内容

(1) 子育て世帯等を対象とした支援措置の延長

【特例対象個人】

特例対象個人(右図参照)に限り、認定住宅等の新築等(※1)をして2025(令和7)年中に入居した場合の控除対象借入限度額が、2023(令和5)年中に入居した場合と同水準に据え置かれる。

	本人	家族
1	40歳未満	(年齢問わず)配偶者あり
2	40歳以上	40歳未満の配偶者あり
3	年齢問わず	19歳未満の扶養親族あり

※1 認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販売認定住宅等の取得をいう。

(2) 床面積要件を40㎡以上とする緩和措置の延長(所得要件:合計所得金額1,000万円以下)

2025(令和7)年12月31日以前に建築済みの認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものを取得した場合を緩和措置の適用対象とする。

なお、この緩和措置は特例対象個人以外の場合においても適用がある。

<改正のポイント>

【入居時期ごとの控除対象借入限度額】

		入居時期		
		2022(令和4)年 2023(令和5)年	2024(令和6)年	2025(令和7)年
控除対象借入限度額	新築・買取再販			
	認定住宅	5,000万円	4,500万円 特例対象個人 5,000万円	4,500万円 【改正①】特例対象個人 5,000万円
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 特例対象個人 4,500万円	3,500万円 【改正①】特例対象個人 4,500万円
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 特例対象個人 4,000万円	3,000万円 【改正①】特例対象個人 4,000万円
	床面積要件	50㎡以上	合計所得金額が1,000万円以下の場合 40㎡以上 【改正②】2025(令和7)年12月31日までに建築確認を受けた認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことがないものを取得した場合(認定住宅等以外の住宅の場合には2023(令和5)年12月31日までに建築確認必要)	

3. 適用時期

(1)子育て世帯等を対象とした支援措置の延長

2025(令和7)年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用される(1年延長)。

(2)床面積要件を40㎡以上とする緩和措置の延長(所得要件:合計所得金額1,000万円以下)

・2025(令和7)年12月31日以前に建築確認済みの認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものを取得した場合に緩和措置の対象となる(1年延長)。

・特例対象個人以外の場合においても適用がある。

4. 実務のポイント

(1)子育て世帯等を対象とした支援措置の延長

- ・認定住宅等の新築等をした場合にのみ適用がある。
- ・中古物件を取得した場合には適用がない。
- ・特例対象個人に該当しない場合(独身者、子供のいない40歳以上の夫婦等)には、恩恵はない。
- ・年齢の判定時期は12月31日現在の年齢で判定される。

(2)床面積要件を40㎡以上とする緩和措置の延長(所得要件:合計所得金額1,000万円以下)

- ・認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得のみが延長となる。
- ・特例対象個人以外の場合においても適用がある。

1. 改正の趣旨・背景

(1) 住宅ローン控除とは

住宅ローンの利用により住宅の新築・取得・増改築等をした場合に、居住の年から一定期間にわたって所得税額等を減額することができる制度である。原則、住宅ローン控除の控除期間は13年であり、各年の借入金等の年末残高(限度額あり)の0.7%につき所得税額等を減額する。

(2) 政策の必要性

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど様々なニーズを抱えており、また住宅購入者に占める子育て・若者夫婦世帯の割合は7割以上である。

住宅ローン控除の控除対象借入限度額は2024(令和6)年以降、新築住宅等を取得する場合、縮小される予定であったが、令和6年税制改正において子育て世代に限り2023(令和5)年中に入居した場合と同水準に据え置かれ、また令和7年度税制改正においても令和7年限りとして、同様の措置が講じられる。

また子育て世帯はその他の世帯と比べて借入額が大きい傾向にあることに加え、駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえて、認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されることがないものを取得した場合の床面積要件について、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する措置が1年延長される(当該改正は特例対象個人に限らず適用される)。

2. 改正の内容

(1) 住宅ローン控除の全体像

		入居時期					
		2022(令和4)年 2023(令和5)年		2024(令和6)年		2025(令和7)年	
		控除対象借入限度額 控除限度額(年)	控除期間 最大控除額	控除対象借入限度額 控除限度額(年)	控除期間 最大控除額	控除対象借入限度額 控除限度額(年)	控除期間 最大控除額
新築・買取再販	認定住宅	5,000万円 35万円(年)	13年 455万円	4,500万円 31.5万円(年)		13年 409.5万円	
				特例対象個人 5,000万円 35万円(年)	13年 455万円	【改正①】特例対象個人 5,000万円 35万円(年)	
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	3,500万円 24.5万円(年)		13年 318.5万円	
				特例対象個人 4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	【改正①】特例対象個人 4,500万円 31.5万円(年)	
	省エネ基準適合住宅	4,000万円 28万円(年)	13年 364万円	3,000万円 21万円(年)		13年 273万円	
				子育て特例対象個人 4,000万円 28万円(年)	13年 364万円	【改正①】特例対象個人 4,000万円 28万円(年)	
	一般住宅	3,000万円 21万円(年)	13年 273万円	適用なし	2,000万円 14万円(年)		
				2023(令和5)年12月31日までに建築確認を受けた新築住宅に限る(注)			
中古	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅 ・省エネ基準適合住宅			3,000万円 21万円(年)	10年 210万円		
	一般住宅			2,000万円 14万円(年)	10年 140万円		
控除率		0.7%					
所得要件 (適用対象者の適用を受ける年分)		合計所得金額が2,000万円以下					
床面積要件		50㎡以上 合計所得金額が1,000万円以下の場合40㎡以上 【改正②】2025(令和7)年12月31日までに建築確認を受けた認定住宅等の新築又は認定住宅 等で建築後使用されたことのないものを取得した場合 (認定住宅等以外の住宅の場合には2023(令和5)年12月31日までに建築確認必要)					

(注)2024(令和6)年1月1日以後に建築確認を受けた場合においても、登記簿上の建築日付が2024(令和6)年6月30日以前であれば適用対象

2. 改正の内容

(2) 内容

① 子育て世帯を対象とした支援措置の延長

特例対象個人(注)が、認定住宅等の新築等(※1)をして2025(令和7)年中に入居した場合の控除対象借入限度額が、2023(令和5)年中に入居した場合と同水準に据え置かれる。

(注)特例対象個人とは以下のいずれかに該当する者をいう

- 年齢40歳未満であって配偶者を有する者
- 年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者
- 年齢19歳未満の扶養親族を有する者

※年齢又は配偶者若しくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、12月31日(これの方が年の中途中で死亡した場合には、その死亡の時)の現況による。

		入居時期		
		2023(令和5)年	2024(令和6)年	2025(令和7)年
控除対象借入限度額	新築・買取再販	認定住宅	5,000万円 4,500万円 特例対象個人 5,000万円	4,500万円 4,500万円 特例対象個人 5,000万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円 3,500万円 特例対象個人 4,500万円	3,500万円 3,500万円 特例対象個人 4,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円 3,000万円 特例対象個人 4,000万円	3,000万円 3,000万円 特例対象個人 4,000万円

※1 認定住宅等の新築もしくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をいう。「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

② 床面積要件を40㎡以上とする緩和措置の延長(所得要件:合計所得金額1,000万円以下)

- ・2025(令和7)年12月31日以前に建築確認済みの認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものを取得した場合を緩和措置の適用対象とする。
- ・特例対象個人以外の場合においても適用がある。

2. 改正の内容

【用語の説明】

		種類	説明
認定住宅等	① 認定住宅	② 認定長期優良住宅	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当するものとして証明がされたものをいう。
		③ 認定低炭素住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物に該当する家屋および同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建物に該当するものとして証明がされたものをいう。
	④ ZEH水準省エネ住宅		①以外の家屋でエネルギーの仕様の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋で以下のすべての基準に該当するものとして証明がされたものをいう。 (イ)断熱等性能等級5級以上 (ロ)一次エネルギー消費量等級6以上
	⑤ 省エネ基準適合住宅		①および④以外の家屋でエネルギーの仕様の合理化に資する住宅のように供する家屋で以下のすべての基準に該当するものとして証明がされたものをいう。 (イ)断熱等性能等級4以上 (ロ)一次エネルギー消費量等級4以上

2. 改正の内容

【控除期間中の最大控除税額】※特例対象個人が2025(令和7)年に入居した場合
(認定住宅の場合)

住宅借入金等を有する場合の特別控除
住宅借入金等年末残高(最大5,000万円)の0.7%(最大35万円)

35万円													
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	

※合計最大控除額455万円(=35万円×13年)を受けるためには、金利0.5%・35年元利均等返済を前提とした場合、借入当初において7,707万円の借入が必要となる。

(ZEH水準省エネ住宅の場合)

住宅借入金等を有する場合の特別控除
住宅借入金等年末残高(最大4,500万円)の0.7%(最大31.5万円)

31.5万円													
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	

※合計最大控除額409.5万円(=31.5万円×13年)を受けるためには、金利0.5%・35年元利均等返済を前提とした場合、借入当初において6,936万円の借入が必要となる。

(省エネ基準適合住宅の場合)

住宅借入金等を有する場合の特別控除
住宅借入金等年末残高(最大4,000万円)の0.7%(最大28万円)

28万円													
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	

※合計最大控除額364万円(=28万円×13年)を受けるためには、金利0.5%・35年元利均等返済を前提とした場合、借入当初において6,165万円の借入が必要となる。

2. 改正の内容

(3) 住宅ローン控除を最大限に活用するための当初借入金額

住宅ローン控除の税額控除を最大とするためには、控除期間最終年である13年目(10年目)の年末ローン残高が控除対象借入限度額と同額残っている必要がある。

【前提:金利0.5%・返済期間35年・元利均等返済】

控除対象借入限度額	5,000万円	4,500万円	4,000万円	3,500万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円
控除期間	13年	13年	13年	13年	13年	10年	10年
当初借入金額	7,700万円	6,936万円	6,165万円	5,395万円	4,624万円	4,099万円	2,733万円
控除額(年)	35万円	31.5万円	28万円	24.5万円	21万円	21万円	14万円
控除合計額	455万円	409.5万円	364万円	318.5万円	273万円	210万円	140万円

表の見方:例えば、控除期間最終年である13年後の借入残高が5,000万円となる当初借入金額は7,707万円である。その場合に毎年35万円、13年間の合計で455万円の税額控除が受けられる。

3. 参考 住宅ローン控除の概要

【住宅ローン控除を受けるための主な要件】

項目	主な要件
(1) 控除対象の住宅借入金等の額	<p>次の住宅借入金等(償還期間10年以上)の年末残高</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築、建築後使用されたことのない住宅の取得、既存住宅の取得 ・住宅とともに取得するその住宅の敷地の用に供される土地等の取得 ・一定の増改築等
(2) 対象住宅等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築又は新築住宅の取得 <ul style="list-style-type: none"> ①床面積50㎡以上 <ul style="list-style-type: none"> 適用者の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限り床面積40㎡以上 (2025(令和7)年12月31日までに建築確認を受けた認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものを取得した場合※) ※認定住宅等以外の住宅の場合には2023(令和5)年12月31日までに建築確認が必要 ②床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住の用に供するものであること ・既存住宅の取得 <ul style="list-style-type: none"> ①床面積50㎡以上 ②床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住の用に供するものであること ③以下の(イ)～(ハ)のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> イ)築後20年以内(耐火建築物は25年以内) ロ)地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合すること ハ)上記(イ)(ロ)に該当しないもののうち、その取得の日までに耐震改修を行う申請をし、且つ、居住の用に供した日までにその耐震改修により家屋が耐震基準に適合することを証明すること ・一定の増改築等 <ul style="list-style-type: none"> ①床面積50㎡以上 ②床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住の用に供するものであること ③増改築等の工事費が100万円を超えるもの(居住用部分の工事費が全体の2分の1以上)
(3) 所得要件	合計所得金額2,000万円以下

3. 参考 住宅ローン控除の概要

【住宅ローン控除の変遷(一般住宅)】

居住年	借入金等の 年末残高の限度額	控除期間	控除率	各年の 控除限度額	最大控除額	
平成11年1月～平成13年6月	5,000万円	15年	1～6年目 1.0%	50万円	587.5万円	
			7～11年目 0.75%	37.5万円		
			12～15年目 0.5%	25万円		
平成13年7月～平成16年12月	5,000万円	10年	1.0%	50万円	500万円	
平成17年	4,000万円	10年	1～8年目 1.0%	40万円	360万円	
			9～10年目 0.5%	20万円		
平成18年	3,000万円	10年	1～7年目 1.0%	30万円	255万円	
			8～10年目 0.5%	15万円		
平成19年	2,500万円	10年	1～6年目 1.0%	25万円	200万円	
			7～10年目 0.5%	12.5万円		
		15年	1～10年目 0.6%	15万円		
11～15年目 0.4%	10万円					
平成20年	2,000万円	10年	1～6年目 1.0%	20万円		160万円
			7～10年目 0.5%	10万円		
		15年	1～10年目 0.6%	12万円		
			11～15年目 0.4%	8万円		
平成21年～平成22年	5,000万円	10年	1.0%	50万円	500万円	
平成23年	4,000万円	10年	1.0%	40万円	400万円	
平成24年	3,000万円	10年	1.0%	30万円	300万円	
平成25年	2,000万円	10年	1.0%	20万円	200万円	
平成26年1月～平成26年3月	2,000万円	10年	1.0%	20万円	200万円	
平成26年4月～令和3年12月	4,000万円(注1)	10年	1.0%	40万円	400万円	
令和元年10月～令和4年12月 (消費税10%適用時のみ)(注3)	4,000万円	13年	1～10年目 1.0%	40万円	480万円	
			11～13年目 (注2)	26.6万円		
令和4年1月～令和5年12月	3,000万円	13年	0.7%	21万円	273万円	
令和6年1月～令和7年12月(注4)	2,000万円	10年	0.7%	14万円	140万円	

(注1)消費税率8%以外又は10%以外が適用される住宅の取得等の場合は2,000万円が限度

(注2)下記(ア)又は(イ)のいずれか少ない金額

(ア)住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1.0%

(イ)住宅取得等の対価又は費用の額(税抜)(4,000万円を限度)×2%÷3

(注3)令和3年以降の居住については契約時期の要件あり

(注4)2023(令和5)年までに建築確認を受けた新築住宅に限るが、2024(令和6)年1月1日以後に建築確認を受けた場合においても、登記簿上の建築日付が2024(令和6)年6月30日以前であれば適用対象

3. 参考 住宅ローン控除の概要

【住宅ローン控除等の一覧】

制度	「住宅ローン」型					「投資型減税」型(注2)			
認定住宅	居住年	控除対象借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額(13年)	居住年	控除対象限度額	控除率	控除限度額
	令和6年1月～ 令和7年12月	4,500万円	0.7%	31.5万円	409.5万円	令和6年1月～ 令和7年12月	650万円	10%	65万円
	【特例対象個人】								
	居住年	控除対象借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額(13年)				
	令和6年1月～ 令和7年12月	5,000万円	0.7%	35万円	455万円				
ZEH水準省エネ住宅	居住年	控除対象借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額(13年)	居住年	控除対象限度額	控除率	控除限度額
	令和6年1月～ 令和7年12月	3,500万円	0.7%	24.5万円	318.5万円	令和6年1月～ 令和7年12月	650万円	10%	65万円
	【特例対象個人】								
	居住年	控除対象借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額(13年)				
	令和6年1月～ 令和7年12月	4,500万円	0.7%	31.5万円	409.5万円				
省エネ基準適合住宅	居住年	控除対象借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額(13年)				
	令和6年1月～ 令和7年12月	3,000万円	0.7%	21万円	273万円				
	【特例対象個人】								
	居住年	控除対象借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額(13年)				
	令和6年1月～ 令和7年12月	4,000万円	0.7%	28万円	364万円				
一般住宅の取得 一般の増改築等	居住年	控除対象借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額(13年)				
	令和6年1月～ 令和7年12月(注1)	2,000万円	0.7%	14万円	273万円				

(注1)2023(令和5)年までに建築確認を受けた新築住宅に限るが、2024(令和6)年1月1日以後に建築確認を受けた場合においても、登記簿上の建築日付が2024(令和6)年6月30日以前であれば適用対象

(注2)「投資型減税」型は、自己資金により取得等しても、ローンにより取得等しても適用可。なお「住宅ローン」型と「投資型減税」型の併用は不可。

(所得税:子育て世帯等に対する住宅ローン控除の延長)

3. 参考 住宅ローン控除の概要

【他の特例との適用関係】

区分	譲渡益の場合			譲渡損の場合		住宅借入金等特別控除との併用
	所有期間10年超		所有期間10年以下	所有期間5年以上	所有期間5年以下	
	居住期間10年以上	居住期間10年未満				
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法31の3)	○ ↑ 併用適用可 ↓ 選択適用	(併用適用可)	×			×
居住用財産の譲渡所得の特別控除(措法35)		(併用適用可)	○			×
特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法36の2,36の5)		×	×			×
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等(措法41の5)				○ ↑ 選択適用 ↓	×	○
特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等(措法41の5の2)				○ ↓ 選択適用	×	○

(注)新居宅に居住した年の翌年以後3年以内に旧居宅を譲渡した場合で、特例の適用を受けるときは、住宅ローン控除の適用は受けられない。(措法41)

【住宅取得等資金贈与との適用関係】

住宅ローン控除の計算における「住宅借入金等の金額の合計額」については、以下の金額のうちいずれか低い金額となる。

- ① 住宅の取得等に係る借入金の金額
- ② 住宅の取得等に係る対価の額

ただし、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税又は特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の適用を受けた部分の金額は、②の住宅の取得等に係る対価の額から控除する。

4. 適用時期

(1) 子育て世帯等を対象とした支援措置の延長

2025(令和7)年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用される(1年延長)。

(2) 床面積要件を40㎡以上とする緩和措置の延長

2025(令和7)年12月31日以前に建築確認済みの認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものを取得した場合に緩和措置の対象となる(1年延長)。

5. 実務のポイント

(1) 子育て世帯等を対象とした支援措置の延長

- ・認定住宅等の新築等をした場合にのみ適用がある。
- ・中古物件を取得した場合には、適用がない。
- ・特例対象個人に該当しない場合(独身者、子供のいない40歳以上の夫婦等)には、恩恵はない。
- ・年齢の判定時期は、12月31日現在の年齢で判定される。

(2) 床面積要件を40㎡以上とする緩和措置の延長(所得要件:合計所得金額1,000万円以下)

- ・認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得のみが延長の対象となる(認定住宅等に該当しない場合は2023(令和5)年12月31日までに建築確認を受けたものに限る)。
- ・特例対象個人以外の場合においても適用がある。

7.子育て対応改修工事に係る住宅リフォーム税制の延長

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

子育てに対応した住宅へのリフォームを支援し、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事に係る特例措置について、2024(令和6)年限りの措置とした特例措置を1年間の時限的な措置として延長される。

2. 内容

既存住宅に係る子育て対応改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用期限が2025(令和7)年12月31日まで**1年間延長**される。

3. 適用時期

特例対象個人が一定の子育て対応改修工事をして、2025(令和7)年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象とされる。

1. 改正の趣旨・背景

わが国の2022年の出生数は約77万人と過去最低であり、少子化は危機的な状況を迎えている。理想のこども数を持たない理由の一つとして若い世代を中心に「家が狭いから」という理由が挙げられており、また、子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する必要がある。また子育てに対する不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、住宅のハード面の性能向上により子育ての負担の軽減を図る必要がある。

税制においても子育てに対応した住宅へのリフォームを支援することで、子育て世帯の居住環境を改善し、少子化対策を進めていく。

2. 制度の内容

(1)住宅リフォーム税制の全体像

居住年	必須工事			控除限度額	住宅借入金等特別控除との併用可否		
	対象工事	対象工事限度額	控除率				
令和6年4月1日～令和7年12月31日 (改正前:～令和6年12月31日)	子育て対応改修	250万円	10%	62.5万円	併用不可		
令和4年1月1日～令和7年12月31日	耐震改修※1	250万円		62.5万円	併用可能※3		
令和4年1月1日～令和7年12月31日	バリアフリー改修	200万円		60万円	併用不可		
令和4年1月1日～令和7年12月31日	省エネ改修	250万円 (350万円)		62.5万円 (67.5万円)			
令和4年1月1日～令和7年12月31日	三世代同居改修	250万円		62.5万円			
令和4年1月1日～令和7年12月31日	耐久性向上 (+耐震改修)	250万円		62.5万円			
令和4年1月1日～令和7年12月31日	耐久性向上 (+省エネ改修)	250万円 (350万円)		62.5万円 (67.5万円)			
令和4年1月1日～令和7年12月31日	耐久性向上 (+耐震改修+省エネ改修)	500万円 (600万円)		75万円 (80万円)			
+							
			その他工事				
			対象工事	対象工事限度額※2	控除率	控除限度額	住宅借入金等特別控除との併用可否
			必須工事の対象工事限度額超過分+その他のリフォーム費用の額	必須工事の標準的な費用相当額と同額までの金額	5%	62.5万円	併用不可
						62.5万円 (67.5万円)	
			62.5万円				
			62.5万円				
			62.5万円 (67.5万円)				
			75万円 (80万円)				

※()は太陽光発電を設置する場合の限度額となる。

※1 昭和56年5月31日以前に建築された建物のみ対象となる。

※2 最大対象工事限度額は、必須工事と合わせて1,000万円が限度となる。

※3 要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除の特例との併用はできない。

2. 制度の内容

(2) 既存住宅に係る子育て対応改修工事をした場合の所得税額の特別控除

① 内容

特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、居住の用に供した場合には、一定の金額をその年分の所得税額から控除する。

② 特例対象個人(以下のいずれかに該当する者)

- ・年齢40歳未満であって配偶者を有する者
- ・年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者
- ・年齢19歳未満の扶養親族を有する者

※年齢又は配偶者若しくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、12月31日(これらの方が年の途中で死亡した場合には、その死亡の時)の現状による。

③ 一定の子育て対応改修工事

- ・住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ・対面式キッチンへの交換工事
- ・開口部の防犯性を高める工事
- ・収納設備を増設する工事
- ・開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ・間取り変更工事(一定のものに限る)

【特例対象個人】以下のいずれかに該当

	本人	家族
1	40歳未満	(年齢問わず)配偶者あり
2	40歳以上	40歳未満の配偶者あり
3	年齢問わず	19歳未満の扶養親族あり

子育てに対応した住宅への 主なリフォームイメージ



転落防止の手すりの設置



可動式間仕切り壁の設置



対面式キッチンへの交換



防音性の高い床への交換

(出典:国土交通省「令和6年度国土交通省税制改正概要」)

2. 制度の内容

④主な適用要件

- ・その年分の合計所得金額が2,000万円以下
- ・家屋の床面積が50㎡以上
- ・子育て対応改修工事に係る標準的な費用の額(その工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合はその額を控除した額)が50万円を超えるもの

⑤特別控除額

必須工事			その他工事			特別控除 限度額		
対象工事	対象工事 限度額	控除率	対象工事	対象工事 限度額※	控除率			
標準的な費用相当額	250万円	10%	+	必須工事の対象工事限度額超過分+その他のリフォーム費用の額	必須工事の標準的な費用相当額と同額までの金額	5%	=	62.5万円

※ 最大対象工事限度額は、必須工事と合わせて1,000万円が限度となる。

⑥標準的な費用の額

子育て対応改修工事の標準的な費用の額とは、子育て対応改修工事の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に、その子育て対応改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいい、増改築等工事証明書において確認することができる。

2. 制度の内容

子育て対応改修工事の標準的な費用の額（令和6年国土交通省告示第304号）

子育て対応改修工事の内容		単位あたりの金額	単位	
①住宅内における子どもの事故を防止するために行う工事	(イ) 壁又は柱の出隅を子どもの衝突による事故の防止に資する構造のものに改良する工事	11,000円	当該工事の箇所数	
	(ロ) 床仕上げ材を子どもの転倒による事故の防止に資する構造のものに改良する工事	衝撃緩和型畳床への取り替え	8,300円	当該工事の施工面積(単位㎡)
		クッションフロアへの取り替え	7,000円	当該工事の施工面積(単位㎡)
	(ハ) 転落防止のための手すりを取り付ける工事	バルコニーへの取り付け	13,500円	当該手すりの長さ(単位m)
		2階以上の窓への取り付け	20,300円	当該手すりの本数(単位本)
		廊下又は階段への取り付け	36,300円	当該手すりの長さ(単位m)
	(ニ) 室内ドアを子どもの指の挟み込みによる事故の防止に資する構造のものに取り替える工事	104,500円	当該工事の箇所数	
	(ホ) チャイルドフェンスを取り付ける工事	造作工事	115,000円	当該工事の箇所数
既製品の取り付け		15,000円	当該工事の箇所数	
(ハ) コンセントを乳幼児の感電による事故の防止に資するものに取り替える工事	シャッター付きコンセント	4,000円	当該工事の箇所数	
	乳児の手が届かない高さへの移設	7,100円	当該工事の箇所数	
②対面式キッチンに取り替える工事		1,477,200円	当該工事の箇所数	
③開口部を侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする工事	(イ) 玄関ドアの取り替え	396,500円	当該工事の箇所数	
	(ロ) サッシ及びガラスの取り替え	57,400円	当該開口部の面積(単位㎡)	
	(ハ) 面格子の取り付け	55,400円	当該工事の箇所数	
④棚その他の収納設備を増設する工事		163,900円	当該収納設備の水平投影面積(単位㎡)	
⑤開口部、界壁又は界床の防音性を高める工事	(イ) 窓の工事	52,400円	当該窓の面積(単位㎡)	
	(ロ) 界壁の工事	17,400円	当該工事の施工面積(単位㎡)	
	(ハ) 界床の工事	39,900円	当該工事の施工面積(単位㎡)	

2. 制度の内容

子育て対応改修工事の標準的な費用の額（令和6年国土交通省告示第304号）

子育て対応改修工事の内容		単位あたりの金額	単位
⑥以下の間取り変更工事 ・子ども部屋の増設 ・水回りの近接 ・子どもを見守りやすい間取りへの変更	(イ) 間仕切壁の設置又は解体のみを行う工事	159,400円	当該工事の箇所数
	-	26,800円	当該工事の施工面積 (単位㎡)
	⑥(ロ)と併せて行う調理室の位置を変更する工事	1,346,900円	-
	⑥(ロ)と併せて行う浴室の位置を変更する工事	971,100円	-
	⑥(ロ)と併せて行う便所の位置を変更する工事	402,100円	-
	⑥(ロ)と併せて行う洗面所の位置を変更する工事	481,200円	-

※「標準的な費用の額」とは、上の表の子育て対応改修工事項目に応じ、「単位あたりの金額」に「単位」を乗じたものの合計額をいう。

※上記①～⑥のいずれかに該当する工事で、補助金等の額を控除した後の標準的な費用の額が50万円を超えるものが対象となる。

※上の表の金額は、子育て対応改修工事をした家庭に、令和6年4月1日から令和6年12月31日までに居住の用に供した場合の数値となる。

3. 改正の内容

既存住宅に係る子育て対応改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限が2025(令和7)年12月31日まで**1年間延長**される。

ただし、特例対象個人がその年の前年分の所得税について本特例の適用を受けている場合には、適用されない(当該前年分の所得税について本特例の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について対象子育て対応改修工事等をした場合は、この限りでない)。

4. 適用時期

既存住宅に係る子育て対応改修工事をした場合の所得税額の特別控除については、特例対象個人が一定の子育て対応改修工事をして、2025(令和7)年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象とされる。

(所得税:子育て対応改修工事に係る住宅リフォーム税制の延長)

5. 参考 住宅リフォーム税制の一覧

【延長】子育て対応改修工事	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和6年4月～令和7年12月	250万円	10%	750万円	5%	62.5万円
耐震改修工事	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和4年1月～令和7年12月	250万円	10%	750万円	5%	62.5万円
バリアフリー改修工事	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和4年1月～令和7年12月	200万円	10%	800万円	5%	60万円
省エネ改修工事	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和4年1月～令和7年12月	250万円(350万円)	10%	750万円(650万円)	5%	62.5万円(67.5万円)
三世代同居改修工事	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和4年1月～令和7年12月	250万円	10%	750万円	5%	62.5万円
耐久性向上改修工事 (+耐震改修工事)	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和4年1月～令和7年12月	250万円	10%	750万円	5%	62.5万円
耐久性向上改修工事 (+省エネ改修工事)	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和4年1月～令和7年12月	250万円(350万円)	10%	750万円(650万円)	5%	62.5万円(67.5万円)
耐久性向上改修工事 (+耐震改修工事+省エネ改修工事)	居住年	必須工事 限度額	控除率	その他工事 限度額	控除率	控除限度額
	令和4年1月～令和7年12月	500万円(600万円)	10%	500万円(400万円)	5%	75万円(80万円)

※()は太陽光発電を設置する場合の限度額となる。

※いずれの工事も、自己資金により取得等をして、ローンにより取得等をしても適用可能。

8.確定拠出年金制度等の見直し対応

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

働き方やライフコースが多様化する中で、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとし、豊かな老後生活に向けての安定的な資産形成の助けとなるようにする。

2. 内容

税制上は改正なし。

3. 適用時期

確定拠出年金法等の改正後も、税制上の措置を引続き同様に適用する。

4. 影響

現在の生活資金と老後の生活資金とのバランスを考えて、年金制度を活用し、年金等の拠出額を決定する必要がある

5. 対応策

今後の年金制度改革の動向を見守る必要がある。

1. 改正の趣旨・背景

働き方やライフコースが多様化する中で、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられるため、確定拠出年金法等について、下記の見直しが行われた後も税制上の措置を引続き同様に適用する。

- ・ 勤務先の企業年金の有無、企業年金の形態の違いにかかわらず、継続的に、かつ、平等に資産形成ができる環境の整備を進める必要がある。そのため、iDeCoの拠出限度額について、「穴埋め式」(企業年金の種類や有無にかかわらず、全体として同じ拠出限度額の範囲内で柔軟にiDeCoの利用を可能にする方式)による引上げを行う。改正後は、企業年金で拠出限度額に達していない場合、不足分をiDeCoで補完することが可能になる。
- ・ 公的年金を補完し、老後に向けた資産形成を支援するという私的年金の役割を踏まえ、賃金上昇の状況を勘案して、確定拠出年金の拠出限度額について、7千円の引上げを行う。
- ・ 公的年金による保障が相対的に限定されている個人事業主のiDeCo等の拠出限度額についても7千円の引上げを行う。

2. 改正の内容

(1) 改正の内容

確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について下記の見直しが行われた後も、税制上の措置を引続き同様に適用する。

<確定拠出年金法等の改正>

① 企業型確定拠出年金(DC)制度におけるマッチング拠出

企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

2. 改正の内容

- ② 企業型確定拠出年金(DC)の拠出限度額を下記とする。
 - イ 確定給付企業年金(DB)制度に加入していない者
 - … 月額6.2万円(改正前:月額5.5万円)
 - ロ 確定給付企業年金(DB)制度の加入者
 - … 月額6.2万円(改正前:月額5.5万円)から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額

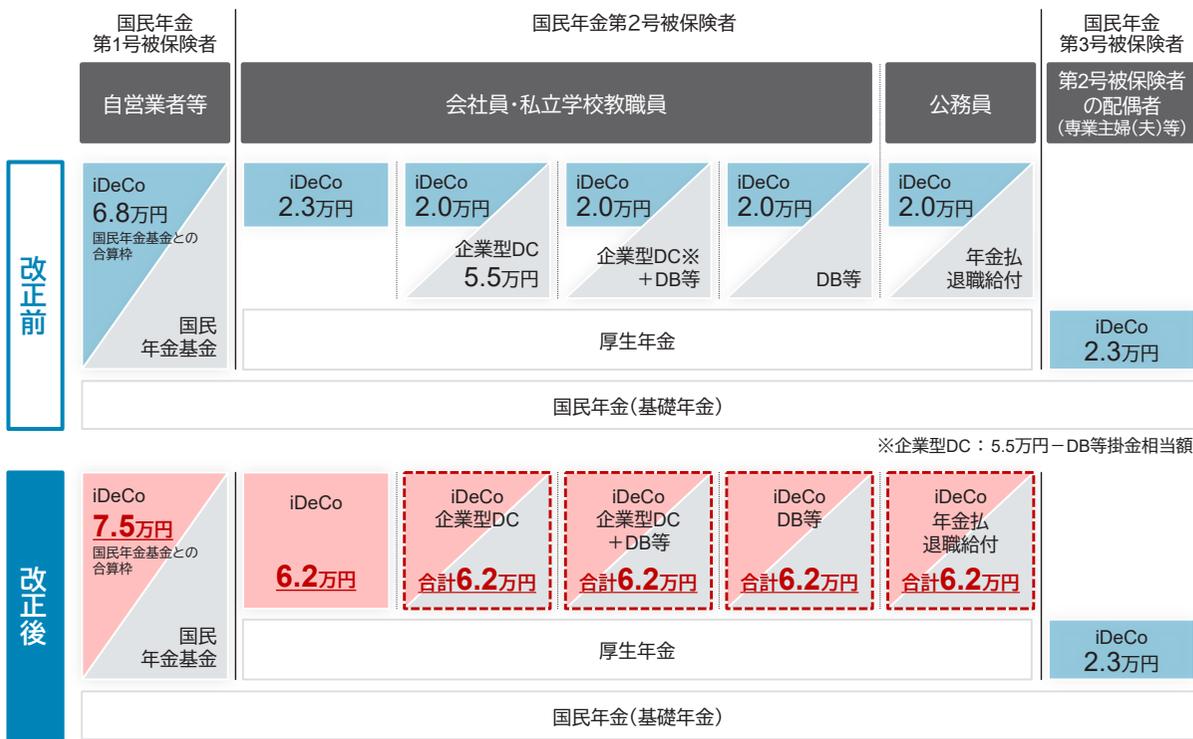
- ③ 60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入できない者のうち、iDeCoの加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産をiDeCoに移換できる者で、老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金を受給していない者の取扱いを下記とする。
 - … 新たにiDeCoの対象とする
 - … 拠出限度額を月額6.2万円とする

- ④ iDeCoの拠出限度額を下記とする。
 - イ 国民年金第1号被保険者
 - … 月額7.5万円(改正前:月額6.8万円)
 - ロ 企業年金加入者
 - … 月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額(改正前:月額2.0万円)
 - ハ 企業年金未加入者(国民年金第1号被保険者及び国民年金第3号被保険者を除く)
 - … 月額6.2万円(改正前:月額2.3万円)

- ⑤ 国民年金基金の掛金額の上限を下記とする。
 - … 月額7.5万円(改正前:月額6.8万円)

2. 改正の内容

(2) 確定拠出年金 掛金拠出限度額(月額)イメージ



2. 改正の内容

(3) 参考 各年金制度の内容

・企業型DC

企業が毎月掛金を拠出して、従業員が運用商品を選択するタイプの確定拠出年金。
企業によっては、従業員が掛金を上乗せ(マッチング拠出)することができる。
年金の給付額は決まっておらず、運用商品の成績に応じて年金額が決まる。

・iDeCo

個人が任意で加入するタイプの確定拠出年金(一定の中小事業主が掛金を上乗せすることもできる)。
企業型DCに加入している人も、一定の要件を満たしていれば加入することができる。
年金の給付額は決まっておらず、運用商品の成績に応じて年金額が決まる。

・確定給付企業年金(DB)

企業の退職金制度の1つで、年金の給付額が確定している。
運用成績が悪いときは不足額を企業が負担することになるため、確定拠出年金への移行が進んでいる。

・国民年金基金

国民年金第1号被保険者(自営業者等)が、強制加入の国民年金(老齢基礎年金)に上乗せして任意に加入する公的な年金制度。

2. 改正の内容

(4) 参考 各年金制度についての税制上の取扱い

年金制度	掛金の支払		運用中の運用益	一時金の受取	年金の受取
	加入者	事業主	加入者	加入者	
企業型DC (確定拠出)	全額所得控除 (小規模企業共済等掛金控除) ※マッチング拠出の場合	全額 損金算入	非課税	退職所得 (退職所得 控除)	雑所得 (公的年金 控除)
iDeCo (確定拠出)	全額所得控除 (小規模企業共済等掛金控除)				
DB (確定給付)	所得控除 控除限度有 (生命保険料控除:個人年金)				
国民年金基金 (確定給付)	全額所得控除 (社会保険料控除)				

3. 適用時期

税制上は、改正なし。

4. 実務のポイント

豊かな老後生活に向け、現在の生活資金と老後の生活資金とのバランスを考えて、年金制度を活用し、掛金拠出額を決定する必要がある。

今後の年金制度改革の動向を確認する。

9.給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

- 年金課税については、公的年金等控除が給与所得を得ている年金受給者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の両方の適用により、同じ収入額でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者の間で税負担が異なることについて、公平性の観点から指摘がなされてきた。
- 在職老齢年金支給停止調整額の引上げが行われると、給与収入を得つつより多くの年金を受け取る者が増えることが想定され、税負担の公平性の問題がより大きく顕在化する。

2.内容

給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とする。

3.適用時期

在職老齢年金制度の見直しの帰趨を踏まえ、2026(令和8)年度税制改正において法制化を行う。

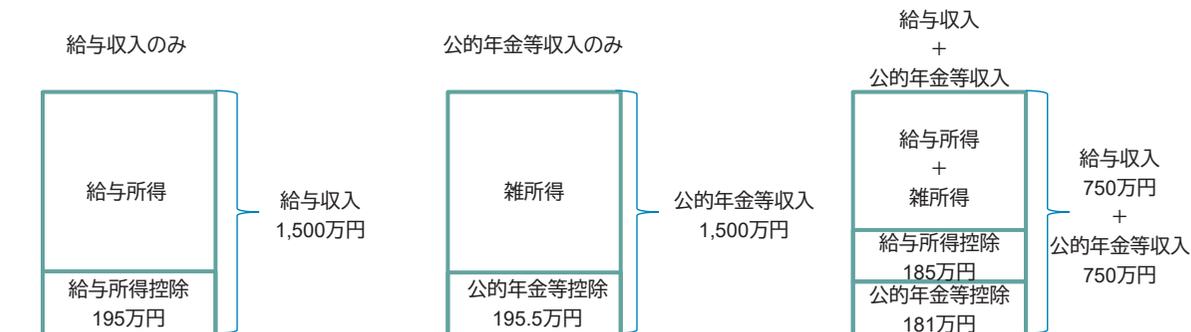
1. 改正の趣旨・背景

(1) 趣旨・背景

年金課税については、公的年金等控除が給与所得を得ている年金受給者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の両方の適用により、同じ収入額でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者の間で税負担が異なることについて、公平性の観点から指摘がなされてきた。

在職老齢年金支給停止調整額の引上げが行われると、給与収入を得つつより多くの年金を受け取る者が増えることが想定され、税負担の公平性の問題がより大きく顕在化する。

【給与収入のみと、公的年金等収入のみと、給与収入＋公的年金等収入が1,500万円の場合の控除額の比較】



給与所得控除と公的年金等控除の両方が適用されることにより、同じ1,500万円の収入でも、給与収入と公的年金等収入を各々750万円有する場合は、給与所得控除と公的年金等控除の合計額は366万円となり、給与収入のみ、または、公的年金収入のみの場合と比べて所得は171万円または170万5千円減少し、税負担も減少することになる。



改正後は給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限が280万円になる。

1. 改正の趣旨・背景

(2) 公的年金等に係る所得と控除の沿革

- ・昭和32年改正前においては、社会保険等制度に基づく年金はその支払者もとの使用者ではなく、各種の社会保険制度に基づく支払機関であったことから給与所得には当たらず雑所得として課税されていた。
- ・昭和32年度の改正で、公的年金は給与所得者であった者が過去の勤務に関連して受ける給付という性格を有し、その給付の原資の大部分は過去にその者の使用者が使用者としての立場で払い込んだ掛金や保険料であることからその給付の実質は、元の使用人から支給される退職年金と同様に、給与等に類するものととらえ、年金給付を給与等とみなし給与所得として課税することとされた。
- ・昭和61年に税制調査会により、給与所得控除は、勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するなど給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨から設けられたものであるため必ずしもこのような実情が認められない公的年金について、給与所得控除を適用することは合理的ではない、と指摘された。
- ・昭和62年度の改正において公的年金等に係る控除を公的年金等であるが故の負担調整措置と整理し公的年金等の特性に即した控除(公的年金等控除)を適用し、雑所得として課税することとされた。
- ・令和5年に税制調査会により、公的年金等控除は、給与所得を得ている者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の重複適用により、同じ収入でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者とで税負担が異なる、と指摘された。

(3) 在職老齢年金制度とその動向

在職老齢年金制度とは、厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組みをいう。年金制度改革の中で在職老齢年金支給停止調整額(令和7年1月現在は50万円)の引上等の見直しが検討されている。給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限の設定に当たり、当該見直しにより、公的年金収入が増加する者には年金収入の増加と併せて手取りが減少しない範囲で、また、年金収入に変化がない者については影響が生じないように検討が行われた結果、上限を280万円とすることとなった。

2.内容

(1)改正点

給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とする。

(2)給与収入のみと、給与収入＋公的年金等収入が同額の場合の控除額の比較

前提:65歳以上、公的年金等収入は200万円で固定

(単位:万円)

給与収入 のみの場合	給与収入	400	500	600	700	800	830	900	1000	1200	1500
	給与所得控除	124	144	164	180	190	193	195	195	195	195
給与収入と 公的年金等収入 がある場合	給与収入	200	300	400	500	600	630	700	800	1000	1300
	公的年金等収入	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	合計	400	500	600	700	800	830	900	1000	1200	1500
	給与所得控除	68	98	124	144	164	170	180	190	195	195
	公的年金等控除	110	110	110	110	110	110	110	110	110	100
	控除額合計(改正前)	178	208	234	254	274	280	290	300	305	295
	控除額合計(改正後)	178	208	234	254	274	280	280	280	280	280

前提:65歳以上、公的年金等収入は400万円で固定

(単位:万円)

給与収入 のみの場合	給与収入	400	500	600	700	800	900	940	1000	1200	1500
	給与所得控除	124	144	164	180	190	195	195	195	195	195
給与収入と 公的年金等収入 がある場合	給与収入	0	100	200	300	400	500	540	600	800	1100
	公的年金等収入	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
	合計	400	500	600	700	800	900	940	1000	1200	1500
	給与所得控除		65	68	98	124	144	152	164	190	195
	公的年金等控除	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128
	控除額合計(改正前)	128	183	196	226	252	272	280	292	318	323
	控除額合計(改正後)	128	183	196	226	252	272	280	280	280	280

※この他、所得金額調整控除の適用がある。

※給与所得控除は令和7年度の給与所得控除改正前の控除額

※万円未満四捨五入

改正後は控除額が減額するため税負担が増加

3.適用時期

在職老齢年金制度の見直しの帰趨を踏まえ、2026(令和8)年度税制改正において法制化を行う。

10.退職所得控除の調整規定等の見直し

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

退職金を受け取った場合、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1が、退職所得として累進税率により課税される。また、退職所得控除額の計算において、退職手当等を受け取った年の前年以前4年内(DC一時金(※1)の場合には19年内(※2))に他の退職手当等を受け取った場合には、勤続年数の重複排除規定が適用される。

定年の引き上げ等により、退職手当等を受け取る場合において5年前に既にDC一時金を受給しているケースも増えてきており、この場合、勤続年数の重複排除は適用されず、DC一時金及び退職手当等一時金のいずれも退職所得控除を満額利用することができる。

今回の改正は、課税の公平性の観点から、退職手当等を受け取る場合において、既にDC一時金を受給していたときは、退職所得控除の計算における勤続年数の重複排除の調整対象期間を延長するものである。

※1 DC一時金は、確定拠出年金法に基づく老齢給付金として一時に受け取るものをいう。企業型(DC)及び個人型(iDeCo)の2種類がある。

※2 2022年4月1日以後に支払いを受けるDC一時金について適用する。

2.内容

- (1)退職手当等の一時金の支払を受ける年の前年以前9年内に、DC一時金を受給している場合には、退職所得控除の計算上、勤続年数の重複排除調整の対象とする(改正前:4年内)。
- (2)退職手当等の支払者のDC一時金に係る「退職所得の受給に関する申告書」の保存期間を10年とする(改正前:7年)。
- (3)退職手当等の支払者は、退職手当等を受け取る全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長へ提出しなければならない(改正前:居住者である役員)。

<改正のポイント>

3.適用時期

- 上記2(1)、(2)については、2026(令和8)年1月1日以後にDC一時金の支払を受け、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用される。
- 2(3)については、2026(令和8)年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について、適用される。
- 個人住民税についても、所要の措置が講じられる。

4.影響・対応策

- 60歳にDC一時金を受給し、65歳に退職一時金の支給を受ける場合に、重複勤続期間があったとしても勤続期間の重複排除調整は行われなかったが、改正により重複排除調整を行うことになったため、退職所得控除額が減少し、退職所得が増加することになる。
- 70歳以後に退職を予定し、退職一時金の支払を受けるライフプランを立てている場合には、60歳にDC一時金の受給を選択し、勤務期間の重複排除調整は行われず、退職所得控除を満額利用することができる。

1. 改正の趣旨・背景

退職金は、一般に長期間にわたる勤務の対価の後払いとしての性格とともに、退職後の生活の原資に充てられる性格を有している。このような退職金の性格から、退職所得については、他の所得と分離して、退職金の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額として、累進税率により課税される。

(参考)退職所得の計算方法

退職所得の金額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (※1)

退職所得控除額の計算表

勤続年数(※2)	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数 (最低80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

(※1) 勤続年数5年以下の役員等の退職金(特定役員退職手当等)については、2分の1課税を適用しない。

勤続年数5年以下で、かつ、役員等でない者の退職手当等(短期退職手当等)の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分については、2分の1課税を適用しない。

(※2) 勤続年数に1年未満の端数がある場合には、1年に切り上げる。

一定期間中に複数の退職手当等の支払があり、その勤続期間が重複している場合、退職所得控除額の計算において、勤続年数の重複排除規定が適用される。

DC一時金を受給した後に、退職一時金の支払を受ける場合の重複排除調整期間は、退職一時金の支払を受ける年の前年以前4年内であるが、退職一時金の支払を受けた後に、DC一時金を受給する場合の重複排除調整期間は、DC一時金を受給する年の前年以前19年内である。

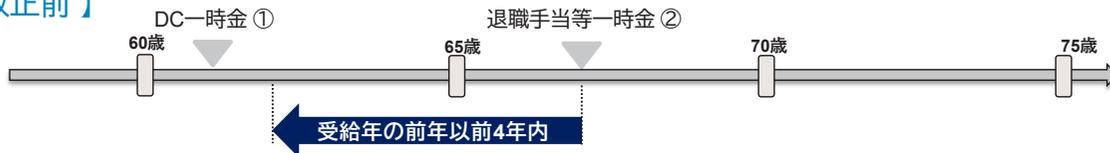
このように、受け取る時期の違いにより退職所得に課税される税額が異なることにつき、課税の公平性の観点から改正されることになり、DC一時金を受給した後に、退職一時金の支払を受ける場合における重複排除調整期間を、退職一時金の支払を受ける年の前年以前4年内から9年内に延長される。

2. 改正の内容

(1) 退職所得控除の調整規定の見直し

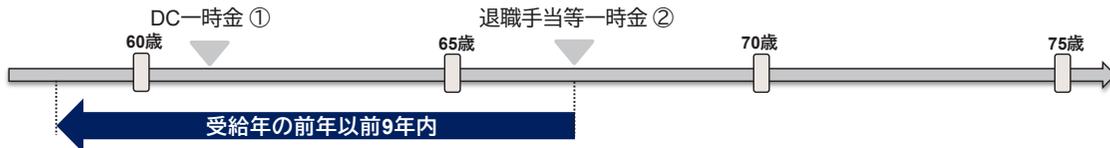
退職手当等の一時金(DC一時金を除く)の支払を受ける年の前年以前9年内に、DC一時金を受給している場合には、退職所得控除の計算上、勤続年数の重複排除調整の対象とする(改正前:4年内)。

【改正前】



- 退職手当等一時金②の支払を受けた年の前年以前4年内にDC一時金①を受給していないことから、退職手当等一時金②は勤続年数の重複排除調整は行わず、DC一時金①及び退職手当等一時金②のいずれも退職所得控除を満額利用できる。

【改正後】



- 退職手当等一時金②の支払を受けた年の前年以前9年内にDC一時金①を受給していることから、退職手当等一時金②は勤続年数の重複排除調整を行い、退職所得控除を満額利用できない。

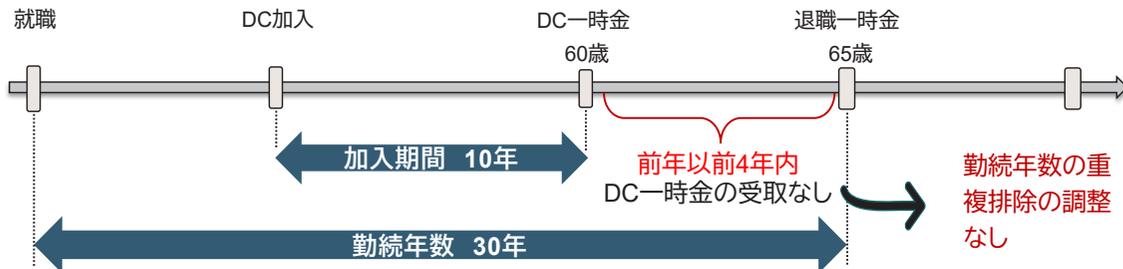
2. 改正の内容

事例の説明

【改正前】

○前提条件

- ・DC一時金：加入期間 10年、DC一時金 500万円、60歳 受取
- ・退職一時金：勤続年数 30年、退職一時金 2,500万円、65歳 受取



< DC一時金の退職所得 >

- ① 収入金額：500万円
- ② 退職所得控除額：40万円×10年=400万円
- ③ 退職所得：(①-②)×1/2=50万円

< 退職一時金の退職所得 >

- ① 収入金額：2,500万円
- ② 退職所得控除額：
800万円+70万円×(30年-20年)=1,500万円
- ③ 退職所得：(①-②)×1/2=500万円

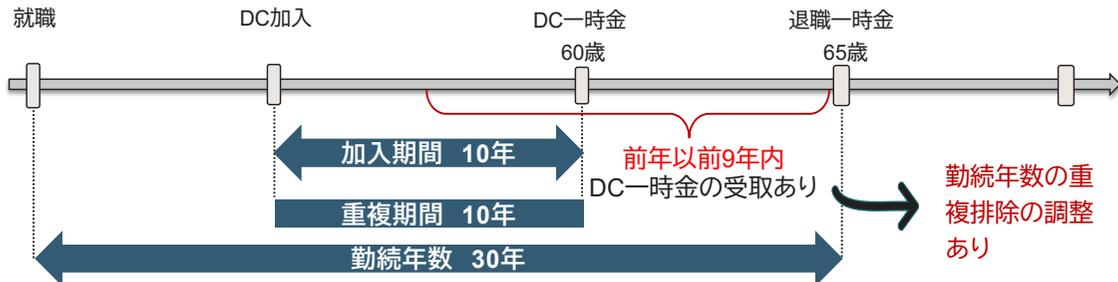
⇒ 退職一時金の受給年の前年以前4年以内にDC一時金の受給がないことから、退職一時金の退職所得控除の計算において、勤続年数の重複排除調整は行わず、退職一時金の退職所得は500万円となる。

2. 改正の内容

【改正後】

○前提条件(改正前と同じ)

- ・DC一時金：加入期間 10年、DC一時金 500万円、60歳 受取
- ・退職一時金：勤続年数 30年、退職一時金 2,500万円、65歳 受取



< DC一時金の退職所得 >

- ① 収入金額：500万円
- ② 退職所得控除額：40万円×10年=400万円
- ③ 退職所得：(①-②)×1/2=50万円

< 退職一時金の退職所得 >

- ① 収入金額：2,500万円
- ② 退職所得控除額：
 - a. 800万円+70万円×(30年-20年)=1,500万円
 - b. 重複期間に対応する控除額 40万円×10年=400万円
 - c. a-b = 1,100万円
- ③ 退職所得：(①-②)×1/2=700万円

⇒ 退職一時金の受給年の前年以前9年内にDC一時金の受給があることから、退職一時金の退職所得控除の計算において、勤続年数の重複排除調整を行い、退職一時金の退職所得は700万円となる。

2. 改正の内容

【改正前後の税額比較】

○前提条件

- ・DC一時金：加入期間 10年、DC一時金 500万円、60歳 受取
- ・退職一時金：勤続年数 30年、退職一時金 2,500万円、65歳 受取

DC一時金	改正前	改正後
① 退職収入金額	500万円	同左
② 退職所得控除額	400万円	
③ 退職所得	50万円	
④ 税 額(※) (所得税・個人住民税)	50万円×15.105%=約7万円	
⑤ 手取額	約493万円	

退職一時金	改正前	改正後
① 退職収入金額	2,500万円	同左
② 退職所得控除額	1,500万円	1,100万円
③ 退職所得	500万円	700万円
④ 税 額(※) (所得税・個人住民税)	500万円×30.420% - 436,478円=約108万円	700万円×33.483% - 649,356円=約169万円
⑤ 手取額	約2,392万円	約2,331万円

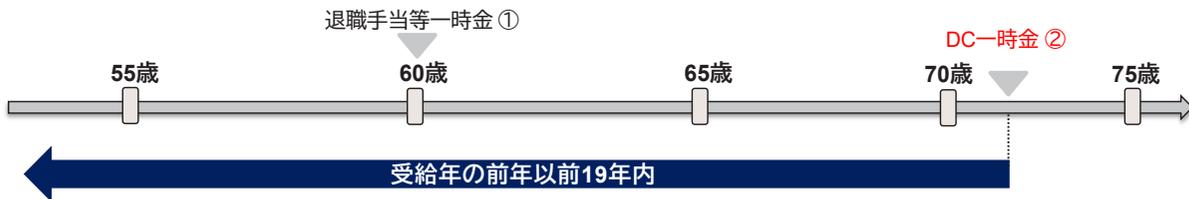
※税率は所得税率・個人住民税率を含んでいる。

- 改正後では、退職一時金について、勤続期間の重複排除調整により退職所得控除額が400万円減少し、退職所得が200万円増加する。従って、税額が61万円増加し、手取額が同額減少する。

2. 改正の内容

【参考（改正なし）】

2022年4月の確定拠出年金(DC)法の改正に伴い、老齢一時金(DC一時金)の受給開始時期が60歳から75歳までの間で任意に選べるようになった。この選択肢の拡充に伴い、2022年4月以後に受給するDC一時金(既に退職一時金等の支払いを受けている場合に限る)については、重複排除調整期間は19年と改正されている(改正前14年)。



- DC一時金②を受給した年の前年以前19年以内に、退職手当等一時金①の支払を受けていることから、DC一時金②は勤続年数の重複排除調整が行われ、退職所得控除を満額利用できない。

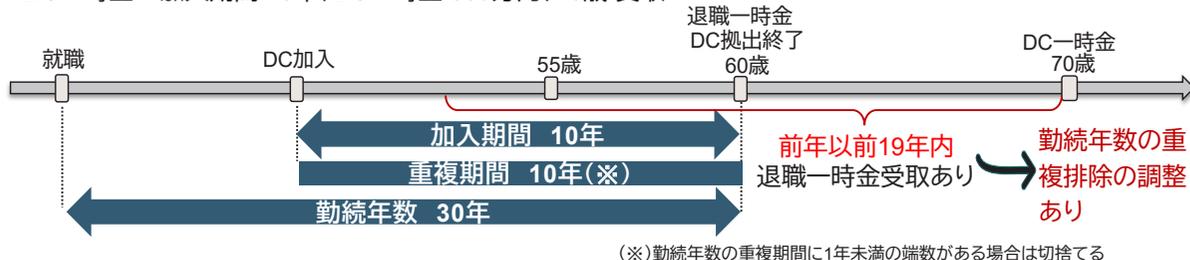
2. 改正の内容

事例の説明

【参考（改正なし）】

○前提条件

- ・退職一時金：勤続年数 30年、退職一時金 2,500万円、60歳 受取
- ・DC一時金：加入期間 10年、DC一時金 500万円、70歳 受取



< 退職一時金の退職所得 >

- ① 収入金額：2,500万円
- ② 退職所得控除額：
 $800万円 + 70万円 \times (30年 - 20年) = 1,500万円$
- ③ 退職所得： $(① - ②) \times 1/2 = 500万円$
- ④ 税 額： $③ \times 30.420\% - 436,478円 = 約108万円$
- ⑤ 手取額：約2,392万円

< DC一時金の退職所得 >

- ① 収入金額：500万円
- ② 退職所得控除額：
 - a. DC加入期間に対応する控除額 $40万円 \times 10年 = 400万円$
 - b. 重複期間に対応する控除額 $40万円 \times 10年 = 400万円$
 - c. $a - b = 0円$
- ③ 退職所得： $(① - ②) \times 1/2 = 250万円$
- ④ 税 額： $③ \times 20.210\% - 99,548円 = 約40万円$
- ⑤ 手取額：約460万円

⇒ DC一時金の受給年の前年以前19年以内に退職一時金の受給があることから、DC一時金の退職所得控除の計算において、勤続年数の重複排除調整を行い、DC一時金の退職所得は250万円となる。

2. 改正の内容

(2) 退職所得の受給に関する申告書の保存期間

退職手当等の支払者は、DC一時金に係る「退職所得の受給に関する申告書」を10年保存する(改正前:7年)。

(3) 退職所得の源泉徴収票の提出義務者

退職手当等の支払者は、退職手当等を支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長へ提出しなければいけない(改正前:居住者である役員)。

3. 適用時期

- ・退職所得控除の調整規定の見直しおよび退職所得の受給に関する申告書の保存期間については、2026(令和8)年1月1日以後にDC一時金の支払いを受け、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用される。
- ・退職所得の源泉徴収票の提出義務者については、2026(令和8)年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について、適用される。

4. 影響・対応策

- ・60歳にDC一時金を受給し、65歳に退職一時金の支給を受ける場合に、重複勤続期間があったとしても勤続期間の重複排除調整は行われなかったが、改正により重複排除調整を行うことになったため、退職所得控除額が減少し、退職所得が増加することになる。
- ・70歳以後に退職を予定し、退職一時金の支払を受けるライフプランを立てている場合には、60歳にDC一時金の受給を選択し、勤務期間の重複排除調整は行われず、退職所得控除を満額利用することができる。
- ・DCを受け取る方法は、一時金で受け取る方法のほかに、年金で受け取る方法と一時金と年金の組み合わせで受け取る方法がある。改正による退職所得控除額の影響によっては、DCを年金で受け取る方法を選択する可能性もあるが、雑所得の計上により社会保険料の負担が高くなる可能性があるため、留意が必要である。

11.NISAの利便性向上等

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

2024年(令和6年)1月から新しいNISAが開始され、口座数が2,000万口座を超えるなど貯蓄から投資の流れが加速している。この流れを一層着実なものとし、「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現に向けた取組みを後押しするため、手続きの更なる簡素化・合理化や対象商品の要件の見直し等により利便性を向上させ、NISAの更なる普及・利用促進を図る。

2.内容

つみたて投資枠におけるETFの購入について、定額買付方法における最低取引単位を10,000円以下(改正前は1,000円以下)に引き上げる。

3.適用時期

2025(令和7)年4月1日以降の投資分から適用する。

4.影響

つみたて投資枠の利便性が向上することにより、投資の選択肢が拡大することが期待される。

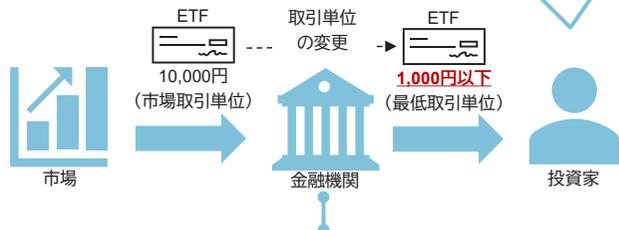
2. 改正の内容

つみたて投資枠で投資可能なETFに係る要件の見直し

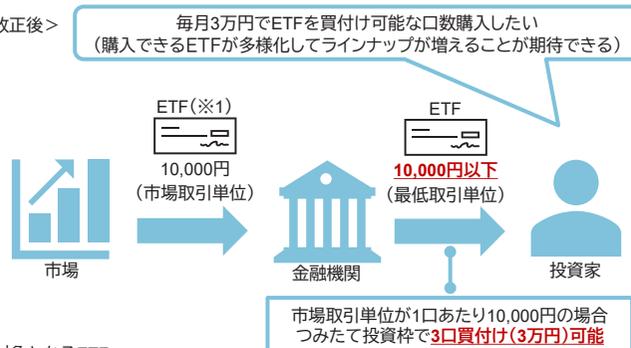
定額買付方法におけるETFの購入について、最低取引単位を10,000円以下(改正前は1,000円以下)に引き上げる。また、設定金額内で取得可能な最大口数での買付けを可能とする。

最低取引単位	改正前	1,000円以下	・少額で投資しやすいように最低取引単位を1,000円以下に設定 ・市場の取引単位は数万円が一般的のため、金融機関はつみたて投資枠のためにシステム構築を行って1口あたりの取引単位を変更 ・金融機関はシステム構築が必要なため、つみたて投資枠で取扱い可能なETFのラインナップが限定的
	改正後	10,000円以下	・最低取引単位を市場の取引単位に近づけることで、金融機関はつみたて投資枠のためのシステム構築量が減少 ・つみたて投資枠で取扱い可能なETFの多様化が期待

<改正前>



<改正後>



- ・金融機関は市場取引単位から最低取引単位へ1口あたりの取引単位を変更しなければならないため、システム構築を行う必要がある
- ・上記システム構築が必要なため、金融機関にて取扱い可能なETFのラインナップが限定的となっている(2024年10月24日時点で金融庁に届出があるETFは8銘柄)

※1 対象となるETF

- ①対象商品届出書を提出する日前1月間の公表最終価格の平均が1万円以下
- ②対象商品届出書を提出する日の前日の公表最終価格が1万円以下
- ③一定の場合を除き、対象商品届出書を提出した日以後において公表最終価格が3万円以下

市場取引単位が1口あたり10,000円の場合
つみたて投資枠で**3口買付け(3万円)可能**

3. 適用時期

2025(令和7)年4月1日以降の投資分から適用する。

4. 影響

つみたて投資枠の利便性が向上することにより、投資の選択肢が拡大することが期待される。

12.エンジェル税制の拡充

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

スタートアップの育成は、社会的課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する可能性を秘めていることから、政府により、2022(令和4)年をスタートアップ創出元年と位置付け、スタートアップへの投資額の5年10倍増など目標を達成すべく『スタートアップ育成5か年計画』が策定された。その計画の中で、スタートアップへの資金供給のための再投資を促す優遇税制を整備することが盛り込まれており、今日まで株式譲渡益の課税の繰り延べや非課税措置などさまざまな税制上の優遇措置が整備されてきた。

2025(令和7)年改正においては、本制度の課題である株式譲渡益の発生した年にスタートアップへの投資を行う必要がある点について、個人からのスタートアップへの再投資をより促進するために再投資期間が延長されるとともに、非課税措置については税制趣旨に沿わない利用の発生を防止する観点から一定の制限を設ける。

2.内容

(1)繰戻し還付制度の創設

エンジェル税制(優遇措置B及びプレシード・シード特例)及び起業特例について繰戻し還付制度を創設し、再投資期間を株式譲渡益発生年の翌年末まで(最大2年)とする。

居住者等が、特定株式等※1を払込みにより取得した場合に、その取得をした年において生じた特定株式控除未済額※2があるときは、所轄税務署長に対し、その取得した年の前年分の所得税額のうち当該特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付を請求することができる※4。

※1 特定中小会社が発行した株式、特定株式会社が設立の際に発行する株式及びその他の一定の株式をいう。

※2 その年中の一定の特定株式等の取得価額(※3)から一般株式等に係る譲渡所得等の金額と上場株式等に係る譲渡所得等の金額との合計額を差し引いた金額とする。

<改正のポイント>

- ※3 特定株式等の取得価額は、20億円を超える場合には、20億円とする(プレシード・シード特例及び起業特例に限る。)
- ※4 居住者等は、特定株式等を払込みにより取得をする見込みである旨その他事項を記載した書類を添付して、投資年の前年分の確定申告書を提出期限までに提出している等の要件を満たす必要がある。

(2)投資年の翌年中に特定株式等を譲渡した場合(優遇措置B以外の取得価額の調整)

居住者等が、特定株式等を払込みにより取得した年の翌年に、特定株式等を譲渡した場合は、譲渡所得の計算における取得価額が調整される。

<譲渡所得の計算式>

特定株式等の譲渡収入－(特定株式等の取得価額※1－本税制の適用を受けた金額※2※3)

※1,2 20億円を超える場合には、20億円とする。

※3 改正前のプレシード・シード特例(又は起業特例)の適用額と、改正後のプレシード・シード特例(又は起業特例)の繰戻し還付の適用額の合計額とする。

3.適用時期

2026(令和8)年1月1日以後の特定株式等の取得に適用

4.影響

エンジェル税制(優遇措置B及びプレシード・シード特例)及び起業特例の再投資期間が最大2年に延長することにより、個人投資家の更なる利用が拡大されることが期待される。

<改正のポイント>

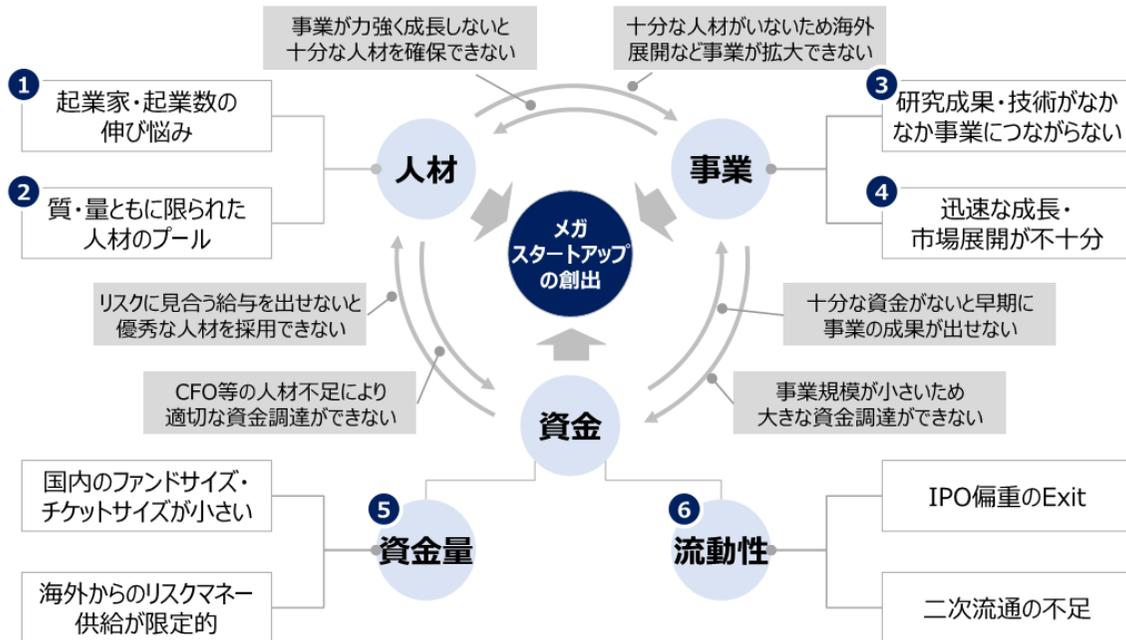
5.実務のポイント

特定株式等の取得について繰戻し還付制度を適用するには、取得の前年の所得税確定申告書に一定の書類を添付して提出する必要があるため、適用初年度である2026(令和8)年中に取得した特定株式等についても同様に取得の前年である2025(令和7)年分の所得税確定申告書に一定の書類を添付して提出する必要がある。

1. 改正の趣旨・背景

(1) スタートアップ・エコシステムの課題

- 我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。
- エンジェル税制は『資金面』の課題解決を目的とする。



(出典: 経済産業省HP)

(所得税: エンジェル税制の拡充)

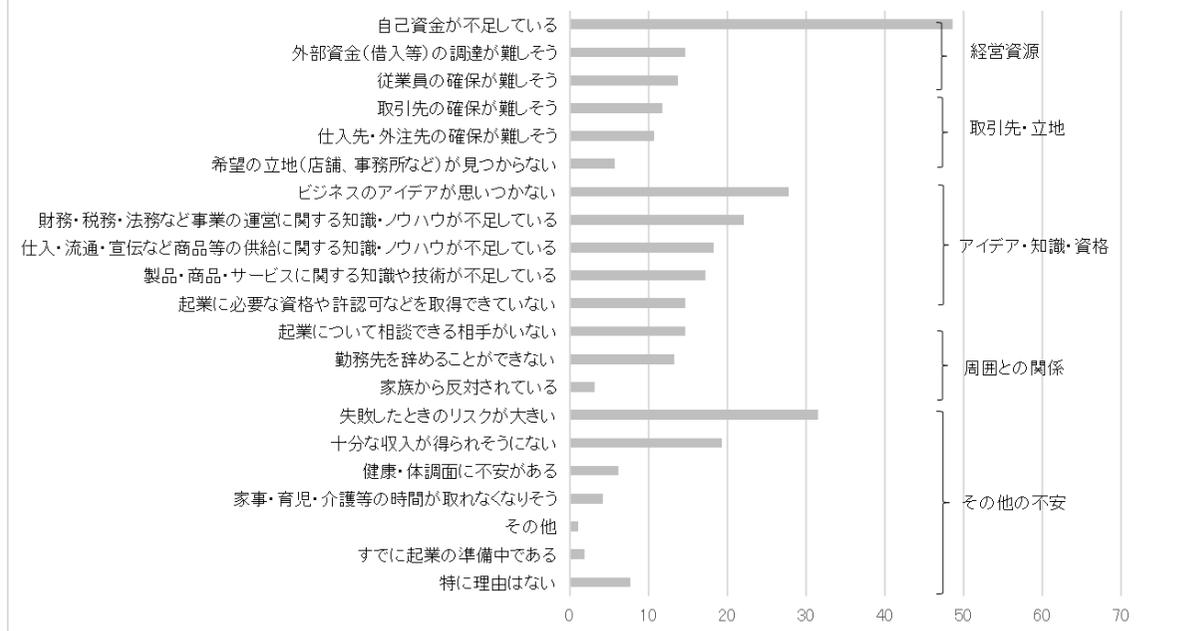
1. 改正の趣旨・背景

(2) 起業が進まない理由

- 起業関心層がまだ起業していない理由としては、「自己資金が不足している」との理由をあげる者が最多(48.6%)
- 起業が失敗した時のリスクを懸念する声も多い(40.4%)

起業関心層がまだ起業していない理由(複数回答)

※日本政策金融公庫「2021年度起業と起業意識に関する調査」より引用



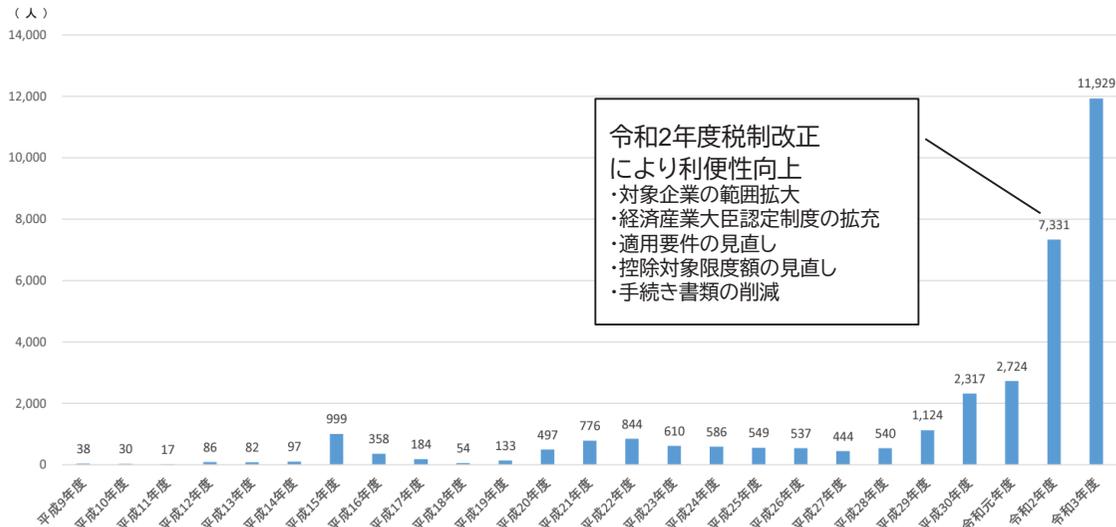
1. 改正の趣旨・背景

(3)エンジェル税制の確認書の交付件数

制度創設以来、あまり活用が進まなかったエンジェル税制だが、令和2年度改正において、株式投資型クラウドファンディングによる投資も対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで、大幅に利便性が向上した。

令和4年5月20日時点

令和4年5月20日時点でのエンジェル税制の確認書の交付を受けた個人投資数[※]の推移



令和2年度税制改正により利便性向上

- ・対象企業の範囲拡大
- ・経済産業大臣認定制度の拡充
- ・適用要件の見直し
- ・控除対象限度額の見直し
- ・手続き書類の削減

※確認書の交付件数(延べ件数)であり、実際の確定申告件数とは一致しない場合がある。

※過年度申請が行われた場合、上記数値は変動する可能性がある。

(出典:中小企業庁HP)

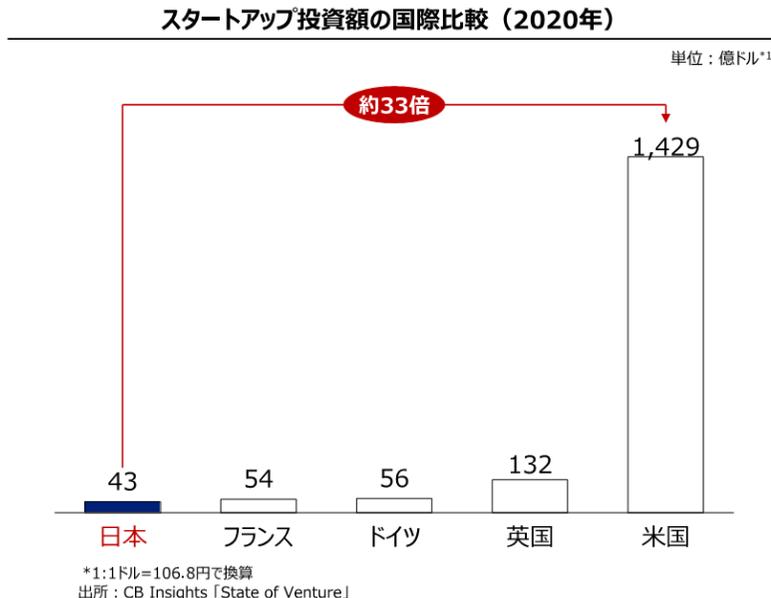
(所得税:エンジェル税制の拡充)

1. 改正の趣旨・背景

(4) 我が国のスタートアップ投資の状況

スタートアップへの投資金額は、米国と比べ大きな差が存在する。

スタートアップの急激な成長を支えるためには、リスクマネー供給を拡大する必要がある。



(出典：経済産業省HP)

(所得税：エンジェル税制の拡充)

2. エンジェル税制の概要・改正のポイント

(1) 優遇措置の概要

本制度の対象となる未上場スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して、①投資時点(所得税のみ)及び②株式売却時点(所得税及び住民税)の各段階において課税の特例が設けられている。

今年度改正により、優遇措置B、プレシード・シード特例及び起業特例について、譲渡益発生年に遡って投資する金額を譲渡益から控除する繰戻し還付制度を創設し、**再投資期間を最大2年**に延長する。**改正**

他方、再投資非課税措置(20億円を限度)については、特定株式等を取得した年の翌年末までに特定株式等を譲渡した場合には課税を行う。

① 投資時点

種類	性質	特例対象企業		特例内容		
		設立年数	外部資本比率	控除方法	控除対象	控除上限
↑ 選択適用 ↓ エンジェル税制	優遇措置A	5年未満	1/6以上	その年の総所得金額から控除(寄付金控除)	対象企業への投資額全額-2,000円	総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方
	優遇措置A-2		1/20以上			
	優遇措置B	10年未満	1/6以上	・その年の他の株式譲渡益から控除 ・ その前年の他の株式譲渡益から控除 改正 (繰戻し還付)	対象企業への投資額全額(一定のストックオプションの取得に要した金額を含む)	上限なし※
	プレシード・シード特例	5年未満	1/20以上			
起業特例	非課税※	1年未満	1/100以上	設立時の出資額全額(自己資金)		

※ 非課税となるのは出資額20億円まで、それを超える分は課税繰延(詳細は次頁【取得費の取り扱い(取得費控除)】参照)。

② 株式売却時点(損益通算・繰越控除)

売却損の場合※ 特定株式等の譲渡損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)し、控除しきれない金額は3年間の繰越控除

※ 対象企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値が失われた場合を含む。

2. エンジェル税制の概要・改正のポイント

【取得費の取り扱い(取得費控除)】

優遇措置の適用を受けた株式を売却した場合には、特例の種類に応じて、対象企業の株式の取得価額を圧縮する。

プレシード・シード特例及び起業特例については、特定株式等を払込みにより取得した年の翌年に特定株式等を譲渡した場合は、譲渡所得の計算における取得価額が調整される。 **改正**

③ 株式売却時点(取得費の取り扱い)

種類		内容
エン ジ ェ ル 税 制	優遇措置A	取得価額－(対象企業への投資額(800万円を限度とする。)-2,000円)
	優遇措置A-2	
	優遇措置B	取得価額－(優遇措置Bの適用額+改正後の優遇措置Bの繰戻し還付適用額) 改正
プレシード・シード特例	①投資年の翌々年以降に特定株式等を譲渡した場合 改正 取得価額－プレシード・シード特例の適用額と改正後のプレシード・シード特例の繰戻し還付の適用額の合計額のうち、20億円を超える金額	
	②投資年の翌年中に特定株式等を譲渡した場合(取得価額の調整) 改正 上記①－(プレシード・シード特例の適用額+改正後のプレシード・シード特例の繰戻し還付の適用額×1)×2	
起業特例	①投資年の翌々年以降に特定株式等を譲渡した場合 改正 取得価額－起業特例の適用額と改正後の企業特例の繰戻し還付の適用額の合計額のうち、20億円を超える金額	
	②投資年の翌年中に特定株式等を譲渡した場合(取得価額の調整) 改正 上記①－(起業特例の適用額+改正後の起業特例の繰戻し還付の適用額×1)×2	

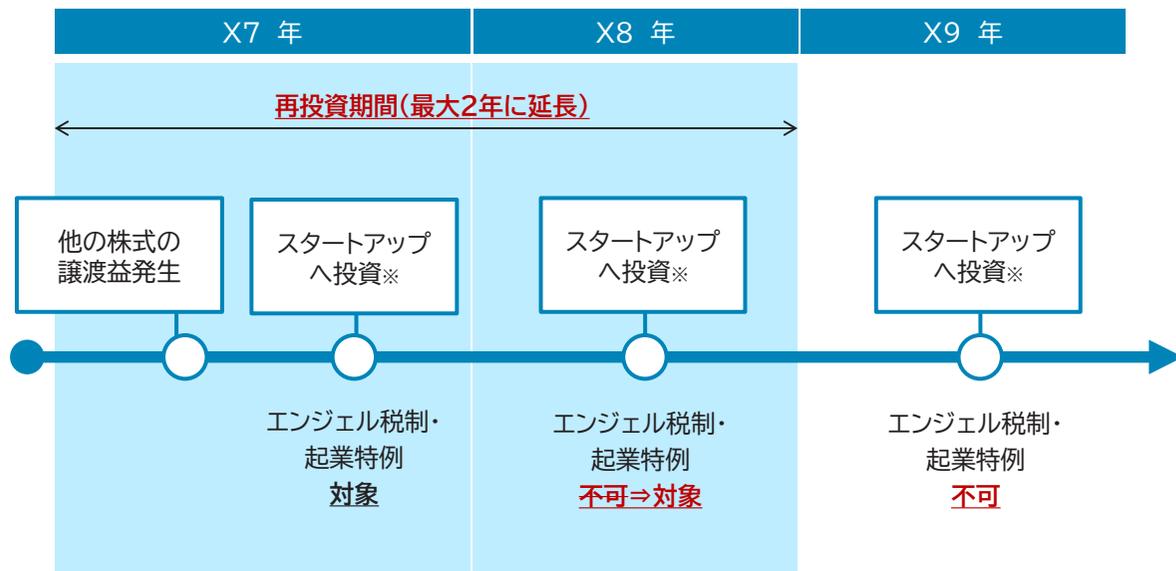
(※1) 適用特定株式控除未済額

(※2) 20億円を超える場合は、20億円とする。

2. エンジェル税制の概要・改正のポイント

(2) 投資のタイミング

優遇措置B、プレシード・シード特例、起業特例は、**株式譲渡益が発生した年内に投資を行う必要があった**。
今年度改正により、**株式譲渡益が発生した年分の確定申告時の手続き等を前提**とし、株式譲渡益の発生した年の**翌年中に投資を行った場合**も対象となる。



※ 起業特例の場合は、会社設立の日

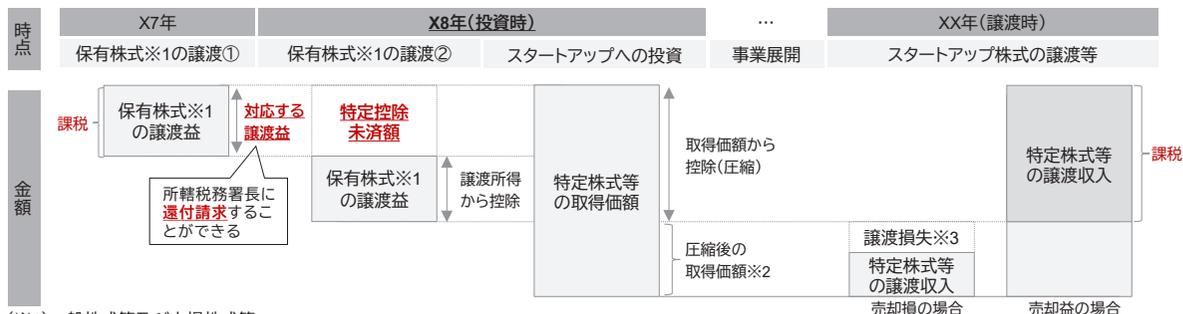
2. エンジェル税制の概要・改正のポイント

【図解】優遇措置B(譲渡所得の特例) (課税繰延)

(イ)改正前:株式譲渡益が発生した年に特定株式等を取得



(ロ)改正後:株式譲渡益が発生した翌年に特定株式等を取得



(※1)一般株式等及び上場株式等

(※2)譲渡所得から控除した金額を取得価額から控除(課税繰延)

(※3)その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、控除しきれない金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。

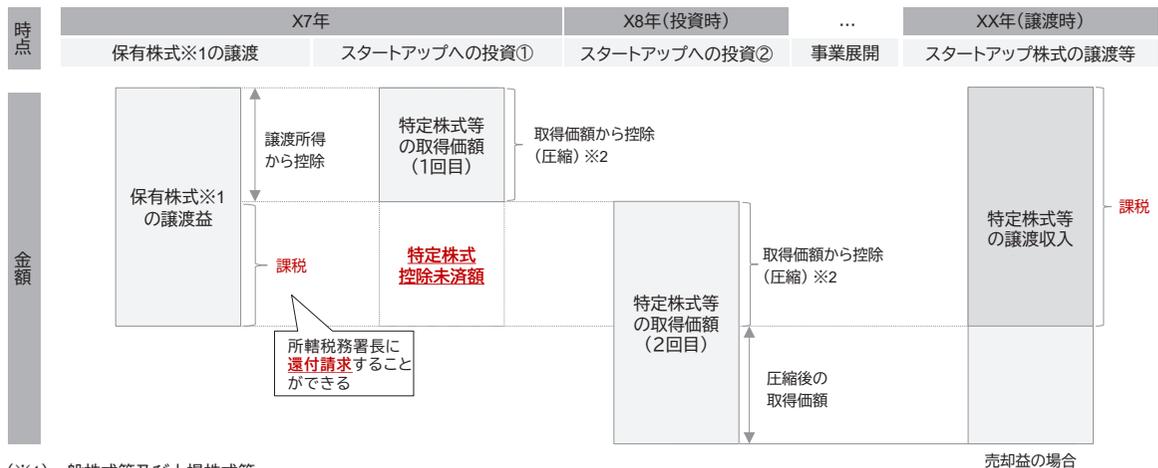
なお、控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間損失を繰り越すことができる。

(所得税:エンジェル税制の拡充)

2. エンジェル税制の概要・改正のポイント

【図解】優遇措置B(譲渡所得の特例) **(課税繰延)**

(ハ)改正後:株式譲渡益が発生した年と翌年に特定株式等を2回取得した場合



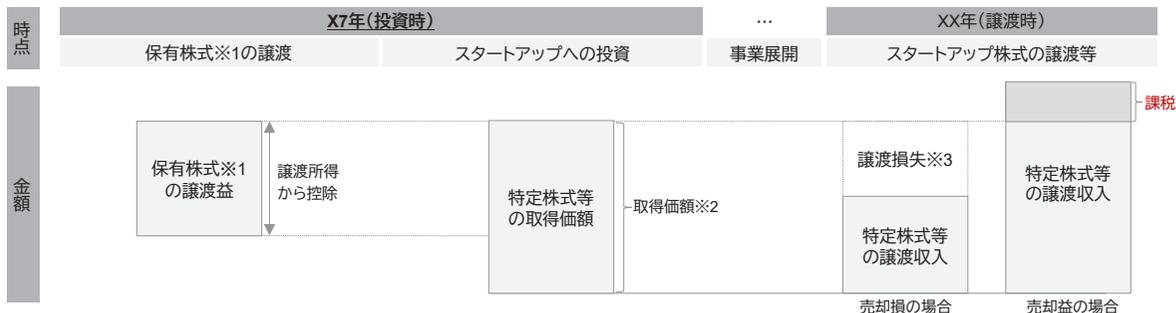
(※1)一般株式等及び上場株式等

(※2)譲渡所得から控除した金額を取得価額から控除(課税繰延)

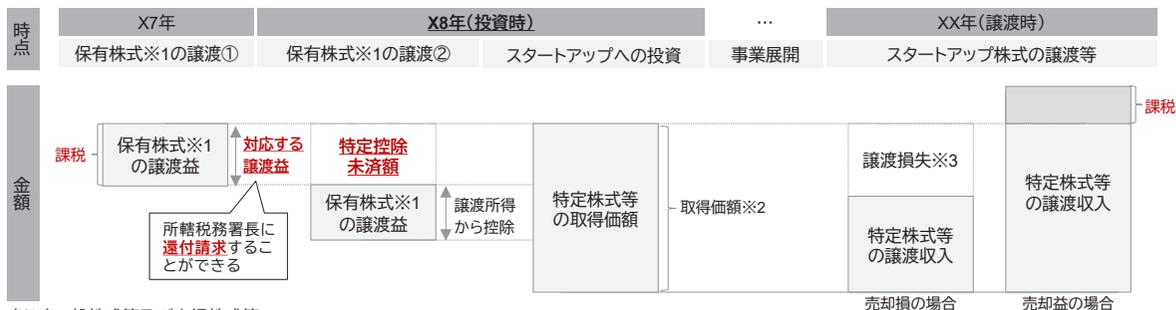
2. エンジェル税制の概要・改正のポイント

【図解】プレシード・シード特例・起業特例 保有株式の譲渡益が20億円以下 **(20億円まで非課税)**

(イ)改正前:株式譲渡益が発生した年に特定株式等を取得



(ロ)改正後:株式譲渡益が発生した翌年に特定株式等を取得



(※1)一般株式等及び上場株式等

(※2)譲渡所得から控除した金額が、スタートアップ企業株式の取得価額が20億円以下の場合は、取得価額の調整は行わない。

(※3)その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、控除しきれない金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。

なお、控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間損失を繰り越すことができる。

(所得税:エンジェル税制の拡充)

2. エンジェル税制の概要・改正のポイント

【図解】プレシード・シード特例・起業特例 保有株式の譲渡益が20億円以下 **(20億円まで非課税)**

(ハ)改正後:特定株式等の取得の翌年に売却した場合



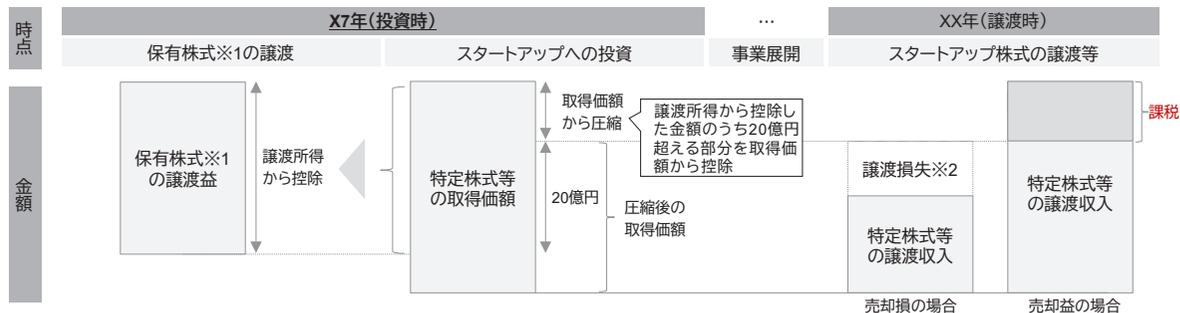
(※1)一般株式等及び上場株式等

(※2)譲渡所得から控除した金額が、スタートアップ企業株式の取得価額が20億円以下の場合には、取得価額の調整は行わない。

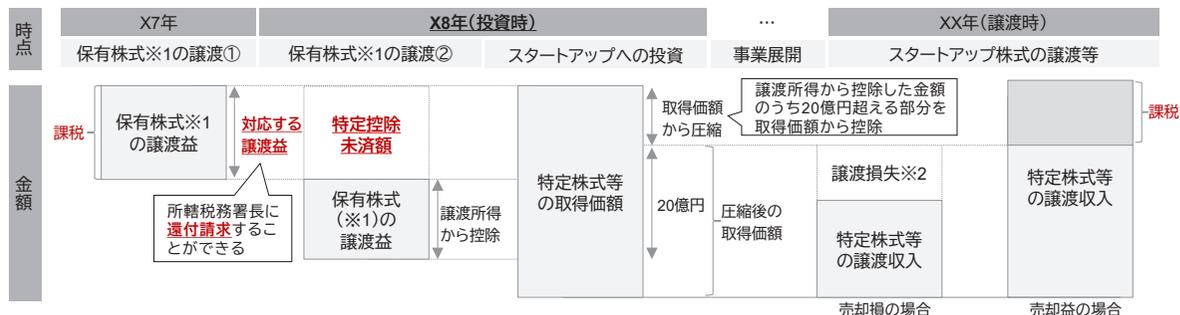
2. エンジェル税制の概要・改正のポイント

【図解】プレシード・シード特例・起業特例 保有株式の譲渡益が20億円超 **(20億円まで非課税)**

(イ)改正前:株式譲渡益が発生した年に特定株式等を取得



(ロ)改正後:株式譲渡益が発生した翌年に特定株式等を取得



(※1)一般株式等及び上場株式等

(※2)その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、控除しきれない金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。
なお、控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間損失を繰り越すことができる。

(所得税:エンジェル税制の拡充)

2. エンジェル税制の概要・改正のポイント

(3) 特例の対象となる主な会社

エンジェル税制の対象となるスタートアップ企業は、次に掲げる法律に規定する一定の法人をいう。

根拠法	優遇措置の種類		
	A、A-2	B、プレッド・シート*	起業
イ 中小企業等経営強化法第6条	○	○	○
ロ 中小企業基本法第2条第1項各号	○	○	—
ハ 沖縄振興特別措置法第57条の2第1項	○	○	—
ニ 国家戦略特別区域法第27条の5	○	—	—
ホ 地域再生法第16条	○	—	—

※ 上記ハを「経済金融活性化特区版エンジェル税制」、ニを「国家戦略特区版エンジェル税制」、ホを「小さな拠点税制」と呼ぶこともある。

(4) 期限の延長

沖縄振興特別措置法第57条の2第1項について、特例期間が2年間延長される

根拠法	特例期間	
	改正前	改正後
イ 中小企業等経営強化法第6条	期限の定めなし	期限の定めなし
ロ 中小企業基本法第2条第1項各号	期限の定めなし	期限の定めなし
ハ 沖縄振興特別措置法第57条の2第1項	令和7年3月31日までに指定	令和9年3月31日までに指定 延長
ニ 国家戦略特別区域法第27条の5	令和8年3月31日までに発行	令和8年3月31日までに発行
ホ 地域再生法第16条	令和8年3月31日までに発行	令和8年3月31日までに発行

3.適用時期

2026(令和8)年1月1日以後の特定株式等の取得に適用。

4.影響

エンジェル税制(優遇措置B及びプレシード・シード特例)及び起業特例の再投資期間が最大2年に延長することにより、個人投資家の更なる利用が拡大されることが期待される。

5.実務のポイント

特定株式等の取得について繰戻し還付制度を適用するには、取得の前年の所得税確定申告書に一定の書類を添付して提出する必要があるため、適用初年度である2026(令和8)年中に取得した特定株式等についても同様に取得の前年である2025(令和7)年分の所得税確定申告書に一定の書類を添付して提出する必要がある。

(参考)適用要件の概要

(1)適用要件

特れを受けるためには、個人投資家による資金の払込期日時点※において、①スタートアップ要件(企業側)と②個人投資家要件(起業特例の場合は起業家要件)を満たす必要がある。

※起業特例の場合、又は、起業特例の要件を満たすことを以て優遇措置Bの適用を受ける場合は、設立年又は投資年の12月31日時点

		エンジェル税制				起業特例※5
		優遇措置A	優遇措置A-2	優遇措置B	プレジト [®] ・シト [®] 特例	
① スタートアップ要件	I 設立年数	5年未満		10年未満	5年未満	1年未満
	II 新規性要件	設立経過年数(事業年度)毎の要件を充足すること→次頁以降を参照				
	III 外部資本比率※1	1/6以上	1/20以上	1/6以上	1/20以上	1/100以上
	IV 法人グループ	大規模法人グループ※2の所有に属さないこと※3				
	V 未上場	未登録・未上場の株式会社であること				
	VI 業種	風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと				
② 個人要件	I 同族要件	同族会社である場合、一定の株主グループ※4に属していないこと				なし
	II 特定事業主以外	自ら営んでいた事業の全部を承継させた個人(特定事業主)及びその親族等でないこと				
	III 株式取得方法	金銭による払い込み				発起人として設立時に金銭の払込み

(※1)外部資本比率は、外部(特定の株主グループ以外)から取り入れる投資割合を指す。なお、特定の株主グループとは、発行済株式総数の30%以上を保有している株主グループ(個人とその親族等)を指す。

(※2)大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊な関係(子会社等)にある法人を指す。

(※3)発行済株式総数の1/2超を1つの大規模法人グループに保有されておらず、また、発行済株式総数の2/3以上を複数の大規模法人グループに保有されていないことをいう。

(※4)持株割合が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合を順に加算し、その割合が初めて50%超になる時における株主グループ

(※5)起業特例の場合、上記の他、「新設合併又は新設分割により設立された会社でないこと、及び他の事業者から譲り受けた事業を主たる事業としていないこと」という要件を充足する必要がある。

(所得税:エンジェル税制の拡充)

(参考)新規性要件の概要

事前確認時(起業特例は確認申請時)の必要書類は新規性要件の該当状況によって異なる。

優遇措置A、A-2			優遇措置B		
設立経過年数	要件		設立経過年数	要件	
1年未満(最初の事業年度未経験)	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上	a	1年未満(最初の事業年度未経験)	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上	e
1年未満(最初の事業年度経過)※	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字	b	1年未満(最初の事業年度経過)※	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上	f
	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用※4を含む、以下同じ)が収入金額の5%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字	c		試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む、以下同じ)が収入金額の3%超	g
1年以上～2年未満	常勤の新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字	b	1年以上～2年未満	新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上	f
				試験研究費等が収入金額の3%超	g
		c	2年以上～5年未満	売上高成長率が25%超	h
試験研究費等が収入金額の3%超	g				
2年以上～3年未満	試験研究費等が収入金額の5%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字	c	2年以上～5年未満	売上高成長率が25%超	h
				試験研究費等が収入金額の5%超	i
3年以上～5年未満	売上高成長率が25%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字	d	5年以上～10年未満	試験研究費等が収入金額の5%超	i

【用語の意義】※次頁において同じ
 ・研究者：特定の研究テーマを持って研究を行っており、社内で研究を主として行う者で、試験研究費等に含まれる支出がなされる者
 ・新事業活動従事者：新規製品やサービスの企画・開発に従事する者や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う者
 ・宣伝費、マーケティング費用：新たな技術もしくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用

※ 設立経過年数が1年未満であっても、第2期の事業年度を経過している場合は、売上高成長率要件でも確認を受けることが可能。

(出典：経済産業省「エンジェル税制申請ガイドライン」)

(所得税・エンジェル税制の拡充)

(参考)新規性要件の概要

プレシード・シード特例			
設立経過年数	要件		
	①優遇措置Bの要件	+	②上乗せ要件
1年未満(最初の事業年度未経過)	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上		事業の将来における成長発展に向けた事業計画(試験研究費等の対出資金額比率が30%超の見込み)を有する j
1年未満(最初の事業年度経過)※	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上	(1)各事業年度の売上高が0の場合 各事業年度の営業損益が0未満 (2)各事業年度のいずれかにおける売上高が0ではない場合 ①各事業年度の営業損益が0未満かつ ②試験研究費等の対出資金額比率が30%超	k
	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む、以下同じ)が収入金額の3%超		l
1年以上～2年未満	新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上		k
	試験研究費等が収入金額の3%超		l
	売上高成長率が25%超		m
2年以上～5年未満	試験研究費等が収入金額の3%超		l
	売上高成長率が25%超	m	

起業特例			
設立経過年数	要件		
	1年未満(最初の事業年度未経過)	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上、かつ事業の将来の成長発展に向けた事業計画(販管費等の対出資金額比率が30%超の見込みを記載したもの)を有する	
1年未満(最初の事業年度経過)※	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、販管費等の対出資金額比率が30%超		o
	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の3%超で販管費等の対出資金額比率が30%超		p

※ 設立経過年数が1年未満であっても、第2期の事業年度を経過している場合は、売上高成長率要件でも確認を受けることが可能。

(参考)確認手続き時の主な必要書類

事前確認手続き時(起業特例は確認申請時):新規性要件の該当状況ごとの主な必要書類

必要書類	優遇措置A、A-2				優遇措置B					プレシード・シード				起業		
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p
確認申請書、登記事項証明書(原本)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請日における株主名簿、常時使用する従業員数を証する書面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請年度の前年度のB/S・P/L					-	○	○	○	○					-	○	○
申請年度の前々年度のB/S・P/L					-	-	-	○	-					※3		
設立後から申請年度の前々々年度までのB/S・P/L					-	-	-	※2	-							
設立後の各事業年度におけるB/S・P/L及びキャッシュ・フロー計算書※1	-	○	○	○						○	○	○	○			
研究者・新規事業活動従事者の略歴、担当業務内容	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-
事業計画書	○	-	-	-						○	-	-	-	○	-	-
法人設立届出書	○	-	-	-												

※1 キャッシュ・フロー計算書が必要なのは、優遇措置A、A-2のみ。営業活動によるキャッシュ・フロー計算書のみの提出でも可

※2 売上成長率を「第1期から基準事業年度までの売上高を相乗平均した伸び率」によって算出する場合のみ

※3 売上高成長率の要件について確認を受ける場合のみ

投資後(起業特例は確認申請時):都道府県等へ提出する主な必要書類

	必要書類
エンジェル	確認申請書※、都道府県から交付された事前確認書※、特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書※
	株式の発行を決議した株主総会議事録等、個人が取得した株式についての株式申込証
	払込があったことを証する書面、登記事項証明書、投資契約書、払込日時点の株主名簿
起業	原紙定款、設立時発行株式に関する発起人の同意書、株式の管理に係る契約書

※ 事前確認制度を利用した場合のみ

(出典:経済産業省「エンジェル税制申請ガイドライン」「起業特例申請ガイドライン」)

(所得税・エンジェル税制の拡充)

13.法人課税信託を利用した株式交付型スキームの課税適正化

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

法人課税信託(受益者等の存しない信託)を利用した株式交付型スキームにより、税制非適格ストックオプションに係る税負担を軽減(株式譲渡時まで課税繰延べ、株式譲渡益として課税)することが可能となっていた。信託等を利用することで税制適格ストックオプションの要件を満たさずに同じ税優遇効果を受けることが可能となっているため、今年度改正により一定の法人課税信託について、課税の見直しが行われることとなった。

2.内容

受益者等の存しない信託である法人課税信託について次のすべての要件を満たす場合、信託財産に属する特定株式を、受益者等が指定されて法人課税信託に該当しないこととなった時に、その時点の価額(時価)により取得したものとみなされ、当該価額と特定株式の帳簿価額の差額が給与等として所得税が課される。

- ・委託者は、特定株式の発行人、当該法人の役員等や特殊関係のある個人・法人であること。
- ・当該法人課税信託が発行人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものであること(特定法人課税信託)。

3.適用時期

2025(令和7)年4月1日以後に効力が生ずる特定法人課税信託について適用される。

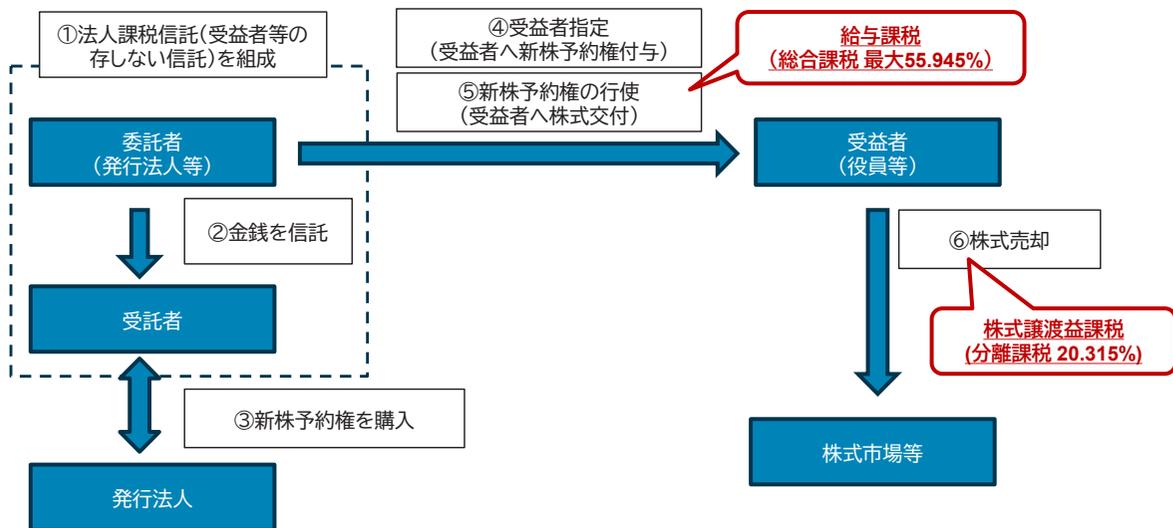
4.今後の注目点

大綱において、「今後同様のスキームが創出された場合にも迅速に対応する。」と記載があり、類似のスキームが創出された場合においても、税制改正により適正化がなされる見込みである。

1. 改正の趣旨・背景

【2023(令和5)年以前に利用されてきた税制非適格ストックオプション(信託型)の内容】

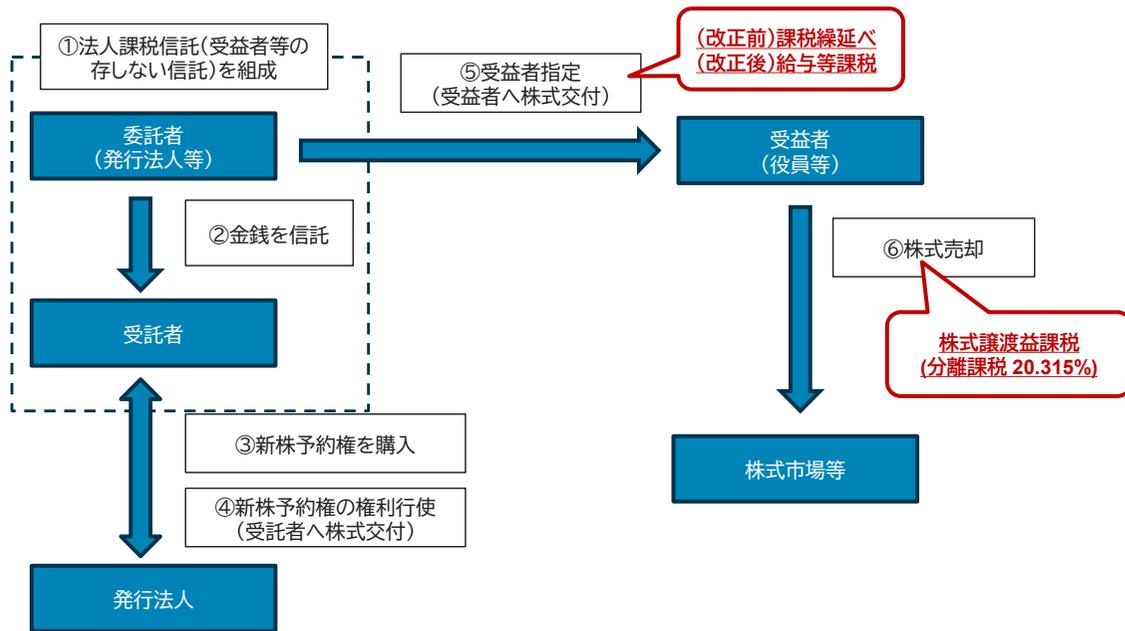
2023(令和5)年以前に利用されてきた法人課税信託を利用した税制非適格ストックオプション(信託型)については、一部の実務家の間で課税の繰延ができると考えられ導入企業が増えていたが、2023(令和5)年5月に国税庁より「ストックオプションに対する課税(Q&A)」が公表され、権利行使時に受益者に対し給与課税(総合課税、最大55.945%)、株式譲渡時に権利行使時との差額を株式譲渡益課税(分離課税、20.315%)であることが明らかとなった。これを受けて、信託内において権利行使をして取得した株式を受益者等に交付する今回改正対象となる法人課税信託スキームが考案されたものと考えられる。



1. 改正の趣旨・背景

【改正の対象となった法人課税信託を利用したストックオプションの内容】

法人課税信託を利用した税制非適格ストックオプション(以下、「改正対象ストックオプション(信託型)」という)について、下記図表の手法を用いることにより、税負担の軽減を図ることが可能となっていた。今年度改正により、一定の法人課税信託について、課税の見直しが行われる。



2. 改正の内容

【改正内容】

受益者等の存しない信託である法人課税信託について、当該法人課税信託が特定法人課税信託※1である場合には、信託財産に属する特定株式※2を、受益者等が指定されて法人課税信託に該当しないこととなった時に、その時点の価額(時価、当該価額が特定株式の帳簿価額に満たない場合には当該帳簿価額)により取得したものとみなされ、当該価額と特定株式の帳簿価額の差額が給与等として所得税が課される。

※1 「特定法人課税信託」

特定株式※2に係る発行法人等※3が委託者となる、受益者等の存しない法人課税信託で、当該特定株式の発行法人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものをいう。

※2 「特定株式」

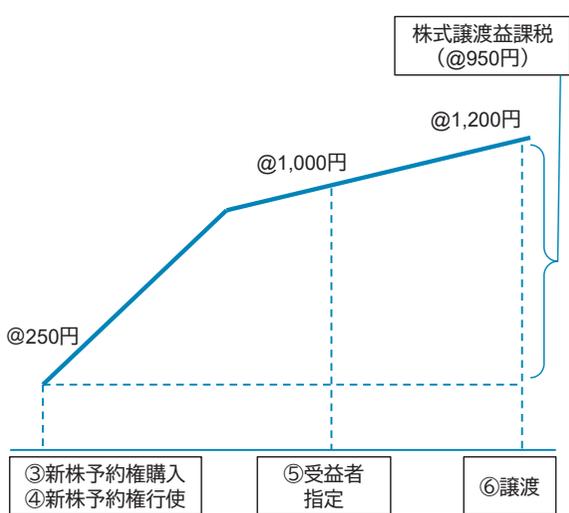
一定の譲渡制限付き株式以外の株式をいう。

※3 「発行法人等」

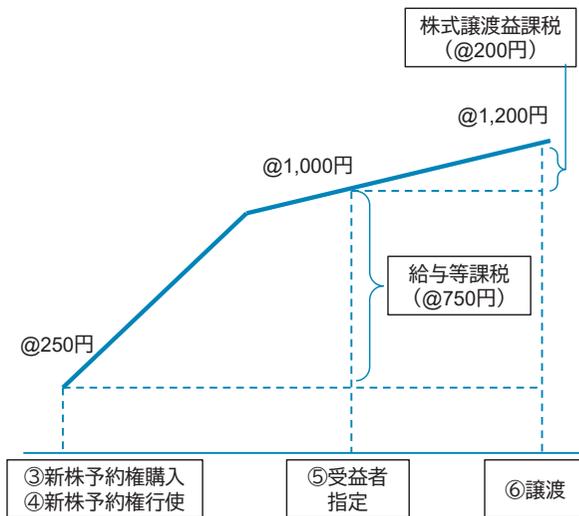
特定株式の発行法人、当該発行法人の役員等又は当該役員等と特殊の関係のある個人及び法人をいう。

2. 改正の内容

【改正前の課税関係】



【改正後の課税関係】



※新株予約権の購入価額@50円、新株予約権の権利行使価額@200円として試算している。

3. 改正の適用時期

2025(令和7)年4月1日以後に効力が生ずる特定法人課税信託について適用される。

4. 今後の注目点

- ✓ 大綱において、「今後同様のスキームが創出された場合にも迅速に対応する。」と記載があり、類似のスキームが創出された場合においても、税制改正により適正化がなされる見込みである。

14.公益信託制度改革等に伴う所要の措置

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

公益信託法が改正され、新しい公益信託制度が2026(令和8)年4月1日より開始する予定である。改正前の公益信託制度は社会的課題解決のための民間公益活動の主体として公益法人と同様の機能を有するとされるが、**活用が低調であった。**

その理由として、**主務官庁制により許可監督の基準・運用が不統一、信託財産が金銭に限られる、適正な報酬が得られず受託者にとって推進のインセンティブが働きにくい、公益信託が一般に知られていない**等があげられる。

2.内容

新公益信託制度に関する税制措置については、現行の公益法人並みの税制とすることをコンセプトに、令和6年度税制改正で手当てがなされたものの、**一部未対応の部分について令和7年度改正で手当て**がされる。

- (1)公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税制度の**承認特例の対象に公益信託の追加**
- (2)公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税制度の**特定買換資産の特例の対象に公益信託を追加**
- (3)公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税制度の**承認取消時において、受託者の固有財産に係る所得等とは区分して課税する措置**
- (4)非営利型一般法人の**残余財産の帰属先に公益信託を追加**

<改正のポイント>

3.適用時期

公益信託に関する法律の施行日より適用される(2026(令和8)年4月1日施行予定)

4.影響

新しい公益信託制度では、認可を受けたすべての公益信託が公益法人並みの税制優遇を受ける制度になる（寄付者の優遇措置、譲渡所得非課税、受託者の信託財産に生じる所得の非課税等）。

公益信託の特徴として理事会等の機関設置が不要、事務所の設置が不要であることなどから公益法人と比較し小規模な財産を公益目的に用いることに適しているといわれており、今後社会的課題解決のための選択肢として活用されることが期待される。

5.実務のポイント

(1)2025(令和7)年夏頃に策定される、政令・内閣府令、公益信託ガイドライン、公益信託会計基準の内容

(2) (1)における受託者・信託管理人の報酬の基準の具体的内容

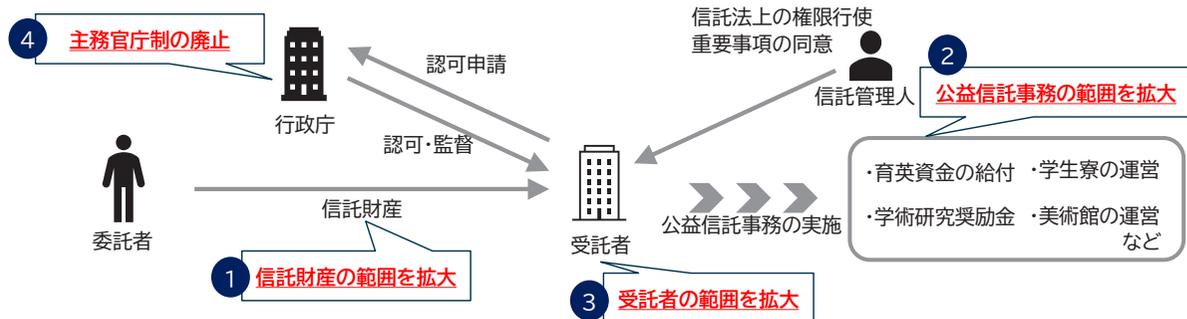
(3) (1)におけるモデル公益信託契約の内容

(4) 信託業法との関係の整理

1. 改正の趣旨・背景

(1)新しい公益信託制度

公益信託は、委託者から受託者に託された信託財産を用いて、受託者が委託者の想いに沿った公益活動を継続的に行う仕組みである。公益信託制度が抜本的に見直され、より使い勝手の良い仕組みとなる。



公益信託制度の改正	改正前	改正後
1 信託財産の範囲を拡大	事実上、 金銭 に限定 (特定公益信託、認定特定公益信託)	金銭に加え、 有価証券、不動産、美術品等 を信託財産にすることが可能
2 信託事務の範囲を拡大	主に 助成	助成に加えて、助成以外のさまざまな公益的活動が可能 (学生寮・美術館の運営など)
3 受託者の範囲を拡大	事実上、 信託会社 に限定 (特定公益信託、認定特定公益信託)	認可基準を満たせば、信託会社に加え 公益法人・NPO法人等 も受託者になることが可能。法人に限らず 個人 も受託者になることが可能。
4 主務官庁制の廃止	主務官庁 による許可・監督	公益信託の認可・監督が 公益法人と同一の行政庁 に一元化され、 認可・監督の基準も統一 される。

1. 改正の趣旨・背景

(2) 公益信託制度の見直し(公益信託の種類)

旧制度は、**旧公益信託法、公益信託の引受け許可審査基準、税法により3つの類型**に区分され、類型ごとに課税関係が異なる。新制度は税法では定めをおかず**新公益信託法のみで規定され、1つの区分となる。**

旧公益信託制度(3区分)		新公益信託制度(1区分)	
<p>①公益信託</p> <p>・旧公益信託法 ・審査基準 等</p>	<p><公益信託> 受益者の定めがないこと、学術等公益目的であること、主務官庁の許可を受けること等</p> <p>※説明の便宜上、①公益信託を「一般の公益信託」と表現する。</p>	公益信託	<p>①意義: 受益者の定めのない信託であって公益事務を行うことのみを目的とするもの</p> <p>②要件: 信託行為(信託契約または信託遺言)により、信託行為に名称、信託管理人となる者を指定する定め、帰属権利者となるべき者を指定する定めをおく。</p> <p>③効力: 行政庁の認可を受けなければ効力を生じない。</p> <p>④認可: 受託者となろうとする者は認可の申請をする</p> <p>⑤公益信託認可の基準: (ア)公益事務を行うことのみを目的とする (イ)受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎・技術的能力を有する (ウ)信託管理人が受託者の公益信託事務を監督するのに必要な能力を有する (エ)受託者が、委託者・受託者等の関係者に対し信託財産を用いて特別の利益を与えない (オ)受託者が、株式会社や特定の個人に対し信託財産を用いて特別の利益を与えない (カ)収支均衡・使途不特定財産等の財務要件を満たす (キ)一定の場合を除き信託財産に株式等が属さない (ク)類似の公益事務を目的とする公益信託、類似の公益目的事業を目的とする公益法人等、国・地方公共団体を帰属権利者とする 等</p>
<p>主務大臣の証明</p>	<p><特定公益信託> 公益信託のうち、次の事項等が信託行為において明らかであり、受託者が信託会社であることの要件を満たすことにつき主務大臣の証明を受けたもの</p> <p>・信託終了時に信託財産が国・地方公共団体に帰属、類似の公益信託として継続すること</p> <p>・信託財産受け入れる資産は金銭に限られる</p> <p>・信託財産の運用は預貯金・国債等に限られる</p>		<p>⑤公益信託認可の基準: (ア)公益事務を行うことのみを目的とする (イ)受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎・技術的能力を有する (ウ)信託管理人が受託者の公益信託事務を監督するのに必要な能力を有する (エ)受託者が、委託者・受託者等の関係者に対し信託財産を用いて特別の利益を与えない (オ)受託者が、株式会社や特定の個人に対し信託財産を用いて特別の利益を与えない (カ)収支均衡・使途不特定財産等の財務要件を満たす (キ)一定の場合を除き信託財産に株式等が属さない (ク)類似の公益事務を目的とする公益信託、類似の公益目的事業を目的とする公益法人等、国・地方公共団体を帰属権利者とする 等</p>
<p>②特定公益信託</p> <p>・税法</p>	<p><認定特定公益信託> 特定公益信託のうち次に掲げるものを信託目的とし、相当と認められる業績を持続することにつき主務大臣の認定を受けたもの(認定を受けた日の翌日から5年を経過していないものに限る)</p> <p>・科学技術に関する試験研究への助成</p> <p>・人文科学の諸領域の優れた研究への助成</p> <p>・学校教育への助成・学資の支給 等</p>		<p>⑤公益信託認可の基準: (ア)公益事務を行うことのみを目的とする (イ)受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎・技術的能力を有する (ウ)信託管理人が受託者の公益信託事務を監督するのに必要な能力を有する (エ)受託者が、委託者・受託者等の関係者に対し信託財産を用いて特別の利益を与えない (オ)受託者が、株式会社や特定の個人に対し信託財産を用いて特別の利益を与えない (カ)収支均衡・使途不特定財産等の財務要件を満たす (キ)一定の場合を除き信託財産に株式等が属さない (ク)類似の公益事務を目的とする公益信託、類似の公益目的事業を目的とする公益法人等、国・地方公共団体を帰属権利者とする 等</p>
<p>主務大臣の認定</p>	<p>③認定特定公益信託</p> <p>・税法</p>	<p>⑤公益信託認可の基準: (ア)公益事務を行うことのみを目的とする (イ)受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎・技術的能力を有する (ウ)信託管理人が受託者の公益信託事務を監督するのに必要な能力を有する (エ)受託者が、委託者・受託者等の関係者に対し信託財産を用いて特別の利益を与えない (オ)受託者が、株式会社や特定の個人に対し信託財産を用いて特別の利益を与えない (カ)収支均衡・使途不特定財産等の財務要件を満たす (キ)一定の場合を除き信託財産に株式等が属さない (ク)類似の公益事務を目的とする公益信託、類似の公益目的事業を目的とする公益法人等、国・地方公共団体を帰属権利者とする 等</p>	
		<p>⑤公益信託認可の基準: (ア)公益事務を行うことのみを目的とする (イ)受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎・技術的能力を有する (ウ)信託管理人が受託者の公益信託事務を監督するのに必要な能力を有する (エ)受託者が、委託者・受託者等の関係者に対し信託財産を用いて特別の利益を与えない (オ)受託者が、株式会社や特定の個人に対し信託財産を用いて特別の利益を与えない (カ)収支均衡・使途不特定財産等の財務要件を満たす (キ)一定の場合を除き信託財産に株式等が属さない (ク)類似の公益事務を目的とする公益信託、類似の公益目的事業を目的とする公益法人等、国・地方公共団体を帰属権利者とする 等</p>	<p>⑤公益信託認可の基準: (ア)公益事務を行うことのみを目的とする (イ)受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎・技術的能力を有する (ウ)信託管理人が受託者の公益信託事務を監督するのに必要な能力を有する (エ)受託者が、委託者・受託者等の関係者に対し信託財産を用いて特別の利益を与えない (オ)受託者が、株式会社や特定の個人に対し信託財産を用いて特別の利益を与えない (カ)収支均衡・使途不特定財産等の財務要件を満たす (キ)一定の場合を除き信託財産に株式等が属さない (ク)類似の公益事務を目的とする公益信託、類似の公益目的事業を目的とする公益法人等、国・地方公共団体を帰属権利者とする 等</p>

(所得税・相続税・法人税・消費税:公益信託制度改革等に伴う所要の措置)

1. 改正の趣旨・背景

(3) 公益信託税制の見直し(令和6年度税制改正)



令和6年度税制改正では、公益法人と共通の枠組みで公益認可・監督を受けることを踏まえて、公益信託やこれに寄付を行う個人・法人に対する課税等につき、**公益法人並みの税制上の措置が講じられた。**

		改正前	改正後
① 拠出時	寄付税制	<p>個人</p> <p>個人が旧公益信託の信託財産として財産を拠出した場合には、認定特定公益信託に限り寄附金控除(所得控除)の対象とする。</p> <p>法人</p> <p>法人が旧公益信託の信託財産として財産を拠出した場合には、一般の公益信託は損金不算入、特定公益信託は一般寄附金、認定特定公益信託は特定公益増進法人と同様の別枠損金算入とする。</p>	<p>個人</p> <p>個人が新公益信託の信託財産として財産を拠出した場合には寄附金控除(所得控除)の対象とする</p> <p>法人</p> <p>法人が新公益信託の信託財産として財産を拠出した場合には、特定公益増進法人に対する寄付金と同様の別枠損金算入とする</p>
	譲渡所得	<p>みなし譲渡</p> <p>個人が旧公益信託に財産を拠出した場合に、みなし譲渡の対象となるかについて不明確であった。特定公益信託・認定公益信託については拠出財産が金銭に限られており論点にならなかったと推測される。</p>	<p>新公益信託の委託者である個人が財産を信託した場合、委託者から受託者に対して贈与(※)があったものとして取り扱うことが明確にされた(受託者が法人の場合は改正前の「法人に対する贈与」に該当)。(※)贈与税は非課税</p> <p>みなし譲渡の対象となる事由に公益信託の受託者である個人に対する贈与が追加された。</p>
	非課税	<p>旧公益信託は、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置の対象に含まれていない。</p>	<p>新公益信託が、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置の対象に追加された(一般特例に限り、承認特例を除く)。</p>
	相続財産寄付	<p>旧公益信託のうち認定特定公益信託のみが、公益法人等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税措置の対象に含まれる(ただし対象財産は金銭に限る)。</p>	<p>新公益信託が、公益法人等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税措置の対象に追加された。</p> <p>対象財産は金銭に限定しないこととされた。</p>

1. 改正の趣旨・背景

(3) 公益信託税制の見直し(令和6年度税制改正)



		改正前	改正後
② 運用時	所得税	旧公益信託の信託財産から生じる所得については 所得税を課さない こととされている。	旧公益信託と同様に新公益信託の信託財産から生じる所得についても 所得税を課さない こととされた。
	法人税	旧公益信託のうち一般の公益信託については、委託者が信託財産を有するものとみなして 委託者に課税される 。特定公益信託及び認定特定公益信託については 委託者・受託者段階では課税されない 。	委託者が信託財産を有するものとみなす取扱いが廃止される。 新公益信託については、 委託者・受託者段階では課税されない こととされた。
	納税義務者	旧公益信託のうち一般の公益信託については、委託者が信託財産に係る取引を行ったものとみなして 委託者に消費税が課税される 。 特定公益信託・認定特定公益信託については、 受託者に消費税が課税される 。	委託者が信託財産に係る取引を行ったものとみなす取扱いが廃止され、新公益信託については、 受託者に消費税が課税される 。
	申告単位	申告単位は、受託者の当該信託財産と受託者の固有財産を まとめて申告・納税 をする。	申告単位は、 各信託財産・受託者の固有財産ごとに別の者とみなして、それぞれ別に申告納付をする 。 事業者免税点・簡易課税制度の適用にあたっては各信託財産・受託者の固有財産を合算して判定を行う。
	国等の特例	旧公益信託は、国・地方公共団体・公共法人等に適用される特定収入がある場合の仕入控除税額の調整措置の 対象外である 。	新公益信託は、国・地方公共団体・公共法人等に適用される特定収入がある場合の仕入控除税額の調整措置の 対象に追加された 。

1. 改正の趣旨・背景

(3) 公益信託税制の見直し(令和6年度税制改正)



		改正前	改正後
③ 給付時	受託者個人 ↓ 受給者個人	旧公益信託の委託者が個人の場合、 受給者(個人)に贈与税が課税 される。ただし特定公益信託・認定公益信託の場合であって 学資を目的とする場合は非課税 となる。	受託者の属性(個人・法人)に関わらず 、受給者個人が新公益信託の信託財産から給付を受けた場合は 所得税(一時所得等)が課税 される。 学資を目的とする場合等は非課税 となる。
	受託者法人 ↓ 受給者個人	旧公益信託の委託者が法人の場合は 所得税(一時所得等) が課税される。 学資を目的とする場合等は非課税 となる。	
	受給者法人	法人税が課税される 。公益法人等の場合は収益事業の収益の場合のみ課税される。	法人税が課税される 。公益法人等の場合は収益事業の収益の場合のみ課税される。
④ その他	委託者の死亡	相続税法上、旧公益信託の委託者は公益信託の信託財産を保有するものとみなされていた。 一般の公益信託の委託者が死亡した場合には相続税が課税される 。 特定公益信託・認定公益信託の委託者が死亡した場合は課税価格がゼロとみなされて結果相続税が課税されない。	委託者が公益信託の信託財産を保有するものとみな取扱いが廃止された。 公益信託の委託者が死亡した場合には相続税は課税されない 。

2. 改正の内容(令和7年度税制改正)

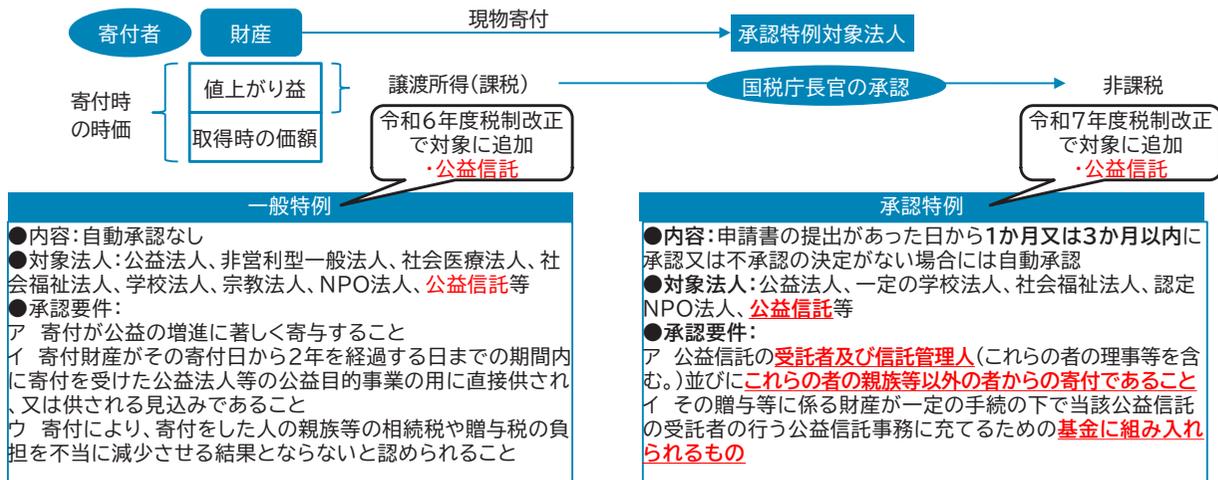
(1)承認特例へ公益信託の追加

(公益法人等へ財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置)

個人が公益法人等に対して財産を贈与又は遺贈(以下「贈与等」という)した場合の譲渡所得等の非課税措置(以下「譲渡所得等の非課税措置」という)のうち**承認特例の対象範囲に、公益信託の受託者に対するその信託財産とするための贈与等で次を満たすものを加える。**

ア 当該公益信託の受託者及び信託管理人(これらの者の理事等を含む。)並びにこれらの者の親族等以外の者からのもの

イ その贈与等に係る財産が一定の手続の下で当該公益信託の受託者の行う公益信託事務に充てるための基金に組み入れられるもの



2. 改正の内容(令和7年度税制改正)

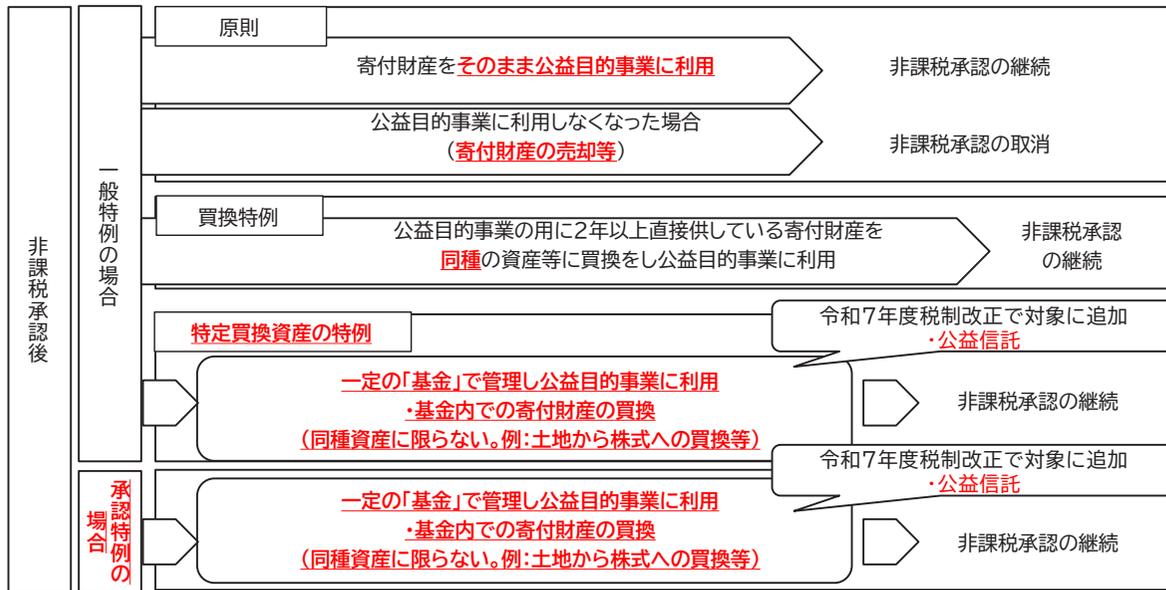
(2) 特定買換資産の特例への公益信託の追加

(公益法人等へ財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置)

譲渡所得等の非課税措置の特定買換資産の特例の対象範囲に **公益信託が追加される。**

一定の手続の下で当該公益信託の受託者の行う公益信託事務に充てるための基金に組み入れられるものを加える。

<寄付財産の買換イメージ>



2. 改正の内容(令和7年度税制改正)

(3)非課税承認取消時の受託者への課税の措置

(公益法人等へ財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置)

譲渡所得等の非課税措置について、非課税承認の取消により公益信託の受託者に対して所得税を課税する場合には、当該取消により生じた信託財産に係る所得について、**当該受託者の固有財産に係る所得等とは区別して課税することとするほか**、所用の措置を講ずる。

(4)非営利型一般法人の残余財産帰属先への公益信託の追加

法人税法上の非営利型一般法人の要件のうち、残余財産の帰属先に関する要件について、**その残余財産の帰属先として認められるものの範囲に公益信託の信託財産を加える。**

15.事業承継税制 役員就任要件・事業従事要件の緩和

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

・法人版事業承継税制(特例措置)の適用期限は2027(令和9)年12月末、個人版事業承継税制の適用期限は2028(令和10)年12月末であるが、いずれの税制においても、贈与税に係る後継者要件として、その自社株式又は事業用資産の贈与の日まで3年以上継続して、役員等であること又は事業用資産に係る事業等に従事していたことが求められており、適用期限よりも先に本税制が適用できなくなる実質的な期限が到来することとなる。

・コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている事業者がいることも想定されるため、本来の適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限に活用できるよう、後継者要件が緩和される。

2.内容

法人版事業承継税制(特例措置、贈与税)と個人版事業承継税制(贈与税)の後継者要件のうち、以下の要件が緩和される。

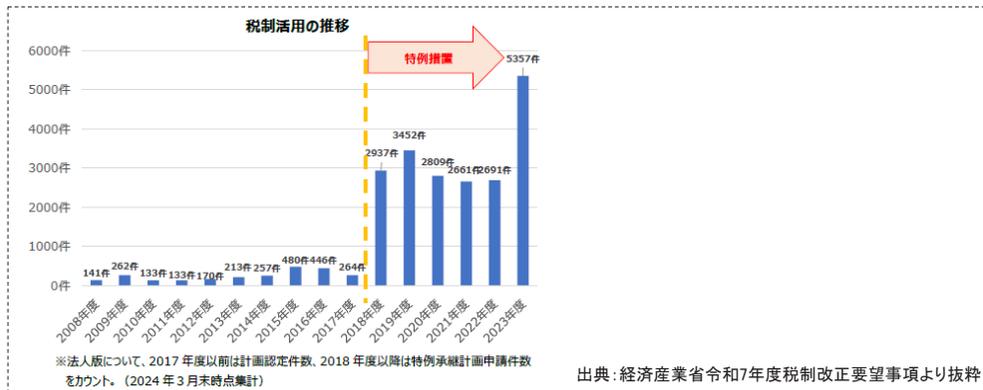
後継者要件	改正前	改正後
役員就任要件 (法人版・特例措置)	贈与の日まで3年以上継続して役員等であること	贈与の直前において役員等であること
事業従事要件 (個人版)	贈与の日まで3年以上継続して事業等に従事していたこと	贈与の直前において事業等に従事していたこと

3.適用時期

2025(令和7)年1月1日以後の贈与について適用する。

1. 趣旨・背景

- ・法人版事業承継税制(特例措置)の適用期限は2027(令和9)年12月末であり、個人版事業承継税制の適用期限は2028(令和10)年12月末であるが、いずれの税制においても、贈与税に係る後継者要件として、その自社株式又は事業用資産の贈与の日まで3年以上継続して、役員等であること又は事業用資産に係る事業等に従事していたことが求められていることから、事業承継の準備を行えていなかった事業者にとっては、適用期限よりも先に本税制が適用できなくなる実質的な期限が到来することとなる。
- ・中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が問題視される中、円滑な事業承継を促進するために施行・改正が行われてきた本税制であるが、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている事業者がいることも想定されるため、本来の適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限に活用できるよう、後継者要件が緩和される。



2. 内容

法人版事業承継税制(特例措置、贈与税)と個人版事業承継税制(贈与税)の後継者要件のうち、以下の要件が緩和される。

後継者要件	改正前	改正後
役員就任要件 (法人版:特例措置)	贈与の日まで3年以上継続して役員等であること	贈与の直前において役員等であること
事業従事要件 (個人版)	贈与の日まで3年以上継続して事業等に従事していたこと	贈与の直前において事業等に従事していたこと

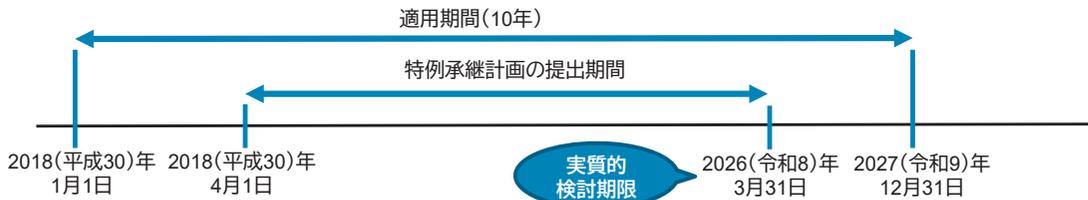
3. 適用時期

2025(令和7)年1月1日以後の贈与について適用する。

4. 実務のポイント

(1)法人版事業承継税制(特例措置)の適用期限は2027(令和9)年12月末となっており、大綱より適用期限は今後とも延長しないことが明記されている。また、個人版事業承継の適用期限は2028(令和10)年12月末となっている。なお、それぞれの適用を受けるための事前手続きである特例承継計画・個人事業承継計画の提出期限は2026(令和8)年3月末となっていることから、この度の改正に限らず、本制度の適用を受ける可能性がある場合は、早めに事業承継計画の検討に着手したほうが良いと考える。

【法人版事業承継税制(特例措置)】



【個人版事業承継税制】



4. 実務のポイント

(2)法人版事業承継税制については、特例措置のみの改正であり、一般措置についての後継者要件の改正は行われない。

(3)相続税に係る法人版事業承継税制(特例措置)及び個人版事業承継税制については、相続の開始の直前に、役員等であること又は事業用資産に係る事業等に従事していたことが要件となっており、3年以上の継続要件が付されていないため、この度の改正の対象ではない(被相続人が一定の年齢未満である場合又は後継者が特例承継計画に特例承継者として記載されている者である場合には、相続の開始の直前において役員就任要件等は不要)。

5. 実務上の留意点 法人版事業承継税制の特例措置(改正後)

後継者の役員要件に注意 **贈与**:贈与直前に代表者、**相続**:相続直前に役員等、**みなし相続**:相続直前に代表者

(1)法人版事業承継税制の特例措置(**贈与税**)では、後継者が贈与直前に代表権を有していることが求められている。

ポイント:本年の改正により後継者は贈与直前に役員等であればよいとされているが、贈与直前に代表権を有していることも要件となっている。

(2)法人版事業承継税制の特例措置(**相続税**)では、被相続人が70歳未満である場合又は後継者が特例承継計画に記載された者である場合を除き、後継者が先代経営者の相続直前に役員等であることが求められている。また、相続開始の日の翌日から5月を経過する日において特例認定承継会社の代表権を有することも要件となっている。

ポイント:先代経営者が70歳以上の場合、後継者を役員登用するか、特例承継計画を提出するかを検討が必要となる。

(3)**みなし相続**※の場合は、相続日に「代表者」であることが求められている。

ポイント:承継期間経過後は代表者要件は求められていないため、後継者が代表者から外れるケースも想定されるが、先代経営者(贈与者)の予期せぬ相続に備えるため、後継者は引続き代表者であることが望ましい。

※みなし相続:

贈与税の納税猶予制度を適用して株式の贈与を行った贈与者に相続が発生した場合、猶予されていた贈与税は免除となるが、贈与により取得していた株式は、相続により取得されたものとみなされ、相続税の課税対象となる。ただし、一定の要件を満たすことで、相続により取得されたものとみなされた株式に対して相続税の納税猶予制度を適用することができる。

(参考) 制度の概要 法人版事業承継税制の特例措置(相続税)

【非上場株式等に係る相続税の納税猶予・免除の特例措置】

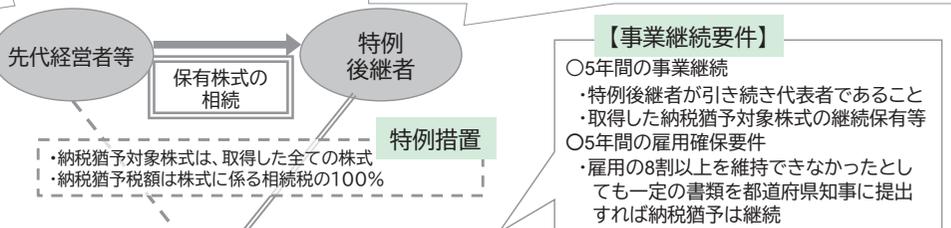
【先代経営者等の要件】

- ≪先代経営者≫
- 代表権を有していたこと
 - 先代経営者と同族関係者で総議決権数の50%超を有すること
 - 同族関係者(後継者を除く)のうち議決権を最も多く有する者であること等
- ≪先代経営者以外≫
- 先代経営者からの相続・贈与後一定期間内の相続等であること等

(注)先代経営者が70歳未満で死亡した場合、または、相続発生前に特例承継計画の確認を受けている場合には、この限りではない。

【特例後継者の要件】

- 相続開始の直前において、特例認定承継会社の役員等(注)であり、相続開始の日の翌日から5月を経過する日において特例認定承継会社の代表権を有すること(親族・親族外は問わない)
- 後継者と同族関係者で総議決権数の50%超を有すること
- 同族関係者のうち議決権を最も多く有する者(後継者が複数名の場合は、議決権数が上位2名又は3名の者(総議決権数10%以上を有する者に限る))であること等



【特例認定承継会社の要件】

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けていること(一般制度同様、上場会社、風俗営業会社、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないこと等の要件がある)

特例経営承継期間(5年間)

譲渡・合併等
解散

特例後継者の死亡等
2027年12月31日
特例後継者の死亡等

特例認定承継会社

特例承継計画

事業継続の
チェック
認定

提出
都道府県知事

指導・助言
認定経営革新等
支援機関

【減免措置】

一定の要件を満たす場合には、株式の譲渡若しくは合併、株式交換等の対価の額又は解散時における相続税評価額を基に納付金額を再計算し、当該納付金額が当初の納税猶予税額を下回る場合は当該差額を免除

特例措置適用
期間終了

【特例承継計画の要件】

- 2026(令和8)年3月31日までに特例承継計画を都道府県知事に提出していること
- 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画であること

特例経営承継期間内は毎年1回、その後は3年毎に
税務署長への届出も必要

- 以下の場合には猶予税額が免除される
- ・特例経営承継期間内も含め特例後継者が死亡した場合
 - ・会社が倒産した場合
 - ・次の後継者へ贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与をした場合 等

(参考) 制度の概要 法人版事業承継税制の特例措置(贈与税)

【非上場株式等に係る贈与税の納税猶予・免除の特例措置】

【先代経営者等の要件】

- ≪先代経営者≫
- 代表権を有していたこと
 - 贈与の時に代表権を有していないこと
 - 先代経営者と同族関係者で総議決権数の50%超を有すること
 - 同族関係者(後継者を除く)のうち議決権を最も多く有する者であること等
- ≪先代経営者以外≫
- 贈与の時に代表権を有していないこと
 - 先代経営者からの相続・贈与後一定期間内の贈与であること等

【相続時精算課税制度】

特例後継者が贈与者の推定相続人、孫以外の者である贈与も相続時精算課税制度の適用対象(原則的評価額による)

先代経営者等

保有株式の
一括贈与(注)

特例
後継者

- ・納税猶予対象株式は、取得した全ての株式
- ・納税猶予税額は株式に係る贈与税の100%
- ・納税猶予税額は暦年課税又は相続時精算課税による計算

特例措置

注)全部または一定以上

【特例後継者の要件】

- 18歳以上である役員等であること(改正前:役員等就任から3年以上経過していること)(親族・親族外は問わない)
- 特例認定承継会社の代表権を有すること
- 後継者と同族関係者で総議決権数の50%超を有すること
- 同族関係者のうち議決権を最も多く有する者(後継者が複数の場合は、議決権数が上位2名又は3名の者(総議決権数の10%以上を有する者に限る))であること

【事業継続要件】

- 5年間の事業継続
- ・特例後継者が引き続き代表者であること
- ・取得した納税猶予対象株式の継続保有等
- 5年間の雇用確保要件
- ・雇用の8割以上を維持できなかったとしても一定の書類を都道府県知事に提出すれば納税猶予は継続

【特例認定承継会社の要件】

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けていること(一般制度同様、上場会社、風俗営業会社、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないこと等の要件がある)

特例認定
承継会社

特例経営承継期間(5年間)

譲渡・合併等
解散

先代経営者等 2027年 12月31日
の死亡等

先代経営者等
の死亡等

特例
承継計画

事業
継続の
チェック

認定

提出
都道府県知事

指導・助言

認定経営革新等
支援機関

【特例承継計画の要件】

- 2026(令和8)年3月31日までに特例承継計画を都道府県知事に提出していること
- 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画であること

【減免措置】

一定の要件を満たす場合には、株式の譲渡若しくは合併、株式交換等の対価の額又は解散時における相続税評価額を基に納付金額を再計算し、当該納付金額が当初の納税猶予税額を下回る場合は当該差額を免除

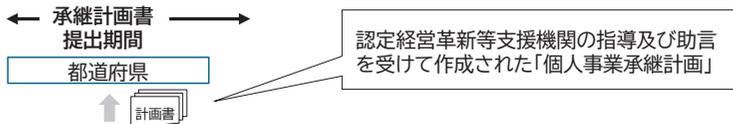
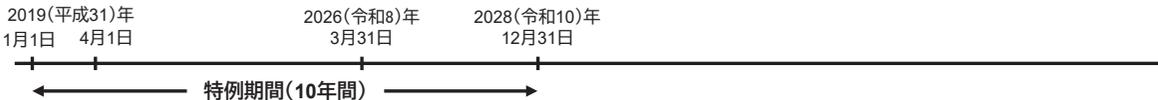
特例経営承継期間内は毎年1回、その後は3年毎に税務署長への届出も必要

先代経営者等(贈与者)が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除され、先代経営者等から特例後継者に相続又は遺贈があったものとみなして相続税が課税される。なお、一般制度と同様に、都道府県知事の「確認」を受け要件を満たせば、課税された相続税の納税猶予の適用が可能となる。

(贈与税:事業承継税制)

(参考) 制度の概要 個人版事業承継税制(相続税)

【特定事業用資産に係る相続税の納税猶予・免除制度】



個人事業者
(被相続人)

相続発生

・相続直前に特定事業用資産に係る事業に従事(注)していること等
(注)被相続人が60歳未満で死亡した場合には、この限りではない。

後継者
(認定相続人)

後継者の死亡等

特定事業用資産の保有
事業の継続
不動産貸付事業等以外

相続税
相続税の猶予

猶予税額の免除

猶予税額の全額免除要件

(イ)認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合
(ロ)認定相続人が一定の身体障害等に該当した場合
(ハ)認定相続人について破産手続開始の決定があった場合 等

特定事業用資産

- ① 宅地等(面積400㎡まで)
- ② 建物(床面積800㎡まで)
- ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
 - ・固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・自動車税等の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・その他一定のもの(一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)

で青色申告書の貸借対照表に計上されているもの

猶予が打ち切りとなる場合
⇒利子税(※)を含め猶予税額を納付

猶予が打ち切りとなる具体例

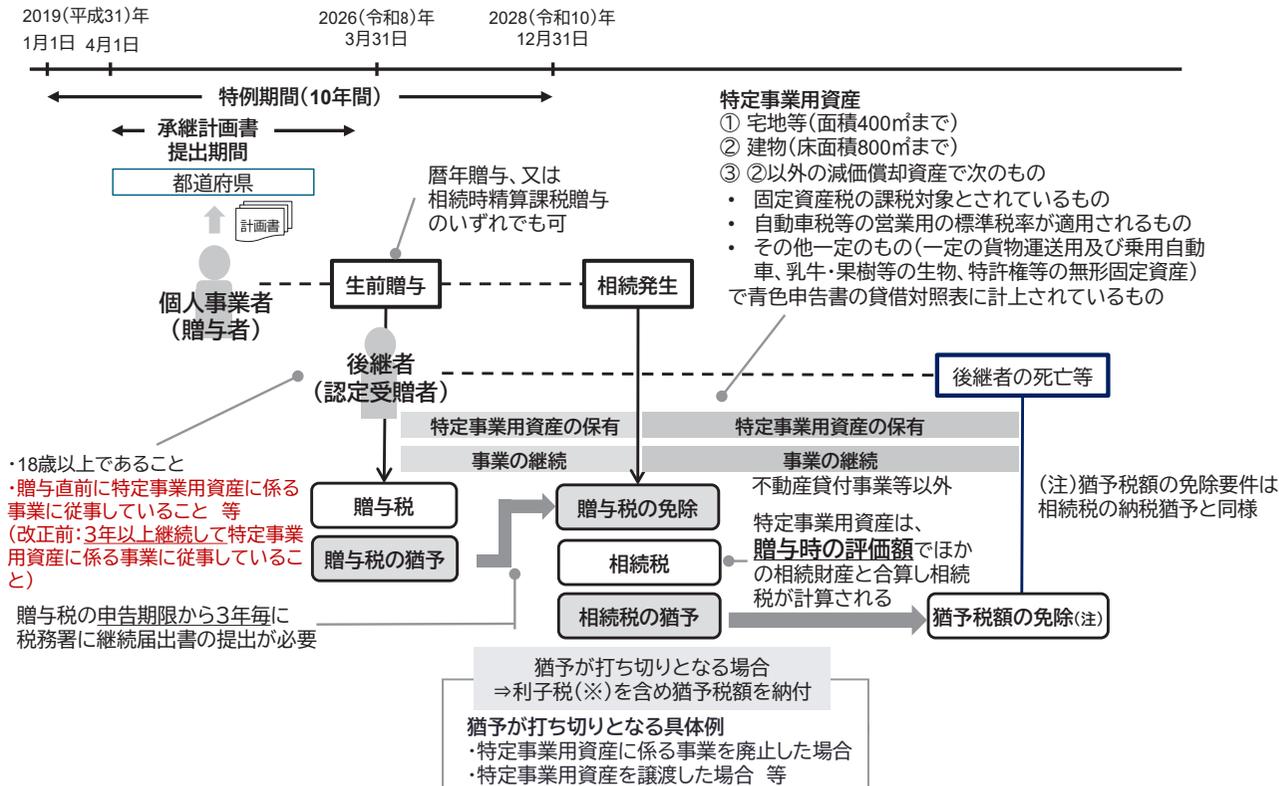
- ・特定事業用資産に係る事業を廃止した場合
- ・特定事業用資産を譲渡した場合 等

相続税の申告期限から3年毎に税務署に継続届出書の提出が必要

※ 年3.6%(利子税の特例(特例基準割合が0.9%の場合)を適用した場合は、年0.4%)

(参考) 制度の概要 個人版事業承継税制(贈与税)

【特定事業用資産に係る贈与税の納税猶予・免除制度】



※ 年3.6%(利子税の特例(特例基準割合が0.9%の場合)を適用した場合は、年0.4%)

16.結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置の延長

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

2023(令和5)年度の税制改正大綱では「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされたが、現在、「こども未来戦略」の集中取り組み期間(2026(令和8)年度まで)の最中にあり、こども・子育て政策を総動員する時期にあるため、適用期限が2年延長される。

2. 内容

結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置の適用期限が2025(令和7)年3月31日から2027(令和9)年3月31日まで、2年延長される。

3. 適用時期

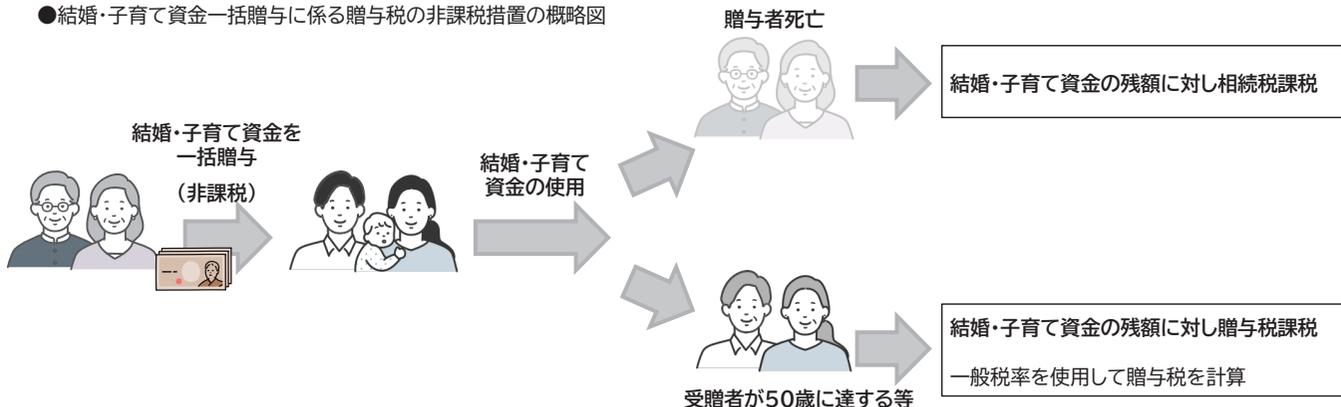
2025(令和7)年 4月1日以後に一括贈与された結婚・子育て資金に係る贈与税について、引き続き適用される。

1. 改正の趣旨・背景

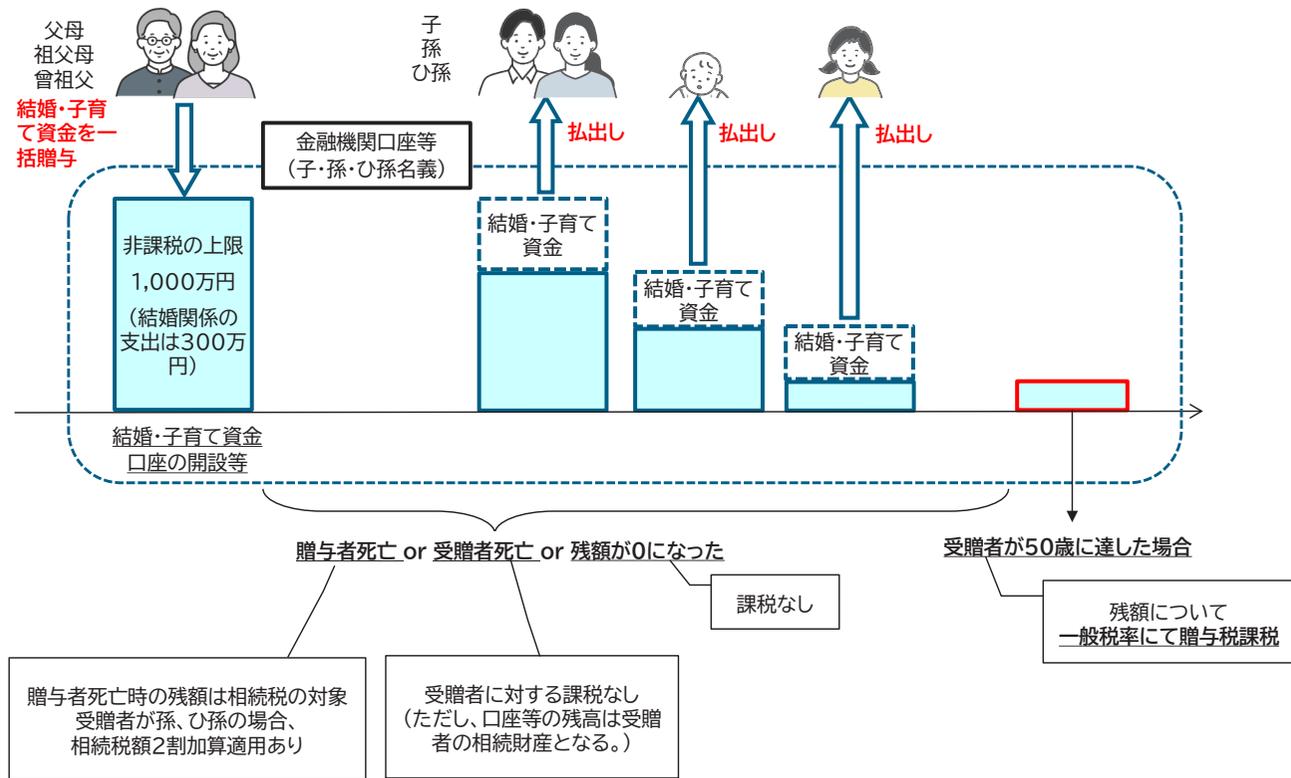
結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の導入・改正の流れ

- 2015(平成27)年度 : 祖父母や両親の資産を早期に若年世代に移転させることにより経済活性化に資することを目的に導入された。
- 2019(平成31)年度 : 格差の固定化につながらないよう、機会の平等に留意した見直しにより、受贈者の所得要件が設けられた。
- 2021(令和3)年度 : 贈与者死亡時の相続税の2割加算の適用の見直しが行われた。
- 2023(令和5)年度 : 受贈者の年齢が50歳に達した場合等の贈与税課税は一般税率で計算する見直しが行われた。
- 2023(令和5)年度 : 「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされたが、現在、「こども未来戦略」の集中取組期間(2026(令和8)年度まで)の最中にあり、こども・子育て政策を総動員する時期にあるため、適用期限が2年延長される。

●結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概略図



2.結婚・子育て資金の非課税制度のイメージ図



3. 今後の改正の動向

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置は近年の利用件数が減少傾向にあり、2023(令和5)年3月から2024(令和6)年3月までの間での増加件数は196件となっている。

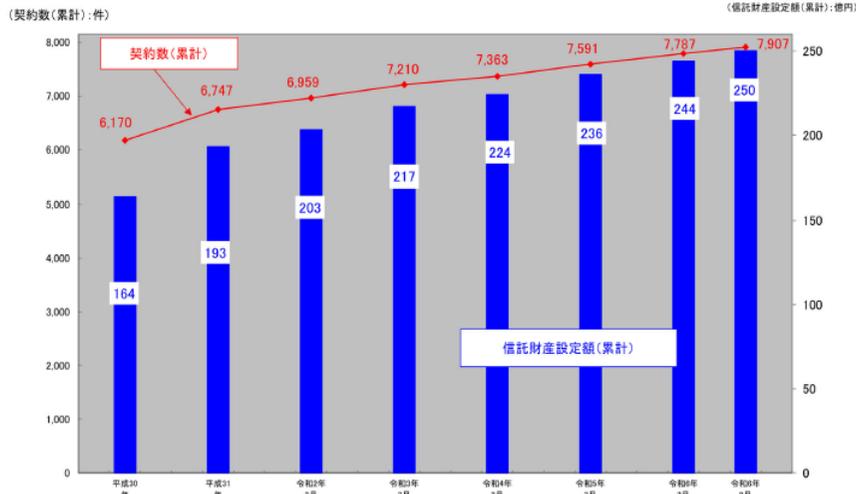
2025(令和7)年度の税制改正大綱では、「関係省庁において、子育てをめぐる給付と負担のあり方や真に必要な対応策について改めて検討すべきである。」としている。

結婚・子育て支援信託の受託状況

(単位:件)

	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和6年9月
契約数(累計)	6,170	6,747	6,959	7,210	7,363	7,591	7,787	7,907
増加数	-	577	212	251	153	228	196	120

結婚・子育て支援信託の受託状況



(出典:一般社団法人信託協会「ニュースリリース 信託の受託概況(令和6年9月末現在)」)

(相続・贈与税:結婚・子育て資金の一括贈与)

17.相続税に係る物納許可限度額の見直し

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など、相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、物納許可限度額の計算方法を納税者の支払い能力をよりの確に勘案した物納制度とする必要がある。

2.内容

相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しが行われる。

これにより、一定の年齢以上の相続人等が物納申請する場合の物納許可限度額が増加する。

1. 趣旨・背景

令和5年簡易生命表によると日本の平均寿命は男性81.09歳、女性87.14歳となり、20年前と比べて、男性は2.4歳、女性は1.6歳増加している。

平成28年時点での被相続人年齢構成比が80歳以上は69.5%であり、現在はその比率はさらに増加していると考えられている。

・平成28年分申告における相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

被相続人の年齢	80歳以上	70歳～79歳	60歳～69歳	59歳以下
構成比	69.5%	16.9%	8.8%	4.8%

※財務省 2018年10月17日説明資料〔資産課税(相続税・贈与税)について〕7頁より抜粋

このような老老相続や相続財産の構成の変化など、相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、物納許可限度額の計算方法について、納税者の支払い能力をよりの確に勘案した物納制度とする必要がある。

(参考)物納制度の概要

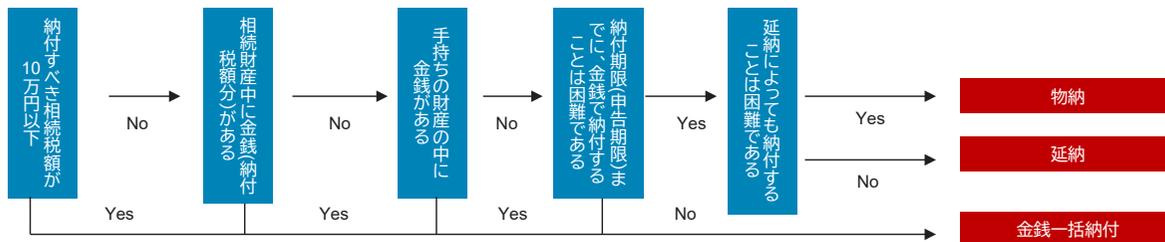
相続税の納税方法は下記の通りで、金銭一括納付や延納が困難な場合に物納が認められている。

原則：金銭一括納付

特例①：延納・・・金銭一括納付が困難な場合に限り分割で納付することが認められている。

特例②：物納・・・延納でも納付することが困難な場合に、相続財産そのもので納付することが認められている。

その判断をフローチャートにすると下記の通りとなる。



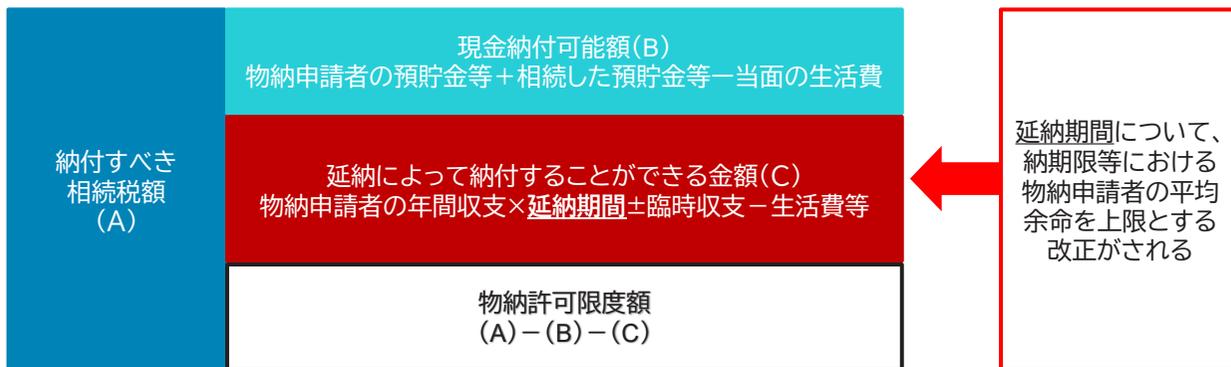
また、物納が認められている財産は、相続により取得した財産に限られており、物納が認められる財産の順位は下記の通りになる。

順位	財産
第1順位	①国債、地方債、不動産、船舶、上場されている株式・社債・証券投資信託等の受益証券
	②上記のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	①上場されていない株式・社債・証券投資信託又は貸付信託の受益証券(第1順位のものを除く)
	②上記のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	動産

2. 改正の内容(物納許可限度額の計算方法)

物納許可限度額は、下記の算式で計算される。

$$\boxed{\text{物納許可限度額 (A) - (B) - (C)}} = \boxed{\text{納付すべき相続税額 (A)}} - \boxed{\text{現金納付可能金額 (B)}} - \boxed{\text{延納によって納付することができる金額 (C)}}$$



2. 改正の内容(物納許可限度額計算上の延納期間)

物納許可限度額計算上の延納期間は相続財産に占める不動産等の割合に応じて定められている。
この延納期間について、納期限等における物納申請者の平均余命が上限となる。

相続財産に占める 不動産の割合	区分	改正前	改正後
		延納期間 (最長)	
不動産等の割合が75% 以上の場合	①動産等に係る延納相続税額	10年	左記延納期間と 納期限等における 物納申請者の平均余命 年数のいずれか短い方 の年数が上限となる。
	②不動産等に係る延納相続税額(③を除く)	20年	
	③森林計画立木の割合が20%以上の場合の 森林計画立木に係る延納相続税額		
不動産等の割合が50% 以上75%未満の場合	④動産等に係る延納相続税額	10年	
	⑤不動産等に係る延納相続税額(⑥を除く)	15年	
	⑥森林計画立木の割合が20%以上の場合の 森林計画立木に係る延納相続税額	20年	
不動産等の割合が50% 未満の場合	⑦動産等に係る延納相続税額	5年	
	⑧不動産等に係る延納相続税額(⑩を除く)		
	⑨特別緑地保全地区等内の土地に係る延納相続税額		
	⑩森林計画立木の割合が20%以上の場合の 森林計画立木に係る延納相続税額		

(参考)物納許可限度額の計算方法

物納許可限度額の計算方法 (参考)

納付すべき相続税額(A)	
現金納付可能額(B)	①納期限において有する現金、預貯金その他換価が容易な財産の価額に相当する金額
	②申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の3か月分の生活費
	③申請者の事業の継続のために当面(1か月分)必要な運転資金(経費等)の額
	④現金納付可能額(①-②-③)
延納によって納付することができる金額(C)	⑤年間の収入見込額
	⑥申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の年間の生活費
	⑦申請者の事業の継続のために当面必要な運転資金(経費等)の額
	⑧年間の納付資力(⑤-⑥-⑦)
	⑨おおむね1年以内に見込まれる臨時的な収入
	⑩おおむね1年以内に見込まれる臨時的な支出
	⑪申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の3か月分の生活費
	⑫申請者の事業の継続のために当面(1か月分)必要な運転資金(経費等)の額
	⑬延納許可限度額{⑧× 最長延納年数 +(⑨-⑩+⑪+⑫)}
物納許可限度額	納付すべき相続税額(A) - 現金納付可能額(④) - 延納許可限度額(⑬)

3. 実務のポイント

平均余命について、完全生命表にある平均余命を使用するかは明記されていないが、第23回完全生命表による平均余命は下記表の通りである。

下記平均余命が改正前の最長延納期間を下回る場合、延納期間が短くなり、物納許可限度額が増えることになる。

相続人等の年齢(歳)	平均余命(年)	
	男性	女性
65	19.97	24.88
66	19.16	23.98
67	18.37	23.09
68	17.60	22.20
69	16.84	21.32
70	16.09	20.45
71	15.36	19.59
72	14.63	18.73
73	13.92	17.89
74	13.23	17.05
75	12.54	16.22
76	11.87	15.40
77	11.22	14.59
78	10.58	13.79
79	9.95	13.01
80	9.34	12.25
81	8.74	11.50
82	8.17	10.77
83	7.62	10.07
84	7.09	9.38
85	6.59	8.73

〔計算例〕

相続人が70歳男性で相続財産の80%が不動産の場合の
物納許可限度額の計算における延納期間

70歳男性の平均余命16.09年

相続財産の80%が不動産の場合の最長延納期間

- ・動産等に係る延納期間: 10年 < 16.09年 ∴ 10年
- ・不動産等に係る延納期間: 20年 > 16.09年 ∴ 16年

また、物納許可限度額の計算における延納期間のみでなく、延納相続税額を計算する上での延納期間にも改正があるかなどは、明らかになっていないため、政省令の改正を確認する必要がある。

18.生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の延長等

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

設備投資に関する固定資産税の減免の特例は、中小企業の成長を支援し地域経済の活性化を図るために設けられている。赤字企業も含めた中小企業の積極的な投資を支援し、社会全体の経済的発展を促すため、固定資産税の特例措置について要件等を見直した上で2027(令和9)年3月31日まで延長する。

2.内容

- ・適用要件において、雇用者給与等支給額(※)の引き上げが必須条件となる。
- ・雇用者給与等支給額を3%以上引き上げる方針を同計画に位置付けた場合の減免割合が最大 $3/4$ (改正前は最大 $2/3$)に引き上げられる。

3.影響

改正前の上乗せ措置である雇用者給与等支給額の引き上げが必須条件となるため適用対象企業が限定される。

4.実務のポイント

総務省「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の概要」(2月4日公表)には、「適用期限を2年に限り延長」という記載があり、2027(令和9)年4月1日以降の延長に対して消極的な表現となっている。

※雇用者給与等支給額とは、法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう(租税特別措置法 第42条の12の5 第5項第9号)。

1.制度の内容及び改正の内容

(1)制度及び改正の内容

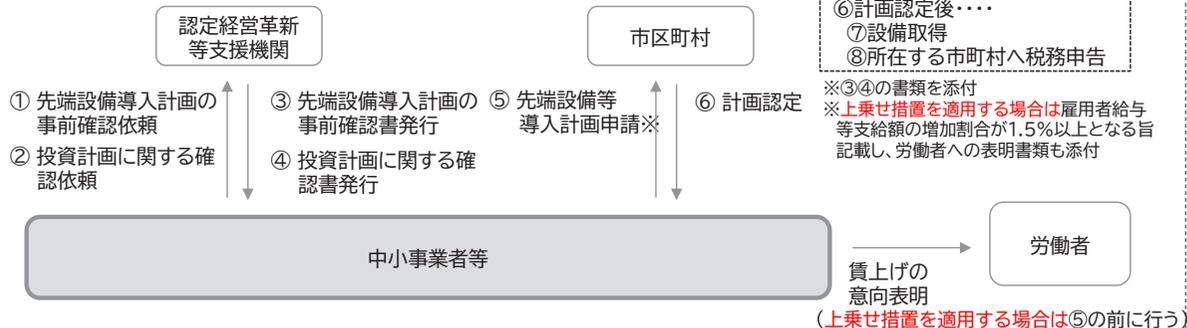
項目		改正前	改正後
適用対象法人		中小事業者等(以下の要件を満たす法人又は個人) ①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(大規模法人に発行済株式総数等の1/2以上を所有されている法人等を除く) ②資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 ③常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人	改正なし
適用対象設備		<ul style="list-style-type: none"> 機械装置(160万円以上) 器具備品(30万円以上) 建物附属設備(60万円以上 ただし、家屋と一体となって効用を果たすものを除く。) 工具(30万円以上) 	改正なし
適用要件	一般	①「先端設備等導入計画」の認定(中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させる内容であることが必要) ②投資利益率が5%以上となることが見込まれている投資計画に記載された一定の設備であること	①改正なし ②改正なし ③ 雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上(※)となることを計画に位置付けるとともに、労働者に表明
	上乗せ措置	③雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上となることを計画に位置付けるとともに、労働者に表明	④ 雇用者給与等支給額の実績と比較して3%以上(※)となることを計画に位置付けるとともに、労働者に表明
税制措置	一般	固定資産税が最初の3年間1/2減免	固定資産税が最初の3年間1/2減免(適用要件③追加)
	上乗せ措置	①2023(令和5)年4月1日～2024(令和6)年3月31日取得分 固定資産税が最初の5年間2/3減免 ②2024(令和6)年4月1日～2025(令和7)年3月31日取得分 固定資産税が最初の4年間2/3減免	固定資産税が最初の 5年間3/4減免
適用期間		2025(令和7)年3月31日まで	2027(令和9)年3月31日まで

※雇用者給与等支給額の増加割合は政令により規定される予定

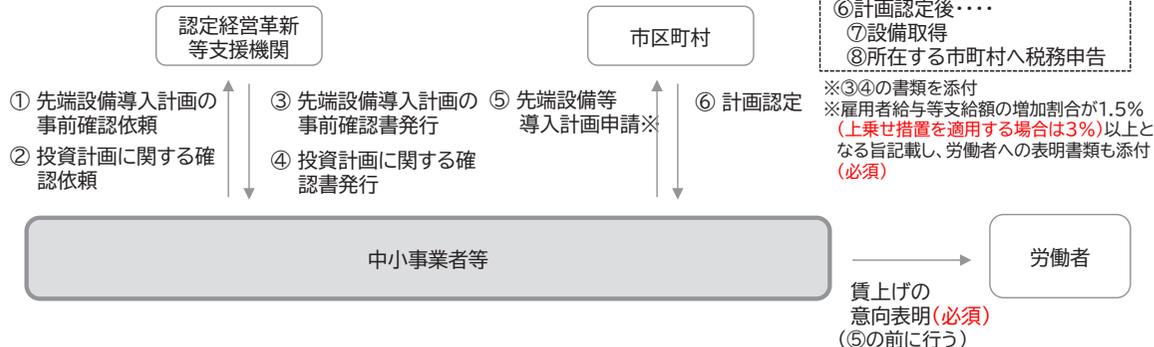
1.制度の内容及び改正の内容

(2)具体的な適用手続き

■ 改正前



■ 改正後



1.制度の内容及び改正の内容

(3)提出書類イメージ

■ 先端設備等導入計画

別紙

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	
2	代表者名（事業者が法人の場合）	
3	法人番号	
4	資本金又は出資の額	
5	常時使用する従業員の数	
6	主たる業種	

2 計画期間

年 月 ～ 年 月

3 現状認識

①自社の事業概要

②自社の経営状況

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容

②将来の展望

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B-A) / A
千円	千円	%

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

設備等名／型式	導入時期	所在地
1	年 月	
2	年 月	
3	年 月	

4	年 月	
5	年 月	

設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1				
2				
3				
4				
5				

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計			
合計			

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)

6 雇用に関する事項

(出典)中小企業ホームページ:先端設備等導入制度による支援 申請書様式より

2.実務上のポイント

※雇用者給与等支給額に関する税制には、主に次のようなものがあります(改正前)。

項目	内容	根拠条文
大企業向け賃上げ促進税制	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告書を提出するすべての法人又は個人事業主が対象 継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上増加した場合、法人税額の特別控除が可能 	租税特別措置法第42条の12の5
中堅企業向け賃上げ促進税制	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告書を提出する常時使用する従業員数が2,000人以下の法人又は個人事業主が対象 継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上増加した場合、法人税額の特別控除が可能 	租税特別措置法第42条の12の5
中小企業者等における賃上げ促進税制	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告書を提出する中小企業者等又は個人事業主が対象 雇用者給与等支給増加割合が1.5%以上増加した場合、法人税額の特別控除が可能 	租税特別措置法第42条の12の5
固定資産税の減免の特例	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業者等が対象 雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上となることを計画に位置付けるとともに、労働者に表明した場合、固定資産税減免の上乗せ措置が適用(改正後は必須となる) 	地方税法附則第15条
地域未来投資促進税制	<ul style="list-style-type: none"> 下記の要件等を満たしていない大企業については、税額控除を選択することができない。 賃上げ要件: 当期の継続雇用者の給与等支給額 > 前期の継続雇用者の給与等支給額 ※資本金が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上、又は従業員数2,000人超で前事業年度が黒字の法人等の賃上げ要件は、次の通り。 当期の継続雇用者の給与等支給額が前期の継続雇用者の給与等支給額から1%以上増加していること (「地域未来投資促進税制の見直し」を参照) 	租税特別措置法第42条の13

※令和7年度改正後は、中小企業経営強化税制において、給与増加割合を要件とした収益力強化設備(B類型)に対する特別償却または税額控除の拡充措置が予定されています(「中小企業経営強化税制の見直し及び延長と拡充」を参照)。

19. 中小企業者等に対する軽減税率の延長

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置である。今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を2年延長するが、極めて所得が高い中小企業等について一定の見直しを行うこととする。

2. 内容

中小企業者等の所得の金額のうち、年800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%（本則課税：19%）の適用時期が、改正前の「2025年（令和7年）3月31日までに開始する事業年度」から2年間延長され、「2027年（令和9年）3月31日までに開始する事業年度」となる。

ただし、次の見直しを行う。

- ① 所得の金額が年10億円を超える事業年度については、税率を17%に引き上げる。
- ② グループ通算制度の適用を受けている法人を適用除外とする。

3. 適用時期

2025（令和7）年4月1日以後に開始する事業年度より適用される。

4. 実務のポイント

本改正の影響を受ける法人については、2026（令和8）年4月1日以後に開始する事業年度より適用される防衛特別法人税（仮称）にも影響がある。

1. 改正の内容

【1】普通法人

(1) 通算法人以外

対象所得金額	区分		対象事業年度の 所得金額	改正前			改正後		
				開始事業年度			開始事業年度		
				令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後
年800万円以下	中小法人(※1)	下記以外	年10億円以下	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	15% (軽減税率)	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	
			年10億円超				17% (軽減税率)		
	適用除外事業者(※2)		19% (本則税率)		19% (本則税率)				
	中小法人以外			23.20%		23.20%		23.20%	
年800万円超				23.20%		23.20%		23.20%	

(※1) 中小法人とは、資本金又は出資金が1億円以下の普通法人のうち、次に掲げる法人以外をいう(グループ通算制度の適用を受けている法人を除く)。

- ① 大法人(資本金又は出資金が5億円以上の法人、相互会社(外国相互会社を含む)、受託法人)との間にその大法人による完全支配関係がある法人
- ② 100%グループ内の複数の大法人に株式等の全部を直接又は間接に保有されている法人(①に該当する法人を除く。)
- ③ 相互会社、投資法人、特定目的会社、受託法人

(※2) 適用除外事業者とは、前3年間の平均所得金額が15億円を超える法人等をいう。

(2) 通算法人

対象所得金額	区分		対象事業年度の 所得金額	改正前			改正後		
				開始事業年度			開始事業年度		
				令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後
800万円以下	中小通算法人(※3)			15% (軽減税率)	19% (本則税率)	15% (軽減税率)	19% (本則税率)		
	大通算法人(※4)			23.20%		23.20%			
年800万円超				23.20%		23.20%			

(※3) 中小通算法人とは、グループ通算制度における大通算法人に該当しない法人等をいう。

(※4) 大通算法人とは、グループ通算制度を適用している通算法人のいずれかの法人の資本金の額が1億円を超える場合のその全ての通算法人等をいう。

1. 改正の内容

【2】公益法人等

対象所得金額	区分	対象事業年度の 所得金額	改正前			改正後		
			開始事業年度			開始事業年度		
			令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後
年800万円以下		年10億円以下	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	15% (軽減税率)	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	
		年10億円超				17% (軽減税率)		
年800万円超	公益社団法人・公益財団法人、非営利型の一般社団法人・非営利型の一般財団法人、その他公益法人とみなされる法人(※5)		23.20%			23.20%		
	学校法人、宗教法人等の上記以外の公益法人		19%			19%		

(※5)非営利型ではない一般社団法人、一般財団法人は普通法人に該当する。

【3】その他の法人

法人の種類	対象所得金額	区分	対象事業年度の 所得金額	改正前			改正後		
				開始事業年度			開始事業年度		
				令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後
人格のない社団等	年800万円以下		年10億円以下	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	15% (軽減税率)	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	
			年10億円超				17% (軽減税率)		
協同組合等(※6)	年800万円以下		年10億円以下	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	15% (軽減税率)	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	
			年10億円超				17% (軽減税率)		
特定の医療法人	年800万円以下	下記以外の法人	年10億円以下	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	15% (軽減税率)	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	
			年10億円超				17% (軽減税率)		
		適用除外事業者(※2)	19% (本則税率)			19% (本則税率)			
	年800万円超		19%			19%			

(※6)特定の協同組合等の年10億円を超える部分の所得に対する税率は、22%が適用される。

2. 改正の影響

(1) 法人実効税率への影響

軽減税率の適用期限の延長により、法人実効税率への影響は、普通法人を例にすると以下の通りとなる。

① 通算法人以外の中小法人(所得の金額が年10億円以下の場合)

税率15%が引き続き適用される。

対象所得金額	改正前			改正後		
	開始事業年度			開始事業年度		
	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後
年400万円以下の金額	21.37% (21.85%)	25.84% (26.46%)		21.37% (21.85%)		25.84% (26.46%)
年400万円超 年800万円以下の金額	23.17% (23.65%)	27.55% (28.15%)		23.17% (23.65%)		27.55% (28.15%)
年800万円超の金額	33.58% (34.30%)			33.58% (34.30%)		

上記実効税率は以下の前提で計算している

- ・事業税は軽減税率適用法人、かつ、標準税率とする。
- ・住民税は標準税率とし、均等割額は計算に含めていない[()は制限税率適用時]。

2. 改正の影響

② 通算法人以外の中小法人(所得の金額が年10億円超の場合)

税率が17%に引き上げられる影響で、税負担が年18万円程度増加する。

対象所得金額	改正前			改正後		
	開始事業年度			開始事業年度		
	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後
年400万円以下の金額	21.37% (21.85%)	25.84% (26.46%)		21.37% (21.85%)	23.60% (24.16%)	25.84% (26.46%)
年400万円超 年800万円以下の金額	23.17% (23.65%)	27.55% (28.15%)		23.17% (23.65%)	25.36% (25.90%)	27.55% (28.15%)
年800万円超の金額	33.58% (34.30%)			33.58% (34.30%)		

左記実効税率は以下の前提で計算している

- ・事業税は軽減税率適用法人、かつ、標準税率とする。
- ・住民税は標準税率とし、均等割額は計算に含めていない〔()は制限税率適用時〕。

③ 中小通算法人

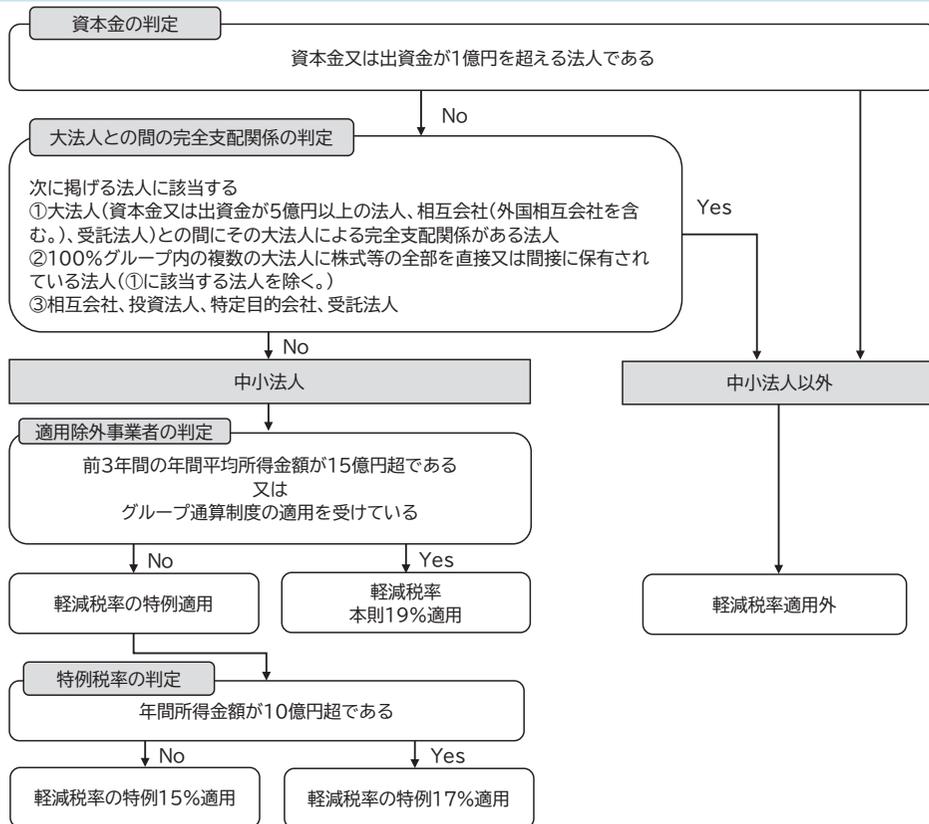
税率が本則19%になる(軽減税率の特例から除かれる)影響で、グループ全体で税負担が年36万円程度増加する。

対象所得金額	改正前			改正後		
	開始事業年度			開始事業年度		
	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後
年400万円以下の金額	21.37% (21.85%)	25.84% (26.46%)		21.37% (21.85%)	25.84% (26.46%)	
年400万円超 年800万円以下の金額	23.17% (23.65%)	27.55% (28.15%)		23.17% (23.65%)	27.55% (28.15%)	
年800万円超の金額	33.58% (34.30%)			33.58% (34.30%)		

左記実効税率は以下の前提で計算している

- ・事業税は軽減税率適用法人、かつ、標準税率とする。
- ・住民税は標準税率とし、均等割額は計算に含めていない〔()は制限税率適用時〕。

3. 参考 軽減税率適用の判定フローチャート(普通法人の場合)



20.中小企業投資促進税制の延長

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。一方で少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少等により中小企業を取り巻く環境は厳しく、足下では生産性が低迷し事業の持続的発展が懸念される。このような状況下において、生産性の向上を図り積極的な設備投資を促すため特別償却等の税制上の措置が不可欠である。

2.内容

①中小企業投資促進税制について、適用期限が**2年延長**される。

②一定の承認会社が農地所有適格法人の発行済株式総数の50%を超える株式を有する場合には、当該株式を除外して、農地所有適格法人における「みなし大企業(制度対象外)」の判定を行う。

※「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいう。

3.適用時期

2027(令和9)年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される。

4.実務のポイント

- ・ 本制度の適用対象法人及び適用対象設備に注意が必要である。
- ・ 確定申告時に所定の明細書を添付する必要がある。
- ・ 今年度改正における中小企業経営強化税制の拡充措置の計画期間中は本制度の適用ができない。

1. 制度の概要及び改正内容

		中小企業投資促進税制
対象企業		青色申告書を提出する中小企業者等 ※(資本金1億円以下の法人又は農業協同組合等)
対象事業 (指定事業)		・主に製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業等が対象 ・下記の事業等は対象外 電気業、熱供給業、水道業、娯楽業（映画業を除く）、鉄道業、航空運輸業、銀行業
適用要件		一定の対象設備の取得等をし、指定事業の用に供すること
対象設備・ 金額要件等	建物・構築物	
	機械装置	1台160万円以上
	ソフトウェア	合計70万円以上
	器具備品	
	建物附属設備	
	工具	1台30万円以上 かつ合計120万円以上
	普通貨物自動車	車両総重量3.5t以上
	内航船舶	取得価額の75%が対象
特別償却率		30%
税額控除率	特定中小企業者等	7%
	上記以外	適用不可
適用期限		2027(令和9)年3月31日までの間に 事業の用に供した資産に適用される。

※対象設備から次の設備は除外する

①コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの

②対象資産について、総トン数500トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定する

1.制度の概要及び改正内容

(1)本制度の対象外となる「みなし大企業」の判定について

資本金もしくは出資金が1億円以下であり、かつ、以下のいずれかを満たす場合に「みなし大企業」に該当する

- ①発行済株式または出資の2分の1以上を同一の大規模法人※に保有されている法人
- ②発行済株式または出資の3分の2以上を複数の大規模法人※に保有されている法人

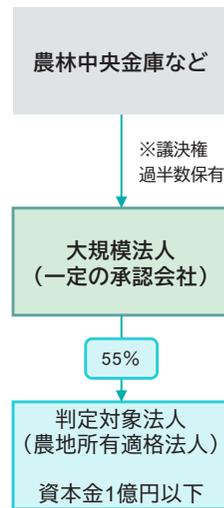
※「大規模法人」とは、次の1から4までに掲げる法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

- 1 資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
- 2 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- 3 大法人(次の(1)から(3)までに掲げる法人をいいます)との間にその大法人による完全支配関係がある法人
 - (1) 資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人
 - (2) 相互会社および外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
 - (3) 受託法人
- 4 100%グループ内の複数の大法人に株式等の全部を直接又は間接に保有されている法人(3に掲げる法人を除く)

(2)「みなし大企業」の判定に関する今回の改正

農地法に規定する農地所有適格法人が判定対象法人である場合において、一定の承認会社※が農地所有適格法人の発行済株式総数の50%超の株式を有するときは、「みなし大企業」の判定における大規模法人の有する株式から、当該株式を除外して判定することとする

※「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいう。



○参考:上記のパターン

改正前...

みなし大企業に該当し、対象外

改正後...

みなし大企業に該当せず、対象

2.適用時期

2027(令和9)年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される。

3.実務のポイント

- 本制度の適用対象法人及び適用対象設備に注意が必要である。
- 確定申告時に所定の明細書を添付する必要がある。
- 今年度改正における中小企業経営強化税制の拡充措置の計画期間中は本制度の適用ができない。

21. 中小企業経営強化税制の見直し及び延長と拡充

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

中小企業は雇用の7割を抱えており、日本にとって重要な経済主体である。そのため健全な成長が地域経済の維持・発展のために不可欠である。

その中でも売上高100億円を超えるような中小企業は、現状4,500者程度と推計されるが、輸出や海外展開等により域外需要を獲得するとともに、域内調達により新たな需要を創出する地域の中核となる存在である。そうした企業を育成することで、地域経済に好循環を生み出していく。

中小企業経営強化税制について、売上高100億円超を目指す成長意欲の高い中小企業の設備投資に対して、更なる措置を講じるとともに、適用要件等の見直しを行ったうえで適用期限が延長される。

2. 内容

- ① 生産性向上設備(A類型)について、経営力向上の指標が見直される。
- ② 収益力強化設備(B類型)について、
 - ・ 投資計画における年平均の投資利益率の見込みが5%以上から7%以上に引き上げられる。
 - ・ 売上高100億円超を目指す中小企業に対して、建物が対象設備となる拡充措置が設けられる。
- ③ デジタル化設備(C類型)は対象外となり、税制措置は令和7年3月31日で終了される。
- ④ 暗号資産マイニング業の用に供する設備は対象外とされる。
- ⑤ 食品等事業者がワンストップで本制度を活用できる仕組みが構築される。
- ⑥ 上記(①~⑤)の措置を講じた上、適用期限を2年延長される。

3. 適用時期

2027(令和9)年3月31日までの間に事業の用に供された資産に適用される。

<改正のポイント>

4.影響

- (1)従来の制度は、生産性向上設備の経営力向上の指標の見直し、収益力強化設備の投資利益率の引き上げ、デジタル化設備が廃止されたことに伴い、従来より対象となる設備の範囲は縮小が見込まれる。
- (2)着工後などの理由により地域未来投資促進税制の適用を断念した建物についても、収益力強化設備の拡充措置による税制の対象となる可能性があるため、再検討が必要である。

5.実務のポイント

- (1)今年度改正は、中小企業等経営強化法や食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正が前提であるため、各法の改正動向に注視する必要がある。
- (2)2024年12月の経済産業省資料「令和7年度(2025年度)経済産業関係 税制改正について」に、収益力強化設備の投資利益率の計算に使う期間を「投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる」との記載があり、申請手続きにどう影響するか注視する必要がある。
- (3)収益力強化設備の拡充措置は、以下の点に留意しつつ適用を検討する必要がある。
 - ①経営規模拡大要件のうち売上基準は10億円超90億円未満と幅広いが、売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画である必要がある。
 - ②計画期間中は「中小企業投資促進税制・中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用ができないデメリットがある。拡充措置の適用に際しては十分な検討が必要である。
 - ③供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合又は投資計画に記載された供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合には、拡充措置は適用できない。
適用に際しては、給与の支給予定額の確認が必要である。
 - ④拡充措置の具体的な手続き及び経営規模拡大要件の詳細な内容について注視する必要がある。
- (4)従来の制度と拡充措置が併用できるか否か、例えば、建物については拡充措置を適用し、建物附属設備については従来の制度が適用できるかどうかについて注視する必要がある。

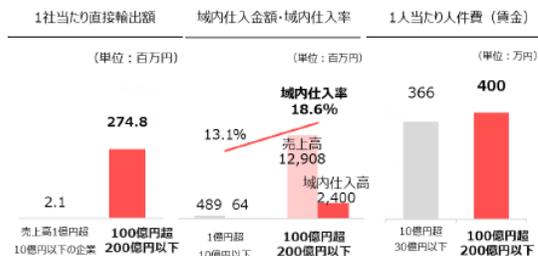
1. 改正の趣旨・背景

中小企業は雇用の7割を抱えており、日本にとって重要な経済主体である。そのため健全な成長が地域経済の維持・発展のために不可欠である。

その中でも売上高100億円を超えるような中小企業は、現状4,500者程度と推計されるが、輸出や海外展開等により域外需要を獲得するとともに、域内調達により新たな需要を創出する地域の中核となる存在である。そうした企業を育成することで、地域経済に好循環を生み出していく。

中小企業経営強化税制について、売上高100億円超を目指す成長意欲の高い中小企業の設備投資に対して、更なる措置を講じるとともに、適用要件等の見直しを行ったうえで適用期限が延長される。

**外需・内需の取り込み・賃上げ
を高いレベルで実現している100億企業**



出所) 「直接輸出額」：中小企業実態基本調査 対象 約172.8万社
 「域内仕入高・仕入比率」：地域未来牽引企業の間接評価に係る調査 対象 2,249社
 「賃金」：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス・活動調査」再編加工

**100億企業（売上100億円超の中小企業）は
現状4,500者程度**



(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス・活動調査」再編加工

(出典：経済産業省「令和7年度(2025年度)経済産業関係 税制改正について」)

2. 改正の内容

中小企業経営強化税制について、一部を見直した上、デジタル化設備(C類型)を除き適用期限を2年延長する。

	生産性向上設備/A類型	収益力強化設備/B類型(従来)	経営資源集約化に資する設備/D類型
対象企業	青色申告書を提出する中小企業者等※(資本金額1億円以下の法人又は協同組合等)		
対象事業 (指定事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・主に製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業等 が対象 ・電気業、熱供給業、水道業、娯楽業(映画業を除く)、鉄道業、航空運輸業、銀行業等の事業は対象外 		
適用要件①	特定経営力向上設備等の取得等をし、指定事業の用に供すること		
適用要件②	① 経営強化法の認定 ② 生産効率等の指標が、旧モデルと比較して平均1年あたり1%以上改善している設備 【改正後】生産効率等の指標は単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかによる	① 経営強化法の認定 ② 【改正前】投資利益率が5%以上の投資計画に係る設備 【改正後】投資利益率が7%以上の投資計画に係る設備	① 経営強化法の認定 ② 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置(160万円以上) ・ 測定工具、検査工具(30万円以上) ・ 器具備品(30万円以上) ・ 建物附属設備(60万円以上) ・ ソフトウェア(70万円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置(160万円以上) ・ 工具(30万円以上) ・ 器具備品(30万円以上) ・ 建物附属設備(60万円以上) ・ ソフトウェア(70万円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置(160万円以上) ・ 工具(30万円以上) ・ 器具備品(30万円以上) ・ 建物附属設備(60万円以上) ・ ソフトウェア(70万円以上)
適用対象範囲	生産等設備を構成するものであること、国内への投資であること、中古資産・貸付資産でないこと、等事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外。 【改正後】暗号資産マイニング業の用に供する設備は対象外		
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
税制措置	即時償却又は10%税額控除(資本金3,000万円超の中小企業者等の場合、即時償却又は税額控除7%)		
適用期間	【改正前】2025(令和7)年3月31日まで 【改正後】2027(令和9)年3月31日まで:2年延長		

※同一の大規模法人が発行済株式等の2分の1以上を所有している会社、2以上の大規模法人が発行済株式等の3分の2以上を所有している会社、適用事業年度前3年間の平均所得が15億円を超える法人を除く。

(【改正後】みなし大企業の判定から、一定の法人が農地所有適格法人の発行済株式等の2分の1超を保有する場合のその株式は除外する)

2. 改正の内容

中小企業経営強化税制について、売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を創設する。

	収益力強化設備/B類型(拡充措置)
対象企業	青色申告書を提出する中小企業者等※(資本金額1億円以下の法人又は協同組合等)
対象事業 (指定事業)	・主に製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業等 が対象 ・電気業、熱供給業、水道業、娯楽業(映画業を除く)、鉄道業、航空運輸業、銀行業等の事業は対象外
適用要件①	特定経営力向上設備等の取得等をし、指定事業用に供すること
適用要件②	① 経営強化法の認定 ② 投資利益率が7%以上かつ経済産業大臣が定める要件(経営規模拡大要件)に適合し確認を受けた投資計画に係る設備 ③ 本制度の対象となる金額の上限は60億円
経営規模 拡大要件	① 売上向上のための施策及び設備投資時期を示した 行程表(ロードマップ) を作成していること。 ② 基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満 であること。 (注)上記の「基準事業年度」とは、経営力向上計画の認定を申請する事業年度の直前の事業年度をいう。 ③ 売上高100億円超を目指すための事業基盤、財務基盤及び組織基盤が整っていること。 ④ 売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画 であること。 ⑤ 次の要件を満たす設備投資を行う投資計画であること。 ・導入予定の設備が、売上高の増加に貢献するものであること。 ・経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること。 ・生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備の新設又は増設をするものであること。 ⑥ 投資計画の計画期間中において、 給与等の支給額を2.5%以上増加 させるものであること ⑦ 上記のほか、売上高100億円超を目指すために必要とされる要件を満たすこと。
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置(160万円以上) ・ 工具(30万円以上) ・ 器具備品(30万円以上) ・ 建物及び附属設備(合計額1,000万円以上) ・ ソフトウェア(70万円以上)

※同一の大規模法人が発行済株式等の2分の1以上を所有している会社、2以上の大規模法人が発行済株式等の3分の2以上を所有している会社、適用事業年度前3年間の平均所得が15億円を超える法人を除く。

(【改正後】みなし大企業の判定から、一定の法人が農地所有適格法人の発行済株式等の2分の1超を保有する場合のその株式は除外する)

2. 改正の内容

中小企業経営強化税制について、売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を創設する。

	収益力強化設備／B類型(拡充措置)
適用対象範囲	生産等設備を構成するものであること、国内への投資であること、中古資産・貸付資産でないこと、等事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等、コインランドリー業の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの、暗号資産マイニング業の用に供する資産、医療保健業を行う事業者が取得等をするもの、発電の用に供する設備で主として電気の販売を行うためのものは対象外。
確認者	経済産業局
税制措置①	<p>【建物及び附属設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別償却 給与増加割合2.5%以上:15%、給与増加割合5%以上:25% 又は ・税額控除 給与増加割合2.5%以上:1%、給与増加割合5%以上:2% <p>※給与増加割合 算式:(供用年度の雇用者給与等支給額 - 供用年度の前事業年度の雇用者給与等支給額(A))/ (A)</p> <p>※雇用者給与等支給額 法人の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内の事業所に勤務する雇用者に対する給与等の支給額</p> <p>【機械及び装置、工具、器具備品、ソフトウェア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別償却 即時償却 又は ・税額控除 10%(資本金3,000万円超の中小企業者等の場合7%) <p>【総投資額が60億円を超える場合】 対象設備の投資額の合計額が60億円を超える場合には、特別償却や税額控除に用いる取得価額は、種類ごとにそれぞれ以下の算式により計算した金額とする 算式:60億円×(対象設備の取得価額/対象設備の投資額の合計額)</p>
税制措置②	当該計画の確認を受けた投資計画の計画期間中は、中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用を受けることができない
適用期間	2027(令和9)年3月31日まで

3. 適用時期

2027(令和9)年3月31日までの間に事業の用に供された資産に適用される。

4. 改正の影響・実務上のポイント

- (1) 従来制度は、生産性向上設備の経営力向上の指標の見直し、収益力強化設備の投資利益率の引き上げ、デジタル化設備が廃止されたことに伴い、従来より対象となる設備の範囲は縮小が見込まれる。
- (2) 着工後などの理由により地域未来投資促進税制の適用を断念した建物についても、収益力強化設備の拡充措置による税制の対象となる可能性があるため、再検討が必要である。
- (3) 今年度改正は、中小企業等経営強化法や食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正が前提であるため、各法の改正動向に注視する必要がある。
- (4) 2024年12月の経済産業省資料「令和7年度(2025年度)経済産業関係 税制改正について」に、収益力強化設備の投資利益率の計算に使う期間を「投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる」との記載があり、申請手続きにどう影響するか注視する必要がある。
- (5) 収益力強化設備の拡充措置は、以下の点に留意しつつ適用を検討する必要がある。
 - ① 経営規模拡大要件のうち売上基準は10億円超90億円未満と幅広いが、売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画である必要がある。
 - ② 計画期間中は「中小企業投資促進税制・中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用ができないデメリットがある。拡充措置の適用に際しては十分な検討が必要である。
 - ③ 供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合又は投資計画に記載された供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合には、拡充措置は適用できない。
適用に際しては、給与の支給予定額の確認が必要である。
 - ④ 拡充措置の具体的な手続き及び経営規模拡大要件の詳細な内容について注視する必要がある。
- (6) 従来制度と拡充措置が併用できるか否か、例えば、建物については拡充措置を適用し、建物附属設備については従来制度が適用できるかどうかについて注視する必要がある。

22.地域未来投資促進税制の見直し

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

地域の魅力等を生かした地域社会を創出に向けて各地方自治体が戦略的に重点支援を行う分野への設備投資を後押しするため、「高成長投資枠」に対する新たな種類の追加等を行ったうえで、適用期限を3年延長される。

2. 内容(所得税も同様の改正)

- ・適用期限が3年間延長される。
- ・対象となる設備投資額が1億円以上へ変更される。
- ・機械装置・器具備品の特別償却割合が35%へ変更される。(上乗せ措置の割合は改正なし)
- ・サプライチェーン類型が対象となる類型から除外される。
- ・高成長投資枠に対する新たな上乗せ措置が創設される。
- ・主務大臣の要件、課税特例の要件および上乗せ要件が一部変更される。

3. 適用時期

- ・2025(令和7)年4月1日から2028(令和10)年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される。
(適用期限3年間延長)

4. 影響

- ・サプライチェーンの強靱化に資する類型が対象から除外される。
- ・設備投資規模要件が改正前の2,000万円から1億円かつ、前事業年度の減価償却費の25%以上となり適用可能な設備投資が限られる。
- ・上乗せ要件が新たに追加されたが、これらに該当しない場合には機械装置等の特別償却の割合が35%に引き下がる。

<改正のポイント>

5. 実務のポイント

- ・各地方公共団体が策定する「基本計画」について、改正内容に基づいた修正等がなされるか今後詳細を確認する必要がある。
- ・既存の上乗せ要件について、「労働生産性の伸び率が4%以上」に優遇される中小企業者の範囲が見直される見込みである等、詳細な要件については今後主務大臣からの告示等を確認する必要がある。
- ・今回追加される上乗せ要件について業種が指定されるため、各地方公共団体ごとに税制を適用可能か判断する必要がある。
- ・自治体が業種を指定するための要件については今後詳細を確認する必要がある。
(付加価値額の伸び率等)
- ・新設される類型は設備投資額10億円以上を対象とするため、適用可能事業が限られる。

1. 改正の趣旨・背景

地域未来投資促進税制は、平成29年度に地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすため創設された。

今年度改正においては、主に地域経済を牽引する中堅・中核企業等の成長を通じて強靱な産業基盤の構築を行うため、各地域の特性や魅力を生かし、地域経済への波及効果が高く期待できる事業の促進を強化すべく、戦略的に重点支援を行う分野に関する10億円以上の設備投資への優遇措置を創設する。

地方公共団体において、特定の産業分野に限定し、自治体ごとの振興計画に基づき実行したことで、関連製品の製造や関連企業等の増加につながった事例が多く、このような意欲ある自治体の戦略的な政策取組みを後押しする必要があるため新たな措置が創設され、適用要件等の見直しを行ったうえで適用期限の延長が行われた。

2. 改正の内容

(1) 制度の概要

地域未来投資促進税制とは、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却(最大50%)又は税額控除(最大6%)を受けることができる制度である。

本税制の適用を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認(STEP1)を受けた上で、国(主務大臣)による課税特例の確認(STEP2)を受ける必要がある。

(2) 適用期限の延長

2025年(令和7年)4月1日から2028年(令和10年)3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される。(適用期限3年間延長)

(3) 先進性要件の改正とサプライチェーン類型の除外

項目		改正前	改正後
先進性要件 (次頁課税特例の要件①)	通常類型	・事業の先進性の確認に当たっては、投資収益率又は労働生産性の伸び率が一定水準以上であることが見込まれることを確認すること	・運用上、事業の先進性の確認に当たっては、投資収益率又は労働生産性の伸び率が一定以上であることの 確認を不要とする ※先進性の確認については、先進性が認められない事業の明確化、その他の評価委員の評価精度の向上に向けた措置を講じて行う
	サプライチェーン類型	・海外に生産拠点が集中している一定の製品の製造をすること及びその地域経済牽引事業計画が実施される都道府県の行政区域内でその製品の承認地域経済牽引事業者の取引額の一定水準以上の増加が見込まれることを確認すること(特定重要物資として指定された物資の製造に係る事業については該当しない)	・対象となる事業類型から除外

2. 改正の内容

(4) 課税特例の要件改正

項目		改正前		改正後	
適用対象資産		機械装置・器具備品	建物・附属設備・構築物	機械装置・器具備品	建物・附属設備・構築物
課税特例の要件		①先進性を有すること(特定非常災害で被災した区域を除く) ②設備投資額が2,000万円以上 ③設備投資額が前事業年度減価償却費(※1)の20%以上であること ④対象事業の売上高伸び率が、0を上回りかつ過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと ⑤旧計画が終了しておりその労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上		①先進性を有すること(特定非常災害で被災した区域を除く) ②設備投資額が 1億円以上 ③設備投資額が前事業年度 減価償却費(※1、2)の25%以上 であること ④対象事業の売上高伸び率が、0を上回りかつ過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと ⑤旧計画が終了しておりその労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上 ⑥ 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること	
(選) 税制適用措置	特別償却	① 原則(②以外) 基準取得価額 × 40% ② 上乗せ措置 (次頁【上乗せ類型A又はBもしくはC】を満たす場合) 基準取得価額 × 50%	基準取得価額 × 20%	① 原則(②以外) 基準取得価額 × 35% ② 上乗せ措置 (次頁の上乗せ類型いずれかを満たす場合) 基準取得価額 × 50%	基準取得価額 × 20%
	税額控除	① 原則 基準取得価額 × 4% ② 上乗せ措置 (次頁【上乗せ類型A又はB】を満たす場合) 基準取得価額 × 5% ③ 上乗せ措置 (次頁【上乗せ類型C】を満たす場合) 基準取得価額 × 6%	基準取得価額 × 2%	① 原則 基準取得価額 × 4% ② 上乗せ措置 (次頁【上乗せ類型A又はBもしくは 新設類型 】を満たす場合) 基準取得価額 × 5% ③ 上乗せ措置 (次頁【上乗せ類型C】を満たす場合) 基準取得価額 × 6%	基準取得価額 × 2%
	控除限度額: 法人税額 × 20%		控除限度額: 法人税額 × 20%		

(※1) 対象事業者が連結会社である場合にあっては、同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算

(※2) 会社法の適用のない法人からの出資が過半数である法人の計算方法を明確化する見込み

(法人税: 地域未来投資促進税制の見直し)

2. 改正の内容

(5) 上乗せ類型の拡充

		機械装置 器具備品	建物・付属設 備・構築物
		特別償却 (税額控除)	特別償却 (税額控除)
	上乗せ 類型C	・産業競争力強化法の特定中堅企業に該当(※3) ・パートナーシップ構築宣言の登録を行っている ・設備投資額が10億円以上 ・上乗せ類型A及びBの要件すべてを満たすこと	50% (6%)
いずれかの要件を満たす	上乗せ 類型A (①+②)	②直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上、かつ、 1億円以上の付加価値額創出	50% (5%)
	上乗せ 類型B (①+③)	③直近2事業年度の平均付加価値額50億円以上、かつ、3億円以上の付加価値額創出	
	上乗せ 新設類型 (①+④)	④創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること	
	通常類型	・事業の先進性や投資規模、売上高の伸び率等を確認	35% (4%)

税額控1%の上乗せ

20%
(2%)

特別償
15%
税額控1%
の上乗せ

出典:「令和7年度税制改正に関する経済産業省要望 令和6年8月経済産業省 P6」を基に弊社作成

(※3) 特定中堅企業者とは、産業競争力強化法において規定される従業員数や雇用創出能力等を有する企業

(※4) 中小企業者については、労働生産性の伸び率が4%以上となるが、この中小企業者の範囲も改正見込みであり今後詳細の確認が必要

(法人税・地域未来投資促進税制の見直し)

2. 改正の内容

(6) 新設類型の詳細

	新設類型	特別償却 (税額控除)
機械装置 器具備品	創出される付加価値額が1億円以上、かつ、 <u>自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業</u> であって、設備投資額が10億円以上であること	50% (5%)

<地域経済の発展・成長に特に資する分野について>

下記の①～③を満たす産業(※5)を各自治体が指定

なお、要件の詳細については調整中であるため今後主務大臣からの告示等を確認する必要がある。

① 地域経済への波及効果

その地方公共団体におけるその業種の付加価値額の増加率又はその付加価値額のその県内総付加価値額に占める割合が全国平均に比して一定水準以上であること。

② 当該産業の成長性

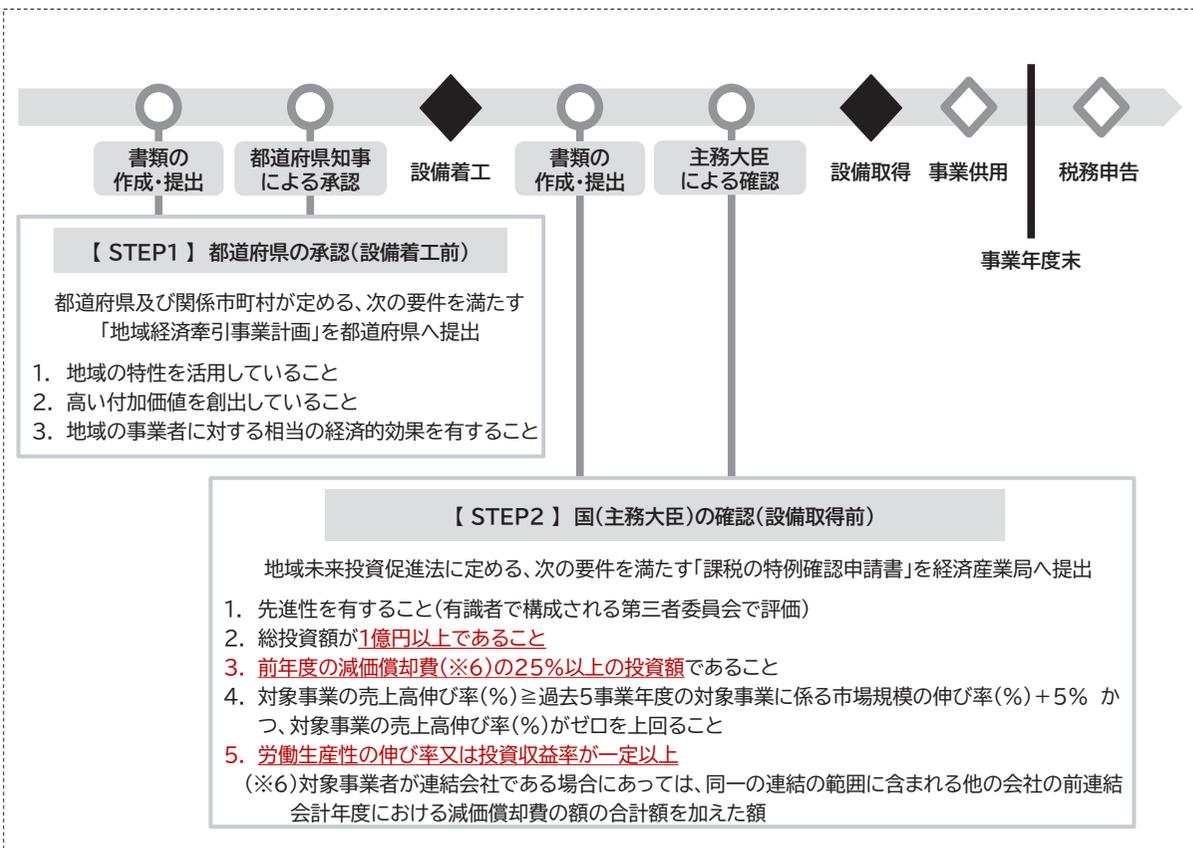
その地方公共団体におけるその業種の売上高の総額、就業者の総数又は給与の総額のいずれかについて、直近5年間の伸び率が10%以上であること。

③ 自治体の計画性

その地方公共団体において、その業種の振興に関する具体的な目標等を定めており、予算措置等の具体的な取り組みが実施されていること。

(※5)日本標準産業分類の中分類ベースで確認・指定(最大3つまで)

3. 手続きのフロー



4. 参考 大企業に対する税額控除の取り扱い

収益が拡大しているにも関わらず賃上げ・投資に消極的な大企業(中小企業者等(※7)以外)に対して、2018(平成30)年4月1日以降に開始する各事業年度において、次の①～③の要件のいずれにも該当しないときは、税額控除を選択することができない。

要件	内容
①所得要件(※8)	当期所得 \leq 前期所得
②賃上げ要件(※9)	当期の継続雇用者の給与等支給額 $>$ 前期の継続雇用者の給与等支給額
③設備投資要件(※9)	国内設備投資額(※10) $>$ 当期償却費総額(※11) \times 30%

(※7)中小企業者等とは、中小企業者(次の①もしくは②に掲げる法人)又は農業協同組合等をいう。

①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(大規模法人に発行済株式総数の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式総数の3分の2以上を所有されている法人を除く)

②資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
なお、2019(平成31)年4月1日以後に開始する事業年度においては、中小企業者のうち適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等をいう。)に該当するものは除かれている。

(※8)設立事業年度又は合併事業年度は①所得要件の判定対象外となる。

(※9)資本金が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上、又は従業員数2,000人超で前事業年度が黒字の法人等の要件は、次の通りとなる。

・②賃上げ要件 当期の継続雇用者の給与等支給額が前期の継続雇用者の給与等支給額から1%以上増加していること

・③設備投資要件 国内設備投資額 $>$ 当期償却費総額 \times 40%

(※10)国内設備投資額とは、法人が適用年度において取得等をした国内にある減価償却資産でその適用年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいう。

(※11)当期償却費総額とは、法人がその有する減価償却資産につき適用年度においてその償却費として損金経理をした金額(損金経理の方法又は適用年度の決算確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、過年度分の減価償却超過額の当期認識額を除く。)の合計額をいう。

23.地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

地方経済の人口減少・過疎化や地域産業の衰退等の課題への対策として、地方への資金の流れの創出・拡大や地方への人材還流を促す地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の**適用期限を3年延長**する。

一方で、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案(寄附者である法人が寄附活用事業に参加し利益を享受する等)も発生していることを踏まえ、**寄附活用事業に係るチェック機能の強化や活用状況の透明化等のための見直しを行う。**

2.内容(下線が改正箇所)

項目	内容		
適用期間	2020年(令和2年)4月1日～ 2028年(令和10年)3月31日		
制度概要	青色申告法人が上記期間内に本制度を活用して特定寄附金を支出する場合には、対象となる寄附金は損金算入(寄附額の約30%)に加えて、下記の金額(寄附額の最大60%)を税額から控除することができるため、実質負担を約10%に軽減できる可能性がある。		
税額控除	ア 法人事業税	寄附金額×20%	法人事業税額の20%が上限
	イ 法人道府県民税	寄附金額×5.7%	法人税割額の20%が上限
	法人市町村民税	寄附金額×34.3%	
ウ 法人税	次のいずれか少ない金額 ・イで控除しきれなかった金額 ・寄附金額×10%	法人税額の5%が上限	
特定寄附金	認定地方公共団体に対して、その認定地方公共団体が行った、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附者に及ぶと認められるものを除く)。		
認定地方公共団体から国への手続き(改正後)	・ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施した認定地方公共団体について、当該寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出する。 ・ 寄附法人・関係会社が、競争入札において一者応札で受託した場合等の場合には、認定地方公共団体から内閣総理大臣への報告が必要となり、寄附者である法人名が公表される場合がある。		

<改正のポイント>

3.適用時期

2025年(令和7年)4月1日から2028年(令和10年)3月31日までに支出する特定寄附金について適用

4.影響

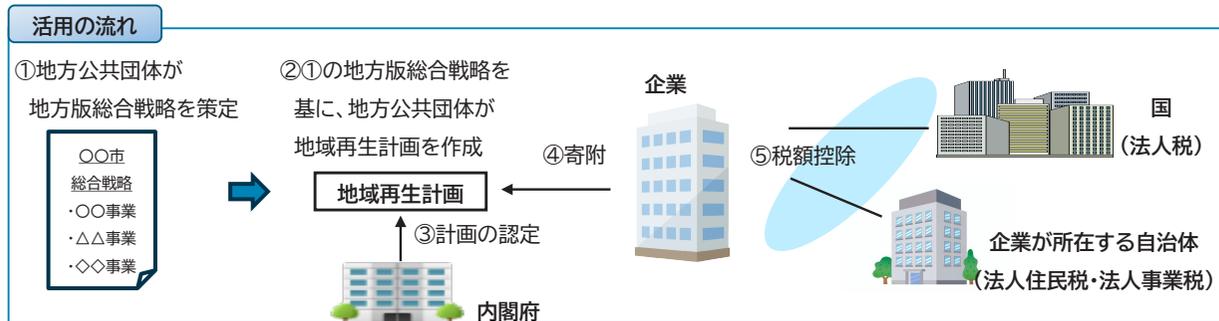
- ・認定地方公共団体から国への寄附活用事業の報告手続きが義務化されることにより、寄附先となる認定地方公共団体が現行よりも絞り込まれる可能性がある。
- ・寄附者である法人名が公表される場合があること等により、制度の透明化が図られる。

5.今後の注目点

- ・地方創生応援税制(企業版ふるさと納税改正)の前提となる関係法令の改正時期
- ・認定地方公共団体において国に対する手続きが適切にされなかった場合の寄附者である法人側の処理
- ・寄附者である法人名が公表される場合の公表方法
- ・税制改正大綱に記載の「その他所要の措置を講ずる」の内容

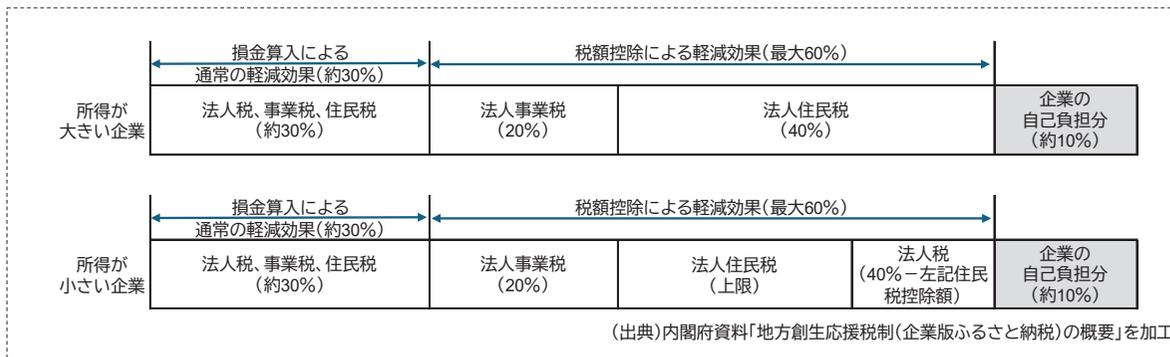
(参考)企業版ふるさと納税のイメージ及び制度活用の流れ

(1) 制度活用の流れ



(出典)内閣府資料「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の概要」、及び制度概要ポスター・リーフレットを加工

(2) 企業版ふるさと納税の税金負担のイメージ



(参考)企業版ふるさと納税の活用実績

(1)企業版ふるさと納税の過去5年度実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
寄附件数	1,327 件	2,249 件	4,922 件	8,390 件	14,022 件
寄附額	3,380 百万円	11,011 百万円	22,575 百万円	34,107 百万円	46,999 百万円
寄附企業数	1,117 社	1,640 社	3,098 社	4,663 社	7,680 社
寄附活用団体数※	293	533	956	1,276	1,462

※寄附を受領した地方公共団体の数。

(出典)内閣府資料「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の寄附実績について」を加工

(参考情報)個人版ふるさと納税の過去5年度実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
寄附件数	23,336 千件	34,888 千件	44,473 千件	51,843 千件	58,946 千件
寄附額	487,539 百万円	672,490 百万円	830,239 百万円	965,406 百万円	1,117,500 百万円

(出典)総務省自治税務局市町村税課資料「ふるさと納税に関する現況調査結果」を加工

(参考)企業版ふるさと納税の事例

(1)企業版ふるさと納税の事例(令和6年度大臣表彰事例)

事例1		事例2	
地方公共団体	北海道札幌市	地方公共団体	青森県弘前市
累計寄附実績	12,000千円	累計寄附実績	10,000千円
事業概要	<p>・障がいのある方がDX人材として将来にわたり活躍できるよう、リスキリング(職業能力の再開発)を実施し、札幌市における障がいのDX人材育成を目的とする事業。札幌市内の一般企業に在籍する障がい者従業員を対象に、“プログラミング”や“デザイン”等の高度なICTスキルを獲得する「障がい者DXリスキリング講座」を実施。</p> <p>・寄附者の障がい者就労に関する課題意識等、事業構想段階から意見交換を重ねて実施。寄附企業の持つノウハウを活かしつつ、行政が関係団体との合意形成を進めており、寄附を契機として地域の障がい者DX人材の育成体制が構築されている。</p>	事業概要	<p>・弘前市の農業課題である繁忙期の労働力不足の解決に向けて、その一助となる援農ボランティアツアーを実施。ツアーでは、全国からりんご収穫ボランティアの参加者を募り、弘前市内のりんご農家のもとでの1日仕事に加え、ツアーの前後に観光滞在できるように宿泊助成を行うことで農業振興や観光振興、関係人口の増加を図っている。</p> <p>・令和5年度に初めて本事業を実施。定員300名で募集を行ったところ早々に定員に達し、最終的に282名が参加。参加者のうち約7割(196名)が青森県外からの参加であり、労働力不足解決の一助になったほか、170名程度が弘前市に宿泊するなど観光振興にも寄与している。</p>
事例3	事例3	事例4	
地方公共団体	秋田県秋田市	地方公共団体	島根県江津市
累計寄附実績	89,057千円	累計寄附実績	68,500千円
事業概要	<p>・クリエイターの発掘・育成を目指す団体と連携し、一流のクリエイターが地元の学生と秋田市内で短編映画を製作する地方創生プロジェクトを展開。</p> <p>・寄附企業や市民による実行委員会が連携して取組を支え、市内6大学から参加した約40名の学生が、一流のクリエイターと出会い、映画製作を通じてまちを知り、地元でもクリエイティブな挑戦ができる体験をしたことで、未来への夢と希望を持つことができ、まちへの誇りと愛着を育むことにつながっている。</p> <p>・製作した映像作品の公開や国際的な映画祭への出品、制作過程のPRなどを通じ、「若者の挑戦を応援するまち」というメッセージを広く発信し、若者に選ばれるまちを目指したシティプロモーションに貢献している。</p>	事業概要	<p>・首都圏のメディアと連携したシティプロモーションの取組みとして、「菟沢(こもさわ)公園」の目的地としての更なる魅力化を目指す新たなコンセプトづくり及びJR山陰本線「波子(はし)駅」の無人駅の新しい活用策としてのクラフトビール醸造施設の誘致という2施設のリブランディング事業を実施。</p> <p>・多様な民間企業との繋がりを有する大手メディアと連携することによって、広範囲での効果に加え、寄附企業との信頼関係構築の迅速化や新規寄附企業との出会い創出にもつながっている。</p>

(出典)内閣府資料「第7回(令和6年度)企業版ふるさと納税に係る大臣表彰～表彰事例のご紹介～」を加工

24.高度な資源循環投資促進税制の創設

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

脱炭素社会の実現に向けて、高度な資源循環を一層促進することを目的として創設される。

2.内容

再資源化事業等高度化法の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受け、取得等をした一定の機械装置及び器具備品について、再資源化事業等高度化法の施行日から2028(令和10)年3月31日までの間に取得・事業供用した場合に、一定額の特別償却を行うことができる。

3.適用時期

再資源化事業等高度化法の施行日(公布日から1年6ヵ月以内の政令で定める日に施行)から2028(令和10)年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供したものが対象となる。

4.影響

本税制活用による再資源化事業への産業廃棄物処理事業者の挑戦意欲の向上や他分野業種からの参入が期待される。

5.実務のポイント

再資源化事業等高度化法に規定される高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けることが前提の税制であるため、具体的な認定要件、申請方法等について、同法施行令等の公表・施行を待ち、詳細を改めて確認する必要がある。

1. 改正の趣旨・背景

脱炭素社会の実現に向けて資源循環を一層促進するため、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(以下、「再資源化事業等高度化法」という)」が2024(令和6)年5月29日に公布され、再資源化事業等の高度化に係る国が一括して認定を行う制度が創設された。これを踏まえ、廃棄物処理事業者の大部分を占める中小企業等の負担軽減、製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業等との連携を見据えた事業発掘の環境整備を推進する観点等から、法人税について減税を行う措置が創設される。

2. 改正の内容

(1) 税制措置(制度概要)

再資源化事業等高度化法の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けた法人が、一定の設備の取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供した場合に、一定額の特別償却ができることとする。

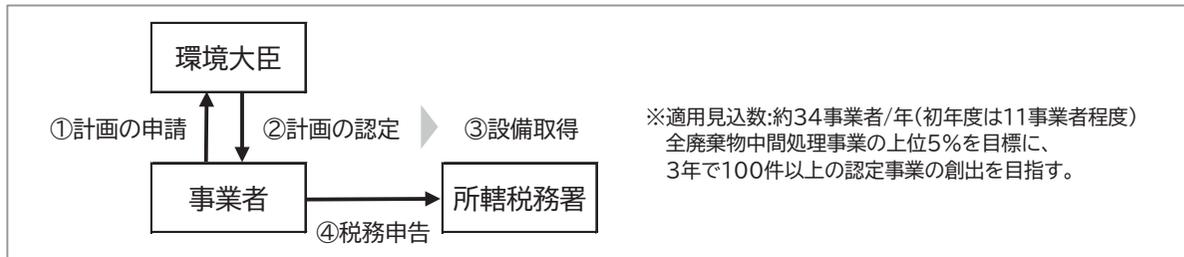
適用対象者及び適用要件	① 青色申告書を提出する法人 ② 高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けること ③ 対象資産の取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供すること
対象資産	再資源化事業等高度化設備(※) ※「再資源化事業等高度化設備」とは、認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する設備として環境大臣が財務大臣と協議して指定するもので、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次の金額以上のものをいう。 ①機械装置 2,000万円 ②器具備品 200万円
税制措置(特別償却)	取得価額(※)× 35% ※対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は 20億円を限度 とする。

※高度再資源化事業 … 需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業

※高度分離・回収事業 … 廃棄物から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分事業

2. 改正の内容

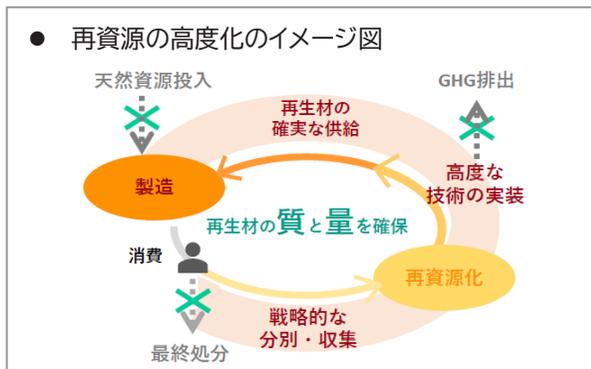
(2) 税制措置(手続きの流れ)



出典:環境省「最近の環境政策の動向(2024年11月5日環境経済課)」(一部加工)

(3) 再資源化事業等高度化法の概要

この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガス(GHG)の排出量の削減効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として創設。



出典:環境省「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について(令和6年6月)」

2. 改正の内容

(4)認定される事業の内容

①高度再資源化事業

需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業（「高度再資源化事業」）を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、高度再資源化事業の実施に関する計画（「高度再資源化事業計画」という）を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

● 認定事業のイメージ図



出典：環境省「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について（令和6年6月）」

2. 改正の内容

(4)認定される事業の内容

②高度分離・回収事業

廃棄物(その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る)から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業(「高度分離・回収事業」)を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、高度分離・回収事業の実施に関する計画(「高度分離・回収事業計画」という)を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

- 認定事業のイメージ図



例：太陽光パネルの
完全リサイクル



例：風力発電のブレード
の解体

出典：環境省「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について(令和6年6月)」

3. 適用時期

再資源化事業等高度化法の施行日(公布日から1年6ヵ月以内の政令で定める日に施行)から2028(令和10)年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供した再資源化事業等高度化設備が対象となる。

4. 改正の影響

本税制活用による再資源化事業への産業廃棄物処理事業者の挑戦意欲の向上や他分野業種からの参入が期待される。

5. 実務のポイント

- 再資源化事業等高度化法の施行日について確認する必要がある(2025年1月31日時点で未施行)。
- 再資源化事業等高度化法の計画の認定の具体的な認定要件、申請方法等を確認する必要がある。
- 他の投資促進税制(地域未来投資促進税制等)との併用適用の可否を確認する必要がある。なお、脱炭素社会の実現に向けた税制措置として他に「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制(産業競争力強化法に規定する一定の計画の認定を受けた機械装置等(生産工程効率化等設備)について一定の特別償却又は税額控除を行うことができる制度)」が存在するが、対象設備・適用要件等が異なるため、各制度について適用可能性を個別に検討する必要がある。
- 「公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置(対象設備等の固定資産税の課税標準額を減ずるもの)」について、対象資産に「再資源化事業等高度化法」に規定する廃棄物処理施設又は設備を加える改正が合わせて実施される。

25.スピノフにおける分配資産割合の計算に係る所要の措置

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

グループ通算制度適用会社が株式分配の方法により完全子会社の税制適格スピノフを実施した場合、株主に交付する子会社株式の帳簿価額はグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた分配資産割合を用いて計算をする。投資簿価修正を踏まえた分配資産割合の計算には数か月程度の準備期間が必要となるため、株主はスピノフ実行時に交付された株式の適正な帳簿価額を把握することができなかった。今年度改正により分配資産割合の計算方法の見直しが行われる。

2.内容

分配資産割合の計算について、グループ通算制度離脱直前に投資簿価修正を行い簿価純資産を計算する方法ではなく、前期末末時の簿価純資産に基づく「投資簿価修正前の帳簿価額に簿価修正相当額を加減算した金額」とすることで、スピノフ実行に交付される株式の適正な帳簿価額の把握が間に合うよう改正が行われる。

3.適用時期

大綱に記載なし(法人税法施行令の改正内容を確認)

4.影響

グループ通算制度適用会社がスピノフを実施する場合においても、株主はスピノフ実施時に交付を受ける子会社株式の帳簿価額を把握することができる。

1. 改正の趣旨・背景

(1) 趣旨・背景

2017(平成29)年度税制改正によりスピノフ税制が創設され、特定事業または子会社を切り離すスピノフについて、スピノフを行う会社への譲渡損益や株主への配当について課税を繰り延べる制度が創設された。スピノフ税制は100%の分離を前提としていたが、2023(令和5)年度税制改正において、段階的に分離・独立したい、元親会社との関係を残したいと意向を持つ企業がスピノフを活用できるように、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合(パーシャルスピノフ)についても、課税を対象外とする取り扱いを新たに租税特別措置法として創設された。当初は1年の期限付きで設けられた制度であるが、2024(令和6)年度税制改正においてパーシャルスピノフについて適用期限が2028(令和10)年3月31日まで延長された。

今年度改正では、グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピノフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピノフ実行に間に合うよう計算方法に一定の見直しが行われるものである。

(※)スピノフにより期待される効果

経営の独立による効果	<ul style="list-style-type: none">両社とも、経営者は各々の中核事業に専念することが可能になる。これにより、投資戦略や資金調達等について迅速、柔軟な意思決定が可能になる。また、経営者や従業員のモチベーションも向上する。
資本の独立による効果	<ul style="list-style-type: none">スピノフされた会社は、独自の資金調達の途が拓かれ、大規模M&A等の成長投資が実施可能となる。スピノフされた会社は、独占禁止法や系列等の制約から解放され、元の会社の競合相手との取引も可能となり、他社とのアライアンスや経営統合の自由度も高まる。
上場の独立による効果	<ul style="list-style-type: none">両社とも、事業構成がシンプルとなることで、コングロマリット・ディスカウントを克服できる。各事業のみに関心のある投資家を引きつけ、各々の事業特性に応じた最適資本構成が可能となる。株式報酬のインセンティブ効果も高まる。

出典:経済産業省「『スピノフ』の活用に関する手引」

(法人税:スピノフにおける分配資産割合の計算に係る所要の措置)

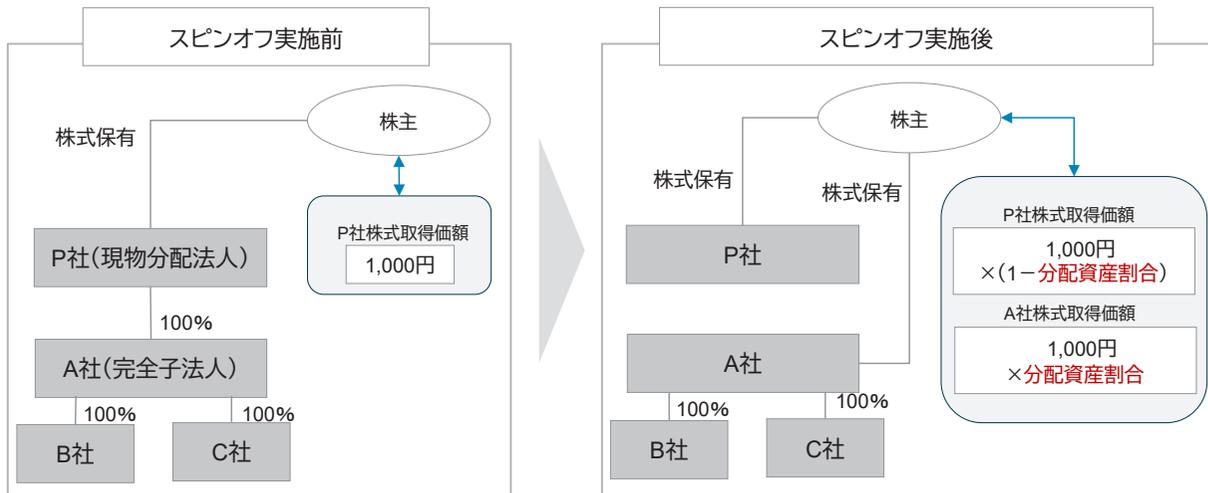
1. 改正の趣旨・背景

(※)グループ通算制度適用会社がスピノフを実施した場合、スピノフ実行時に分配資産割の計算が間に合わず、株主は適時に株式の帳簿価額を把握することができなかった。

分配資産割合 = $\frac{\text{完全子法人株式の帳簿価額}}{\text{現物分配法人の純資産の金額}}$

改正前
投資簿価修正 = スピノフの効力発生時の簿価純資産を基準
⇒効力発生日前日より前に分配資産割合を通知することは困難

改正後
簿価修正相当額 = 前期末時の簿価純資産を基準
⇒適時に分配資産割合を通知することが可能



出典：日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所協議会 税制改正に関する要望を参考に作成

※分配資産割合(法人税法施行令第23条第1項第3号及び所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合)

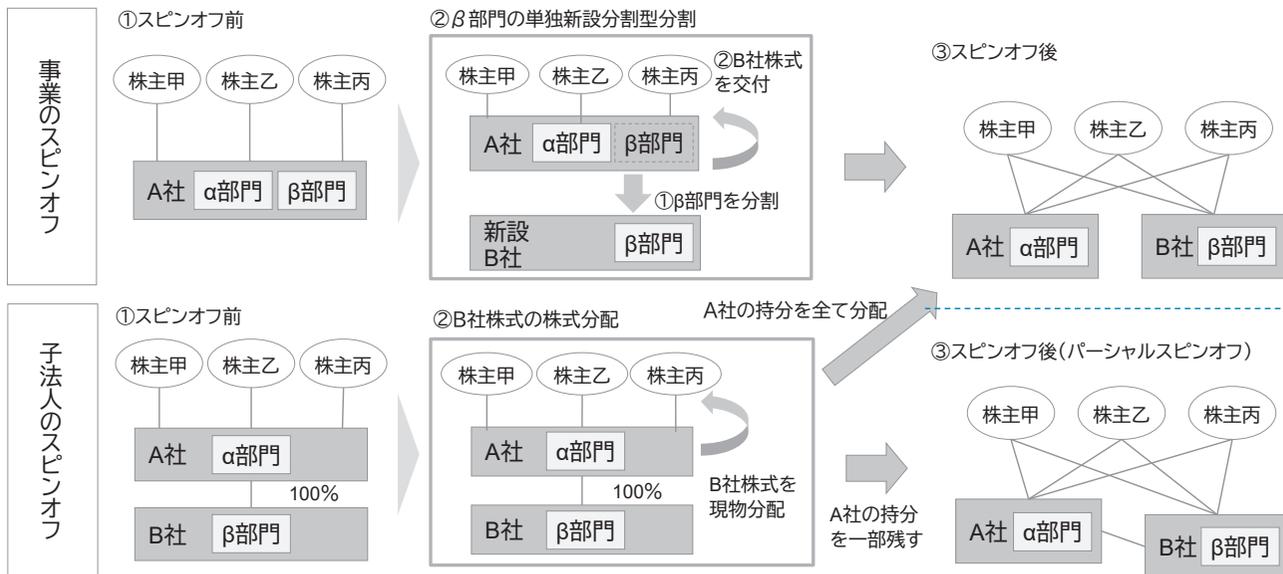
(法人税:スピノフにおける分配資産割合の計算に係る所要の措置)

1. 改正の趣旨・背景

(2) スピンオフ税制におけるスピンオフとは

スピンオフ税制におけるスピンオフとは、企業内における事業部門や企業グループを形成する複数の法人のうち一部の法人を、当該企業や企業グループから分離し、独立した法人として資本関係から外す行為をいう。スピンオフ税制におけるスピンオフは、単独新設分割型分割による「事業のスピンオフ」と株式分配による「子法人のスピンオフ」(*)に分類される。今年度改正は、通算法人が行った「事業のスピンオフ」「子法人のスピンオフ」いずれの計算要素も対象とするものである。

(※)「子法人のスピンオフ」には、既存の完全子法人を株式分配する場合に加えて、完全子法人に分社型分割等で事業を移転した後、当該完全子法人を株式分配する場合を含む。



※ 株主の中に、A社を支配している株主がないことを前提としている

(法人税: スピンオフにおける分配資産割合の計算に係る所要の措置)

2. 改正の内容

(1) 概要

グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピノフにおいて、親会社株主が受け取る完全子法人株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子法人のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピノフ実行に間に合うよう計算方法に一定の見直しが行われる。具体的には、分配資産割合の計算における分子分母に、グループ通算制度離脱となる完全子法人株式に係る簿価修正相当額を加減算する内容である。

(2) 計算方法の変更

完全子法人対応帳簿価額 = 親会社株式の株式分配直前の帳簿価額 × 分配資産割合

【改正前】

分配資産割合 =
$$\frac{\text{現物分配法人の株式分配直前の} \\ \text{完全子法人株式の帳簿価額に相当する金額}}{\text{現物分配法人の前事業年度終了の時の簿価純資産金額}}$$

※グループ通算制度適用会社に関しては、スピノフによる完全子会社のグループ通算制度からの離脱に伴う投資簿価修正を行うために数ヶ月程度の準備期間が必要となるため、スピノフ時点では投資簿価修正を踏まえた帳簿価額に基づく分配資産割合を確定することができない。

【改正後】

分配資産割合 =
$$\frac{\text{完全子法人株式の投資簿価修正前の帳簿価額に簿価修正相当額を加減算した金額}}{\text{現物分配法人の前事業年度終了の時の簿価純資産金額} + \text{完全子法人株式に係る簿価修正相当額を加減算}}$$

※「簿価修正相当額」はグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正とは異なり、離脱法人の株式を有する通算法人の株式分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時に於いてその離脱法人の簿価純資産価額を基礎とする。

※「離脱法人」とは、その通算法人のうち、上記株式分配に起因して通算終了事由が生じるものをいう。

※通算法人の行った株式分配に係るみなし配当の額の計算の基礎となる分配資本金等及び資本金等の額から減算する金額についても同様の措置となる。

(法人税:スピノフにおける分配資産割合の計算に係る所要の措置)

2. 改正の内容

【法人税法上の適格株式分配、租税特別措置法上の株式分配の適用要件(参考)】

要件	法人税法上の適格株式分配	租税特別措置法上の適格株式分配
株式のみ按分交付要件	その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること。	同左
交付資産に係る要件	その法人が有する完全子法人の発行済株式の全部を交付すること。	その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること。
非支配要件	現物分配法人が現物分配前に他の者による支配関係がなく、完全子法人が現物分配後に他の者による支配関係があることが見込まれていないこと。	同左
特定役員継続要件	完全子法人の特定役員の全てがその現物分配に伴って退任するものではないこと。	同左
従業者引継要件	完全子法人の従業者のおおむね80%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。	完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。
主要事業継続要件	完全子法人の主要な事業が引き続き行われることが見込まれていること。	同左
事業再編計画認定要件	—	<p>産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けていること。</p> <p>完全子法人が主要な事業として新たな事業活動を行っていること。</p> <p>完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める以下のいずれかの要件を満たすものであること。</p> <p>①完全子法人の特定役員に対して、ストックオプション(新株予約権)が付与され、又は付与される見込みである</p> <p>②完全子法人の主要な事業が、事業開始から10年以内である</p> <p>③完全子法人の主要な事業が、成長発展が見込まれることについて金融商品取引業者が確認している</p>

2. 改正の内容

【産業競争力強化法の事業再編計画における通常の認定要件(参考)】

要件	要件の具体的内容
計画期間	3年以内(大規模な設備投資を行うものに限り5年)
生産性の向上 (事業単位部門)	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①修正ROIC 2%向上 ②固定資産回転率(有形固定資産+ソフトウェアの回転率) 5%向上 ③従業員一人当たり付加価値額 6%向上
財務の健全性 (企業単位)	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①有利子負債/キャッシュフロー \leq 10倍 ②経常収入>経常支出
雇用への配慮	計画に係る事業所における労働組合等と協議により、十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。
事業構造の変更	関係事業者の株式又は持分の譲渡(当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。) 外国関係法人の株式又は持分又はこれらに類似するものの譲渡(当該株式又は持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。)
前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供⇒新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上⇒商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入⇒商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入⇒商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減

出典:経済産業省「産業競争力強化法における事業再編計画の認定要件と支援措置について」

3. 適用時期

大綱に記載なし(法人税法施行令の改正内容を確認)

4. 影響

- ・グループ通算制度適用会社がスピノフを検討する際に支障を来す可能性がある分配資産割合の計算上の課題が解決できるため、グループ通算適用会社においてもスピノフの今後の活用が見込まれる。
- ・スピノフする親会社の株主における完全子会社株式の取得価額及び親会社株式の取得価額をスピノフ実行後直ちに算出することができないため、分配資産割合が確定するまでの間に各株主がいずれかの株式を譲渡した場合、税務上の譲渡損益を正しく算出できず、株主における株式取引に支障を来す可能性があった。計算方法に所要の措置が行われることで、スピノフ実行時まで正式な取得価額を把握することができるようになる。
- ・株主や証券会社等に再計算に伴う修正申告等の追加的な税務対応が発生する可能性があり、株主における株式取引に支障を来す可能があったが、このような心配が取り除かれると想定する。

26.新リース会計基準に関連する法人税法上の対応

<改正のポイント>

(1)趣旨・背景

2024(令和6)年9月13日に企業会計基準委員会は、我が国リース会計基準について国際的な整合性の観点等から、借手側におけるオペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止するなどを中心とした改正点とする「リースに関する会計基準」等(以下、「新リース会計基準」)を公表した。

税制改正大綱において、税法上の取り扱いは従来と大きな変更がなく、新リース会計基準の適用後において会計との乖離が生じることが明らかになった。

(2)内容

税制改正大綱で示された内容によると、借手の税法上のリース取引及びリース以外の賃貸借取引の取り扱いについては従来の取り扱いから大きな変更はない。

会計処理において、新リース会計基準を適用する場合には税法上の処理との不一致について税務申告書において調整を実施する必要がある。

1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

(1) 新リース会計基準の適用時期

2027(令和9)年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首(※1)から適用される。

※1 2025(令和7)年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用可能

(2) 新リース会計基準の影響

新リース会計基準を適用する企業が行う **リース取引の借手の会計処理**(※2)に影響がある。

なお、新リース会計基準を適用する企業としては以下の企業が想定される。

- ・上場企業など金融商品取引法の適用を受ける企業グループ各社
- ・会社法上の大会社など会計監査人を設置する企業
- ・上記以外で自主的に適用する企業

※2 リース取引の貸手の会計処理は、以下の点を除いて変更がなく基本的には従来の会計基準の定めが踏襲される。

- ・収益認識に関する会計基準との整合性を図る点、
- ・リースの定義及びリースの識別

1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

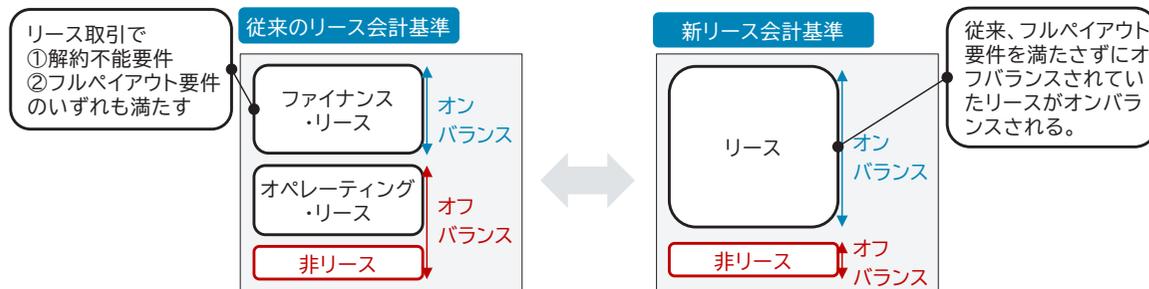
(2) 新リース会計基準の影響

新リース会計基準を適用する企業の借手のリース取引の会計処理は以下の通りである。

- 新リース会計基準では、従来の基準のオペレーティング・リース取引についても、原則として「使用権資産」及び「リース負債」が計上される(※1)。

※1 短期リース・少額リースの要件を満たす場合、オフバランス処理が可能。

- 従来、会計基準の対象外だった役員提供が組み込まれた取引も新リース会計基準の適用対象になる。



その他、以下の影響も検討する必要がある。

- 「リース期間」の定義が変更され、リース開始後に(事後的に)「リース期間」が変更となる場合がある。
- 「使用権資産」が減損対象となる。
- リース契約を網羅的に把握し、継続的に管理する仕組み(システム等)が必要となる。
- 経営指標への影響(IR、中期経営計画、予算など)も考慮する必要がある。

1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

(3) 新リース会計基準の適用における実務上のポイント

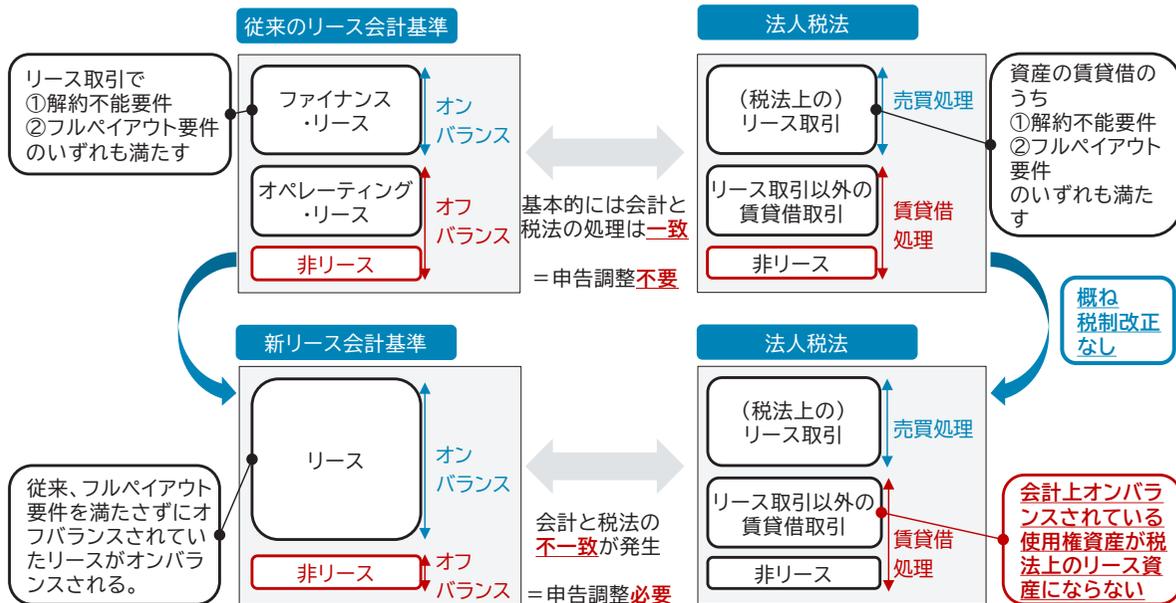
新リース会計基準を適用する企業の実務上対応を要する主な事項は以下の通りである。

項目		対応事項
会計・業務	影響度調査	<ul style="list-style-type: none">・新リース会計基準の対象となる契約の特定・会計基準変更時の影響額の検討・開示への影響の検討
	会計方針検討	<ul style="list-style-type: none">・新リース会計基準適用後の会計方針の検討、確定・会計方針の文書化・開示方針の検討
	業務プロセス検討	<ul style="list-style-type: none">・会計方針に従った認識、測定を行うための内部検証体制の整備
税務	情報収集	<ul style="list-style-type: none">・税制改正の動向について情報収集
	影響度調査	<ul style="list-style-type: none">・会計基準と法人税法の処理の違いの影響の検討・消費税法に関する影響の検討
	申告プロセス検討	<ul style="list-style-type: none">・法人税申告、消費税申告時の数値集計プロセスの検証
IT		<ul style="list-style-type: none">・新リース会計基準適用後のシステム利用方針の検討・システム更改や導入の必要性の検討

1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

(4) 税務上のポイント

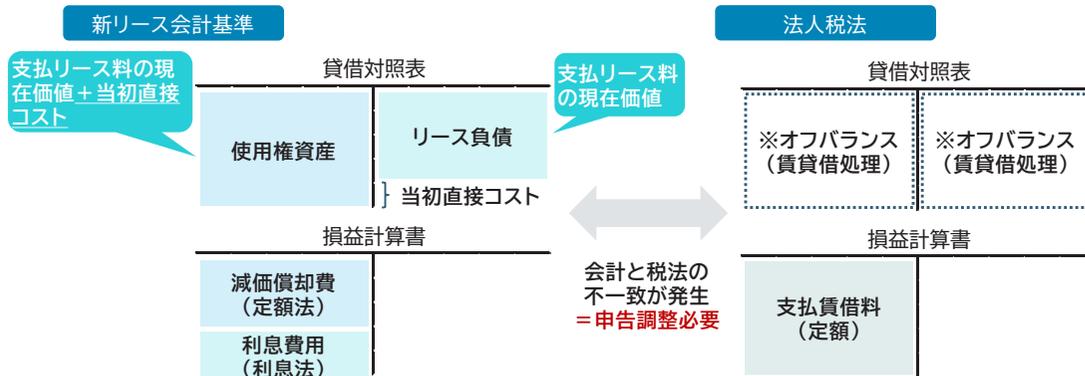
新リース会計基準を適用する企業の借手のリース取引の会計及び税務処理の違いは以下の通りである。



1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

(4) 税務上のポイント

- 新リース会計基準では、従来の基準のオペレーティング・リース取引についても、「使用権資産」及び「リース負債」が計上される。「使用権資産」は減価償却費により費用配分を行い、「リース負債」はその負債に係る利息相当額を原則として利息法により配分する。
- 法人税法上はオペレーティング・リース取引について従前通り「賃貸借処理」によることから、会計と税法が不一致となり申告調整が必要となる。申告調整について次頁以降に例示している。



- 事業税の外形標準課税に関して、従来通り、法人税の所得の計算上損金の額に算入されるオペレーティング・リース取引のリース料は、支出事業年度の支払賃借料として取り扱われる。
- 法人税法上の取り扱いに変更はないため、「取引相場のない株式」の評価に影響はないと考えられる。

1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

(5) 設例による解説

- オペレーティング・リース取引(税務上のリース以外の賃貸借)について仕訳例は以下の通りである。

【前提条件】

- リース期間:5年(合理的に確実な期間)
- リース料総額:60,000千円(毎年の支払リース料:12,000千円)
- 割引率:2%

- 顧客及びサプライヤーは、契約はリースを含むと判断した
- 所有権移転条項及び割安購入選択権:なし
- 借手の付随費用:ゼロ
- 借手の見積残存価額:ゼロ

<金額の算定>

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
リース料	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
割引年数	1	2	3	4	5
現在価値	10,869	11,086	11,308	11,534	11,765

総額
60,000
56,562

単位:千円

リース負債	56,562
支払済のリース料	0
付随費用	0
使用権資産	56,562

<会計処理及び税務上の処理>(1年目)

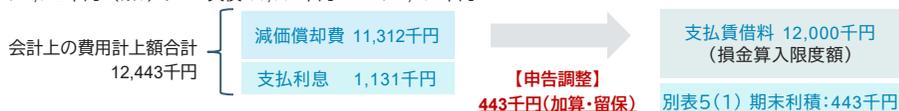
※仕訳例は一例であり、会計処理、税務処理のプロセスも勘案して検討することが望ましい。

	新リース会計基準(会計上の仕訳)			法人税法(税務上の仕訳)		
取得時	(借方) 使用権資産 56,562千円	(貸方) リース負債 56,562千円		(借方) 支払賃借料 12,000千円	(貸方) 現金預金 13,200千円	(借方) 仮払消費税等 1,200千円
支払時	(借方) 支払リース料 12,000千円	(貸方) 現金預金 13,200千円		(借方) 支払賃借料 12,000千円	(貸方) 現金預金 13,200千円	(借方) 仮払消費税等 1,200千円
決算時	(借方) 減価償却費 11,312千円	(貸方) 使用権資産 11,312千円		(借方) 支払賃借料 12,000千円	(貸方) 現金預金 13,200千円	(借方) 仮払消費税等 1,200千円
	(借方) リース負債 10,869千円	(貸方) 支払リース料 12,000千円				
	(借方) 支払利息 1,131千円					

(※1) 設例では消費税額計算の観点も考慮し「支払リース料」を支払時の勘定科目としたうえで、決算時にリース負債と支払利息に振り替える仕訳とした。

(※2) 使用権資産 $56,562千円 \div 5年 = 11,312千円$ (※3) リース負債 $56,562千円 \times 2\% = 1,131千円$

<別表調整>(1年目)



1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

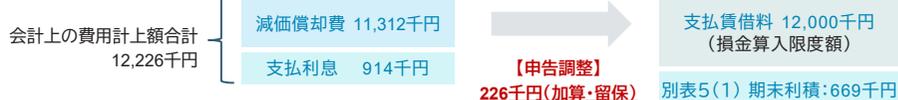
(5) 設例による解説

<会計処理及び税務上の処理> (2年目) ※仕訳例は一例であり、会計処理、税務処理のプロセスも勘案して検討することが望ましい。

新リース会計基準(会計上の仕訳)			法人税法(税務上の仕訳)		
支払時	(借方) 支払リース料 12,000千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円	(貸方) 現金預金 13,200千円	(借方) 支払賃借料 12,000千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円	(貸方) 現金預金 13,200千円	
決算時	(借方) 減価償却費 11,312千円 (借方) リース負債 11,086千円 (借方) 支払利息 914千円 (※4)	(貸方) 使用権資産 11,312千円 (貸方) 支払リース料 12,000千円			

(※4) リース負債 (56,562千円 - 10,869千円) × 2% = 914千円

<別表調整> (2年目)

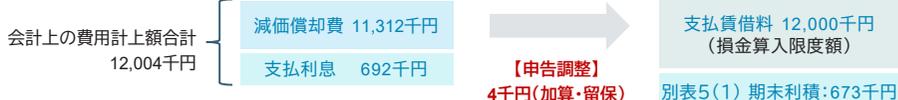


<会計処理及び税務上の処理> (3年目) ※仕訳例は一例であり、会計処理、税務処理のプロセスも勘案して検討することが望ましい。

新リース会計基準(会計上の仕訳)			法人税法(税務上の仕訳)		
支払時	(借方) 支払リース料 12,000千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円	(貸方) 現金預金 13,200千円	(借方) 支払賃借料 12,000千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円	(貸方) 現金預金 13,200千円	
決算時	(借方) 減価償却費 11,312千円 (借方) リース負債 11,308千円 (借方) 支払利息 692千円 (※5)	(貸方) 使用権資産 11,312千円 (貸方) 支払リース料 12,000千円			

(※5) リース負債 (56,562千円 - 21,955千円) × 2% = 692千円

<別表調整> (3年目)



1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

(5) 設例による解説

<会計処理及び税務上の処理> (4年目) ※仕訳例は一例であり、会計処理、税務処理のプロセスも勘案して検討することが望ましい。

新リース会計基準(会計上の仕訳)			法人税法(税務上の仕訳)		
支払時	(借方) 支払リース料 12,000千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円	(貸方) 現金預金 13,200千円	(借方) 支払賃借料 12,000千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円	(貸方) 現金預金 13,200千円	
決算時	(借方) 減価償却費 11,312千円 (借方) リース負債 11,534千円 (借方) 支払利息 466千円 (※6)	(貸方) 使用権資産 11,312千円 (貸方) 支払リース料 12,000千円			

(※6) リース負債 (56,562千円 - 33,263千円) × 2% = 466千円

<別表調整> (4年目)

会計上の費用計上額合計
11,778千円

減価償却費 11,312千円
支払利息 466千円

【申告調整】
222千円(減算・留保)

支払賃借料 12,000千円
(損金算入限度額)

別表5(1) 期末利積: 451千円

<会計処理及び税務上の処理> (5年目) ※仕訳例は一例であり、会計処理、税務処理のプロセスも勘案して検討することが望ましい。

新リース会計基準(会計上の仕訳)			法人税法(税務上の仕訳)		
支払時	(借方) 支払リース料 12,000千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円	(貸方) 現金預金 13,200千円	(借方) 支払賃借料 12,000千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円	(貸方) 現金預金 13,200千円	
決算時	(借方) 減価償却費 11,314千円 (※7) (借方) リース負債 11,765千円 (借方) 支払利息 235千円 (※8)	(貸方) 使用権資産 11,314千円 (貸方) 支払リース料 12,000千円			

(※7) 設例では端数処理に伴う調整を行った。

(※8) リース負債 (56,562千円 - 44,797千円) × 2% = 235千円

<別表調整> (5年目)

会計上の費用計上額合計
11,549千円

減価償却費 11,314千円
支払利息 235千円

【申告調整】
451千円(減算・留保)

支払賃借料 12,000千円
(損金算入限度額)

別表5(1) 期末利積: 0円

27.リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止

<改正のポイント>

1. 趣旨・目的

新リース会計基準で認められない、いわゆる延払基準による処理が税務上も廃止される。

2. 内容

- ・リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例が廃止となる(所得税および消費税も同様)。
- ・新リース会計基準では、リース料の受取に応じて売上高と売上原価を計上する方法 ※が適用できなくなる。 ※従来の会計基準のいわゆる第2法
- ・経過措置①:2025(令和7)年4月1日前にリース譲渡を行った法人の2027(令和9)年3月31日以前※に開始する事業年度において行ったリース譲渡について、延払基準の方法により収益の額及び費用の額を計算することができる。なお、リース譲渡に係る利息相当額のみを同日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法(以下、「利息法」という)は据え置かれる。 ※消費税は2030(令和12)年3月31日以前
- ・経過措置②:2025(令和7)年4月1日以後に終了する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する等の経過措置が手当される(消費税は10年均等)。

3. 適用時期

2025(令和7)年4月1日以後に行うリース譲渡に適用される。

4. 影響

- ・第2法(定額法)を適用している場合、所得の計上時期が早くなる。利息法による所得計算を行うと、これまで第2法(定額法)にて所得計算を行っていた場合と比べ、リース期間の前半における所得金額が増加することが見込まれる。
- ・ファイナンスリース取引が対象。オペレーティングリース取引については、これまで通りの取扱いが継続すると考えられる。
- ・消費税はリース譲渡の際に一時に資産の譲渡があったこととされ、影響が大きい(利息法はない)。
- ・20%特例も廃止される

1. 改正前後の対比

(1) 会計・税務の改正前後の対比

事例: 所有権移転外ファイナンスリース取引。リース料総額100、リース資産の取得価格80、5年間均等でリース料を受取る。なお、本事例は説明を簡潔にするために単純化している。

	改正前		改正後	
	会計	税務	会計	税務
第1法	リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法 ①リース譲渡時 (リース投資資産)100 / (売上)100 (売上原価)80 / (買掛金)80 ②リース料受取時+決算時 (現預金)20 / (リース投資資産)20 (繰延リース利益繰入)16 / (繰延リース利益)16	同左	製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース ①リース譲渡時 (リース投資資産)90 ※ / (売上)90※ (売上原価)80 / (買掛金)80 ※利息相当額を10とした。売上と売上原価の差額が貸手のリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、原資産の帳簿価額(80)とし、差額相当額を利息相当額に含めて処理することができる。 ②リース料受取時+決算時 (現預金)20 / (リース投資資産)18 / (受取利息)2	同左
第2法 (定額法)	リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法 ①リース譲渡時 (リース投資資産)80 / (買掛金)80 ②リース料受取時+決算時 (現預金)20 / (売上)20 (売上原価)16 / (リース投資資産)16 ⇒当該処理が複数事業年度に渡って計上される。	同左	【廃止】	【廃止】
第3法 (利息法)	売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法 ①リース譲渡時 (リース投資資産)80 / (買掛金)80 ②リース料受取時+決算時 (現預金)20 / (リース投資資産)16 / (売上:受取利息)4	同左	製造又は販売以外を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース ①リース譲渡時 (リース投資資産)80 / (買掛金)80 ②リース料受取時+決算時 (現預金)20 / (リース投資資産)16 / (売上:受取利息)4	同左

1. 改正前後の対比

(2) その他法人税、消費税

	改正前	改正後
20%特例 (法人税)	利息相当額をリース譲渡の対価の額からその原価の額を控除した金額の20/100に相当する金額として、第一法に類似した方法により所得の金額を計算する。 税務上、申告調整を行うことで適用可能。	【廃止】
消費税	①原則 リース譲渡を行った日に資産の譲渡があったこととなる。 ②特例 事業者がリース取引について所得税法または法人税法の所得金額の計算において延払基準の方法により経理することにより、リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の適用を受けている場合には、消費税についてもこの特例の適用を受けることができる。	【②は廃止】

1. 改正前後の対比

(2) その他法人税、消費税

延払基準を適用している法人について、従来よりも所得金額の計上時期が早くなることにより、実際に代金が入金されるよりも前の事業年度で多額の課税が生じることとなる(消費税も同様)。以下、定額法(延払基準)を適用していた法人が一時に所得を計上することとなった場合の各期の手取りキャッシュの試算をしている。

事例：1個16,500千円(税込)の製品(原価9,000千円)のリース契約(※1)を結び、毎年1,100千円(税込)支払を受け15年で回収を行う。

改正前	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	……	15年目	合計	
① 入金(税込)	1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円		1,100千円	16,500千円	※1 <改正前> 入金ごとに収益を認識し、同時に 収益に対応する費用を認識する。 <改正後> 販売時に全額を収益認識し、同時に 収益に対応する費用を認識する。
② 所得※2	400千円	400千円	400千円	400千円	400千円		400千円	6,000千円	
③ 法人税等 (②×実効税率34%)	136千円	136千円	136千円	136千円	136千円		136千円	2,040千円	
④ 消費税※4	100千円	100千円	100千円	100千円	100千円		100千円	1,500千円	
⑤ 手取りキャッシュ (①-③-④)	864千円	864千円	864千円	864千円	864千円		864千円	12,960千円	
									※2 収益1,000千円-費用600千円 =所得400千円
									※3 収益15,000千円-費用9,000千円 =所得6,000千円
									※4 <改正前> 入金ごとに消費税を認識する。 <改正後> 販売時に販売価額の全額に対して消 費税を認識する。
改正後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		15年目	合計	
① 入金(税込)	1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円		1,100千円	16,500千円	
② 所得※3	6,000千円	0千円	0千円	0千円	0千円		0千円	6,000千円	
③ 法人税等 (②×実効税率34%)	2,040千円	0千円	0千円	0千円	0千円		0千円	2,040千円	
④ 消費税※4	1,500千円	0千円	0千円	0千円	0千円		0千円	1,500千円	
⑤ 手取りキャッシュ (①-③-④)	-2,440千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円		1,100千円	12,960千円	

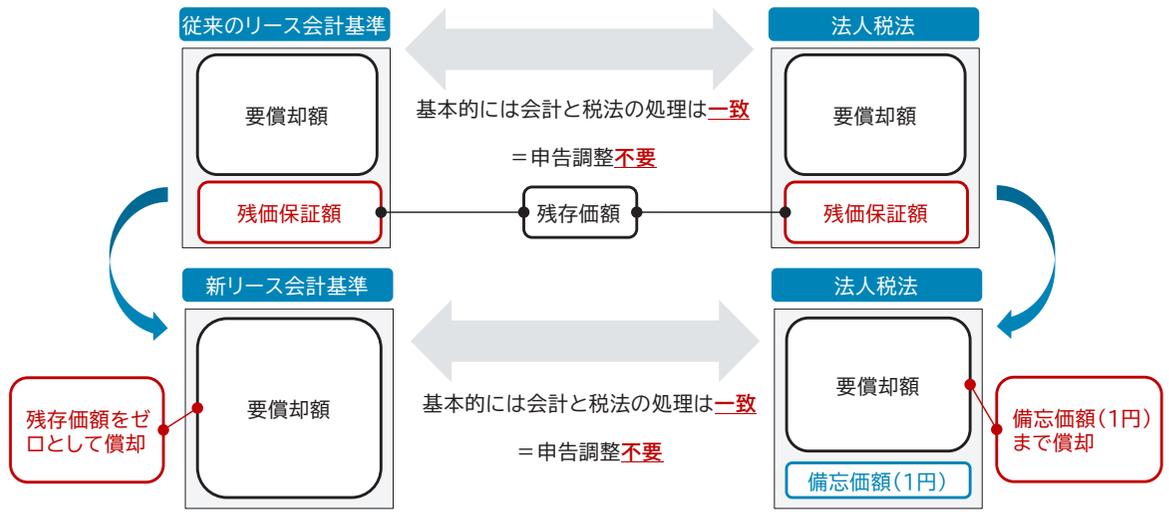
28.所有権移転外ファイナンス・リース取引における借手側の減価償却計算

<改正のポイント>

(1)内容

- 従来会計基準では残価保証額を残存価額としたが、新リース会計基準では**残存価額をゼロ**とする。
- 税法における所有権移転外リース取引に係るリース資産について、2027(令和9)年4月1日以後に締結された契約に係るリース資産は取得価額に含まれている**残価保証額を控除せず、備忘価額(1円)まで償却**する(※1)。

※1 2027(令和9)年3月31日までに締結された契約に係るリース資産については、2025(令和7)年4月1日以後開始する事業年度から改正後のリース期間定額法を適用可能とする経過措置あり



29.社会医療法人等の収入要件の見直し

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、オープン病院事業法人、福祉病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会(以下「社会医療法人等」という)は、税制上の優遇措置を受けることから公的な運営を担保する要件が課されている。この要件のうち、「全収入金額に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」とする要件(以下「収入要件」という)について、医療機関が医療政策上必要な補助金等を受け取る場合に、要件充足に影響を及ぼさず医療法人の運営を継続できるように、必要な見直しを行う。

2.内容

収入要件について、下記2点改正する。

- ① 分子の社会保険診療報酬等に係る収入金額に補助金等に係る収入金額を加える。
- ② 分母の全収入金額を医療保健業務に係る収入金額とする。

3.適用時期

医療法施行規則の施行期日は、2025年(令和7年)4月1日であるが、適用時期については今後関係法令で明らかになる予定である。

4.実務のポイント

医療保健業務の詳細な内容については、今後関係法令で明らかになるため、注視が必要となる。

1. 改正の内容

(1) 対象法人

現在社会医療法人等である法人と、今後社会医療法人等への移行を検討する法人が、今回の改正対象となる。

【医療法人数】

医療法人類型		社団医療法人	財団医療法人	小計	計
持分のある医療法人		36,393	0	36,393	36,393
持分のない医療法人	社会医療法人	324	37	361	22,509
	特定医療法人	266	47	313	
	抛外型医療法人	21,525	310	21,835	
		58,508	394	58,902	58,902

(厚生労働省:「医療法人数の推移2024.3.31」より作成)

(2) 収入要件

社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80/100(オープン事業法人は60/100)を超えることとする収入要件について、次の改正が行われる。

① 社会保険診療等に係る収入金額

社会医療法人等が国、自治体等から補助金を受け取る場合に、補助金の多寡が要件充足に影響を与えないように、「社会保険診療等に係る収入金額」(分子)に「補助金等に係る収入金額」を加えることとする。

1. 改正の内容

②全収入金額

社会医療法人等が行う医療保健業務の非営利性を確保する観点から、「全収入金額(事業収益の額)」(分母)を「医療保健業務による収入金額(補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。)」とする。

	要件
改正前	$\frac{\text{(分子) 社会保険診療 + 健康診査 + 予防接種 + 助産 + 介護サービス + 障害福祉サービス}}{\text{(分母) 全収入金額}} > 80 / 100$
改正後	$\frac{\text{(分子) 社会保険診療 + 健康診査 + 予防接種 + 助産 + 介護サービス + 障害福祉サービス + 補助金等(※1)に係る収入金額}}{\text{(分母) 医療保健業務(※2)による収入金額}} > 80 / 100$

(※1) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保健業務に係るものをいう。

(※2) 各法人の本来業務及び附帯業務(医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る)をいう。

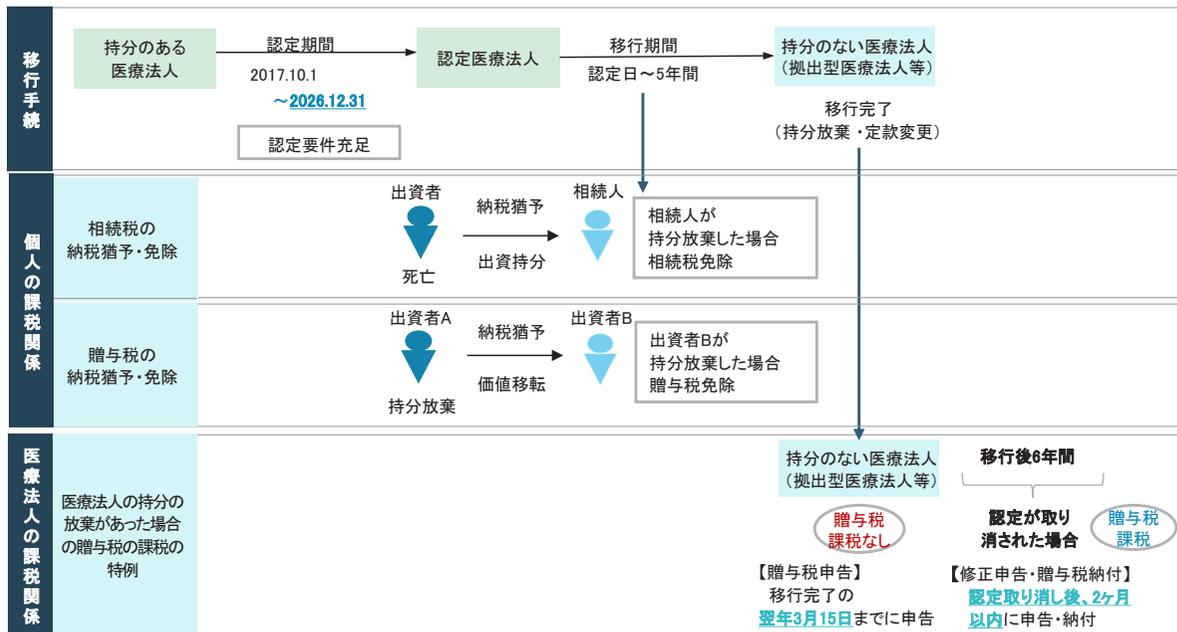
③改正の影響

分子に医療保健業務に係る補助金、国等の委託事務料が含まれ、分母から医療保健業務以外の収入が除かれることから、算定上社会医療法人等に有利な改正になる。

2. 参考(認定医療法人制度)

(1) 認定医療法人制度概要

認定医療法人とは、持分のある医療法人のうち持分のない医療法人への移行を決定し、移行計画について厚生労働大臣の認定を受けた法人をいい、移行計画の認定期限は2026(令和8)年12月31日までとなっている。なお、認定医療法人制度の延長については、今後注視が必要となる。



2. 参考(認定医療法人制度)

(2) 認定要件

認定医療法人の認定要件(下表①～⑪)のうち、④収入要件が改正されます。

	項目	内容
簡易要件	①移行計画を社員総会で議決	移行計画が医療法人の社員総会において議決されたものであること
	②移行計画が有効かつ適切なものであること	移行計画(移行法人類型見込、移行に向けた取組内容、移行に向けた検討体制等)が持分のない医療法人への移行をするために有効かつ適切なものであること
	③移行期限が認定日から起算して5年を超えないこと	移行計画に記載された移行期限が認定日から起算して5年以内であること
運営の適正性要件	④社会保険診療等の割合基準(80%超基準)	社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種に係る収入金額、助産に係る収入金額、介護保険法の保険給付に係る収入金額、障害福祉に係る収入金額の合計額が全収入金額の80%を超えること
	⑤自費患者に対する請求方法の規制	自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準であること
	⑥医業利益の制限(事業収益 \leq 事業費用 \times 1.5)	医療診療収入 \leq 患者等のために直接必要な経費 \times 1.5
	⑦医療法人関係者に対する特別の利益供与の禁止	社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者に対し、特別の利益を与えないこと ※医療法人関係者とは、上記の者の配偶者又は3親等以内の親族等をいう
	⑧営利事業を営む者等に対する特別の利益供与の禁止	株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人もしくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為をしないこと(公益法人等に対する一定の利益供与を除く)
	⑨理事、監事に対する報酬等の支給基準	理事及び監事に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額とならないような支給の基準を定めていること
	⑩遊休財産の保有制限	会計年度の末日における遊休財産額が、本来業務事業損益に係る事業費用の額を超えないこと
	⑪法令違反	法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと

30.グローバル・ミニマム課税への対応

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

法制化が検討されていたグローバル・ミニマム課税(各国ごとに最低15%以上の課税を確保するための制度)の残りの2つのルールが法制化された。

グローバル・ミニマム課税は直前4対象会計年度(最終親会社等の連結財務諸表の会計年度)のうち、2年度以上の連結総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業グループ等に適用される。

2.内容

- (1) 軽課税所得ルール(UTPR。海外子会社所在地国の実効税率が15%に至るまでの差額について、IIRで課税しきれなかった残額を課税)の法制化、IIRに係る情報提供制度にUTPRに関する事項が追加
- (2) 国内ミニマム課税(QDMTT。自国実効税率15%未満となった場合に、実効税率15%に至るまで自国企業を課税)の法制化、QDMTTに係る情報提供制度の法制化
- (3) 所得合算ルール(IIR。海外子会社所在地国の実効税率が15%未満の場合に、実効税率15%に至るまで親会社等を課税)を、OECDのガイダンスに合わせて調整

3.適用時期

- ・上記2(1)、(2)は、2026(令和8)年4月1日以後開始する対象会計年度から適用
- ・上記2(3)は、大綱に記載なし(法人税法施行令の改正内容を確認)

4.影響

UTPRIは主に外資系企業に影響、QDMTTは納税が無い場合も情報提供は必要と考えられるため留意。

1. 改正の趣旨・背景

国際的な法人税引下げ競争を防止するため、国際的に導入が進められているグローバル・ミニマム課税(各国ごとに最低15%以上の課税を確保するための制度)の3つのルール(下図①～③)のうち、残りの2つ(下図②、③)が法制化された。

グローバル・ミニマム課税は直前4対象会計年度(最終親会社等の連結財務諸表の会計年度)のうち、2年度以上の連結総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業グループ(以降「特定多国籍企業グループ等」という)に適用される。



○ 3つのルールの適用時期等の状況

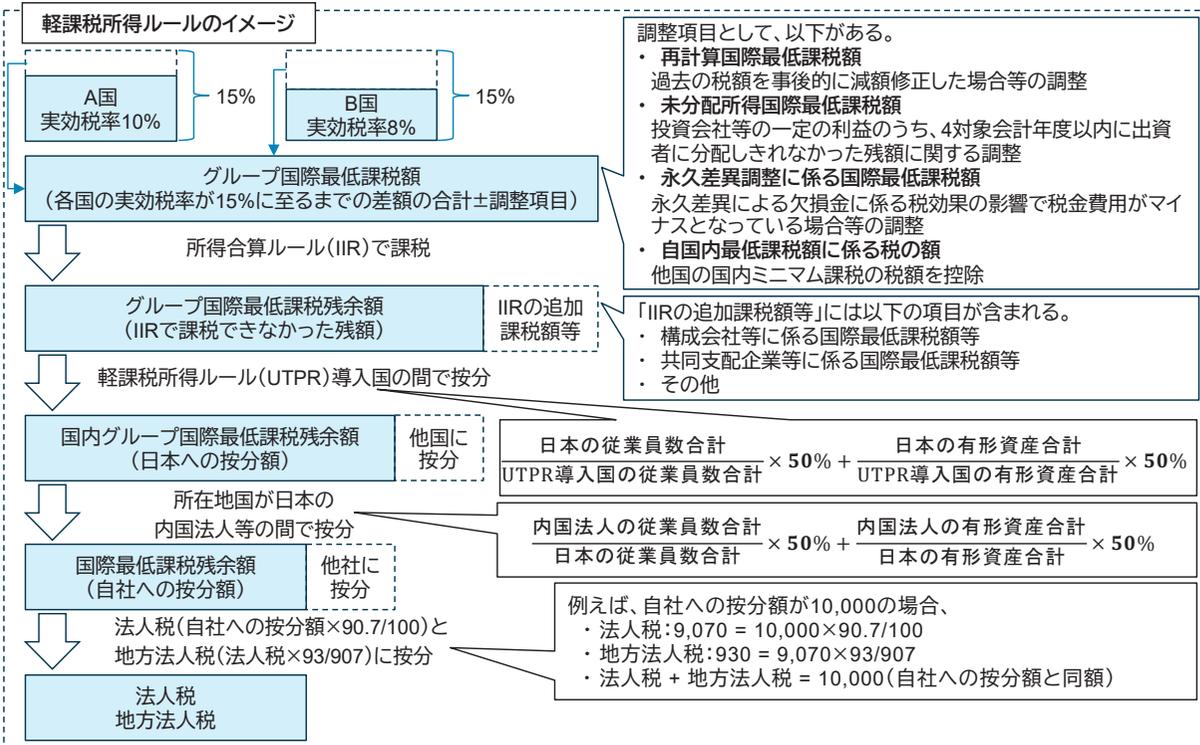
項目	法制化時期	適用時期	コメント
① 所得合算ルール (IIR)	2023(R5)年度改正	2024(R6)/4/1以後開始する対象会計年度	・情報提供制度も同時に法制化済 ・申告期限1年3ヶ月(一定の場合1年6ヶ月) ^{※1}
② 軽減税所得ルール (UTPR)	2025(R7)年度改正 (今年度改正)	2026(R8)/4/1以後開始する対象会計年度	・IIRの情報提供にUTPRに関する事項が追加 ^{※2} ・申告期限1年3ヶ月(一定の場合1年6ヶ月) ^{※1}
③ 国内ミニマム課税 (QDMTT)	2025(R7)年度改正 (今年度改正)	2026(R8)/4/1以後開始する対象会計年度	・情報提供制度も今年度改正で法制化 ^{※2} ・申告期限1年3ヶ月(一定の場合1年6ヶ月) ^{※1}

※1 情報提供制度の提供期限も同じ、※2 情報提供制度に係る改正の適用時期は2026(R8)/4/1以後開始する対象会計年度

2. 改正の内容 軽課税所得ルールへの対応

(1) 軽課税所得ルールへの対応

所得合算ルールで親会社等に追加課税できなかった残額を、グループ他社に追加課税する軽課税所得ルールが創設される。併せて、所得合算ルールに係る情報提供制度が見直され軽課税所得ルールに関する情報提供が必要となる。



2. 改正の内容 軽課税所得ルールへの対応

(2)各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の創設

① 課税の範囲

次の法人に、国際最低課税残余額に対する法人税・地方法人税が課される。

- ・ 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人(所在地国が日本のものに限る。2.において同じ)
- ・ 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等(所在地国が日本のものに限る。2.において同じ)を有する構成会社等である外国法人

② 適用免除基準

特定多国籍企業グループ等に該当してから5年以内、かつ、国際的な事業活動の初期段階にある場合等には、適用免除となる(「グループ国際最低課税残余額(前頁参照)」が零となる)。

③ 税額の計算

- ・ 法人税:各対象会計年度の国際最低課税残余額 $\times \frac{90.7}{100}$
- ・ 地方法人税:各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税 $\times \frac{93}{907}$

④ 申告・納付

各対象会計年度終了の日の翌日から1年3ヶ月(一定の場合には、1年6ヶ月)以内
ただし、当該対象会計年度の国際最低課税残余額(課税標準)がない場合、申告不要

⑤ その他 青色申告制度の対象外(ただし、更正の理由付記の対象、推計課税の対象外)

⑥ 適用時期 2026(令和8)年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用

2. 改正の内容 軽課税所得ルールへの対応

(3) 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度の見直し

各対象会計年度の「国際最低課税残余额に対する法人税(本頁において「UTPR」という)」の創設に伴い、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(本頁において「IIR」という)」に係る情報提供制度である「特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度」が見直される。

① 改正内容

特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務者に、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人が追加される(UTPRの適用対象となる可能性があるため)。

また、提供事項にUTPRに関する事項が追加される。

項目	改正前	改正後
提出義務者の追加	1. 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人	1. 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人 2. 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人
提供事項の追加	1. IIRに関する一定の事項	1. IIRに関する一定の事項 2. UTPRに関する一定の事項

② 適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用

3. 改正の内容 国内ミニマム課税への対応

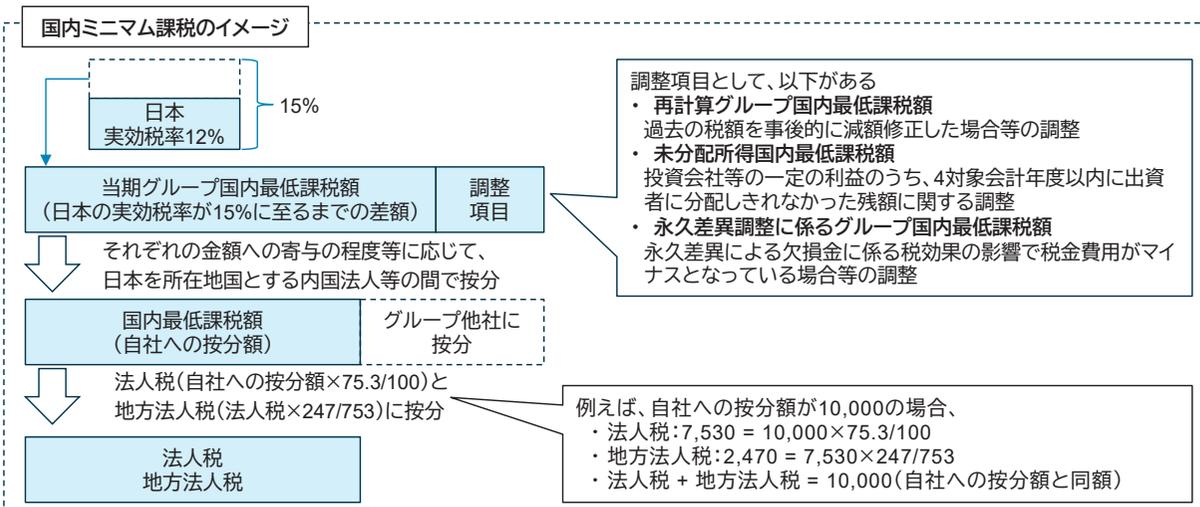
(1) 国内ミニマム課税への対応

日本の実効税率が15%未満となった場合に、日本の実効税率が15%に至るまで内国法人等を追加課税する国内ミニマム課税、及び、関連する情報提供制度が創設される。

OECDのモデルルールによれば、QDMTTはIIRと同様のルールで実効税率等の算定を行うこととされており、基本的には、日本についてIIRと同様の計算を行っていくものと考えられる。

「構成会社等である内国法人等」は構成会社等について国内最低課税額の計算を行い、「共同支配会社等(グループが50%出資しているジョイントベンチャーなど)である内国法人等」は共同支配会社等について国内最低課税額の計算を行う。

また、「過去特定多国籍企業グループ等に属する構成会社・共同支配会社等だったが現在は離脱している一定の法人等」も、過去の税額を事後的に減額修正した等のケースにおいて国内最低課税額に対する法人税が課される。



3. 改正の内容 国内ミニマム課税への対応

(2)各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の創設

① 課税の範囲

次に掲げる法人に、国内最低課税額に対する法人税・地方法人税が課される(「過去特定多国籍企業グループ等に属する構成会社・共同支配会社等だったが現在は離脱している一定の法人」を含む)。

- ・ 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(所在地国が日本のものに限る。(2)において同じ)である内国法人、恒久的施設等(所在地国が日本のものに限る。3.において同様)を有する外国法人
- ・ 特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(所在地国が日本のものに限る。(2)において同じ)である内国法人、恒久的施設等を有する外国法人

② 国内最低課税額

国内最低課税額は、当期国内最低課税額(日本の実効税率が15%に至るまでの差額)と3つの調整項目(前頁参照)から構成されるが、実効税率と所得の状況によって課税対象となる項目が異なる。なお、「過去特定多国籍企業グループ等に属する構成会社・共同支配会社等だったが現在は離脱している一定の法人」については、実効税率と所得の状況に関わらず、「再計算グループ国内最低課税額」のみが課税対象となる。

「構成会社等である内国法人等」は構成会社等について、「共同支配会社等である内国法人等」は共同支配会社等について国内最低課税額の計算を行う。

特定多国籍企業グループ等の状況	国内最低課税額			
	当期グループ国内最低課税額	再計算グループ国内最低課税額	未分配所得国内最低課税額	永久差異調整に係るグループ国内最低課税額
実効税率:15%未満 所得:あり	課税対象	課税対象	課税対象	
実効税率:15%以上 所得:あり		課税対象	課税対象	
所得:なし		課税対象	課税対象	課税対象

*過去特定多国籍企業グループ等に属する構成会社・共同支配会社だったが現在は離脱している一定の法人は「再計算グループ国内最低課税額」のみ課税対象

3. 改正の内容 国内ミニマム課税への対応

(2)各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の創設

③ 税額の計算

- 法人税:各対象会計年度の国内最低課税額 $\times\frac{75.3}{100}$
- 地方法人税:各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税 $\times\frac{247}{753}$

④ 申告、納付

各対象会計年度終了の日の翌日から1年3ヶ月(一定の場合には、1年6ヶ月)以内
ただし、当該対象会計年度の国内最低課税額(課税標準)がない場合、申告不要

⑤ その他

青色申告制度の対象外(ただし、更正の理由付記の対象、推計課税の対象外)。質問検査、罰則等は、各事業年度の所得に対する法人税と同様

⑥ 適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用

3. 改正の内容 国内ミニマム課税への対応

(2)各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の創設

⑦ 適用免除基準

以下の適用免除基準が設けられる。

○ 収入金額等に関する適用免除基準

次の要件を全て満たす場合、当期グループ国内最低課税額(日本の実効税率が15%に至るまでの差額。3.

(1)参照)が零となる。

- ・ 日本におけるその対象会計年度及びその直前の2対象会計年度に係るその特定多国籍企業グループ等の収入金額の平均額として一定の計算をした金額が1,000 万ユーロに満たないこと
- ・ 日本におけるその対象会計年度及びその直前の2対象会計年度に係るその特定多国籍企業グループ等の利益又は損失の額の平均額として一定の計算をした金額が100 万ユーロに満たないこと

○ 一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準

連結財務諸表を基礎として作成したCbCRの記載事項を用いて、簡易的な適用免除基準(デミニマス基準、簡易な実効税率基準、通常利益基準)の判定を行うことができる経過措置(経過措置CbCRセーフハーバー)。

基準を満たす場合には、国内最低課税額(3.(1)参照)が零となる。

○ 国際的な事業活動の初期の段階における適用免除基準

判定対象会計年度が、特定多国籍企業グループ等に該当することとなった最初の対象会計年度開始の日以後5年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階にあるものとされる対象会計年度に該当する場合には、国内最低課税額(3.(1)参照)が零となる。

3. 改正の内容 国内ミニマム課税への対応

(3) グループ国内最低課税額報告事項等の提供制度の創設

「各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税」の創設に伴い、制度運営のための情報提供制度が創設される。

① 提供義務者(グループ国内最低課税額報告対象法人)

以下の法人が提供義務者となる。

内国法人

- ・ 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人(所在地国が日本のものに限る)
- ・ 特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(所在地国が日本のものに限る)である内国法人

外国法人

- ・ 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人
- ・ 特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人

過去に特定多国籍企業グループ等に属していた法人

- ・ 過去対象会計年度において、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であった一定の法人
- ・ 過去対象会計年度において、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であった一定の法人

3. 改正の内容 国内ミニマム課税への対応

(3) グループ国内最低課税額報告事項等の提供制度の創設

② 提供内容(グループ国内最低課税額報告事項等)

- ・ 特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の名称
- ・ その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国の名称
- ・ その特定多国籍企業グループ等に係る国内最低課税額に関する事項その他必要な事項
- ・ 収入金額等に関する適用免除基準の適用を受けようとする旨等

③ 提供期限

各対象会計年度終了の日の翌日から1年3ヶ月(一定の場合には、1年6ヶ月)以内
e-Taxにより提供しなければならない

④ 提供義務の免除

最終親会社等(提供会社を別途指定した場合は、その提供会社)の所在地国の税務当局が、日本に対してその特定多国籍企業グループ等の「グループ国内最低課税額報告事項等(上記②)」を提供できるときは提供義務が免除

⑤ その他

提供義務者が複数ある場合の提供義務の免除、最終親会社等届出事項の提供、罰則等については、現行の特定多国籍企業グループ等報告事項等(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に係る情報提供制度)と同様

⑥ 適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用

31.外国子会社合算税制等の見直し

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

グローバル・ミニマム課税導入による事務負担増を踏まえ、外国子会社合算税制の事務負担を軽減するための見直しが行われる。

2.内容

(1)合算時期の変更

外国関係会社の事業年度終了日翌日から4ヶ月(改正前2ヶ月)経過日を含む親会社事業年度に合算

(2)添付・保存書類の簡素化

添付・保存が必要とされている外国関係会社に関する書類から、「株主資本等変動計算書及び損益金処分計算書」、「貸借対照表・損益計算書の勘定科目内訳明細書」が除外される。

3.適用時期

原則: 親会社の2025(令和7)年4月1日以後に開始する事業年度(外国関係会社の2025(令和7)年2月1日以後に終了する事業年度の合算所得に限る)から適用

経過措置: 親会社の2025(令和7)年4月1日前に開始した事業年度(外国関係会社の2024(令和6)年12月1日から2025(令和7)年1月31日までの間に終了する事業年度の合算所得に限る)について、その外国関係会社の事業年度終了日翌日から4ヶ月経過日を含むその親会社の2025(令和7)年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社合算税制の適用可

4.影響

- ・ 親会社3月、子会社12月決算等の組み合わせの場合、改正により合算時期が1事業年度後ろになるため、改正適用初年度は合算課税が生じないものと考えられる。
- ・ 2025年4月1日前開始事業年度も、経過措置により改正適用が可能であるため検討が必要である。

2. 改正の内容

(1)改正の内容

グローバル・ミニマム課税導入による事務負担増を踏まえ、外国子会社合算税制の事務負担を軽減するため、以下の見直しが行われる。

項目	改正前	改正後
合算時期の変更	外国関係会社の事業年度終了日翌日から2ヶ月を経過する日を含む親会社の事業年度に合算	外国関係会社の事業年度終了日翌日から4ヶ月を経過する日を含む親会社の事業年度に合算
添付・保存書類の簡素化	租税負担割合20%未満(ペーパーカンパニー等は27%未満)等の一定の外国関係会社に関する以下の書類の添付・保存が必要 ① 貸借対照表・損益計算書 ② 株主資本等変動計算書及び損益金処分計算書 ③ 貸借対照表・損益計算書の勘定科目内訳明細書 ④ 本店所在地国の法人所得税の申告書 ⑤ その他の書類(株主名簿 等)	上記のうち、②、③の書類の添付・保存は不要

2. 改正の内容

(2)適用時期

原則として、親会社の2025(令和7)年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

2025(令和7)年4月1日前に開始する事業年度についても経過措置により、外国子会社合算税制の適用を4ヶ月経過日を含む親会社の事業年度とすることができる。

適用時期の詳細

原則:

内国法人の2025(令和7)年4月1日以後に開始する事業年度(外国関係会社の2025(令和7)年2月1日以後に終了する事業年度の適用対象金額等に限る)から適用される。

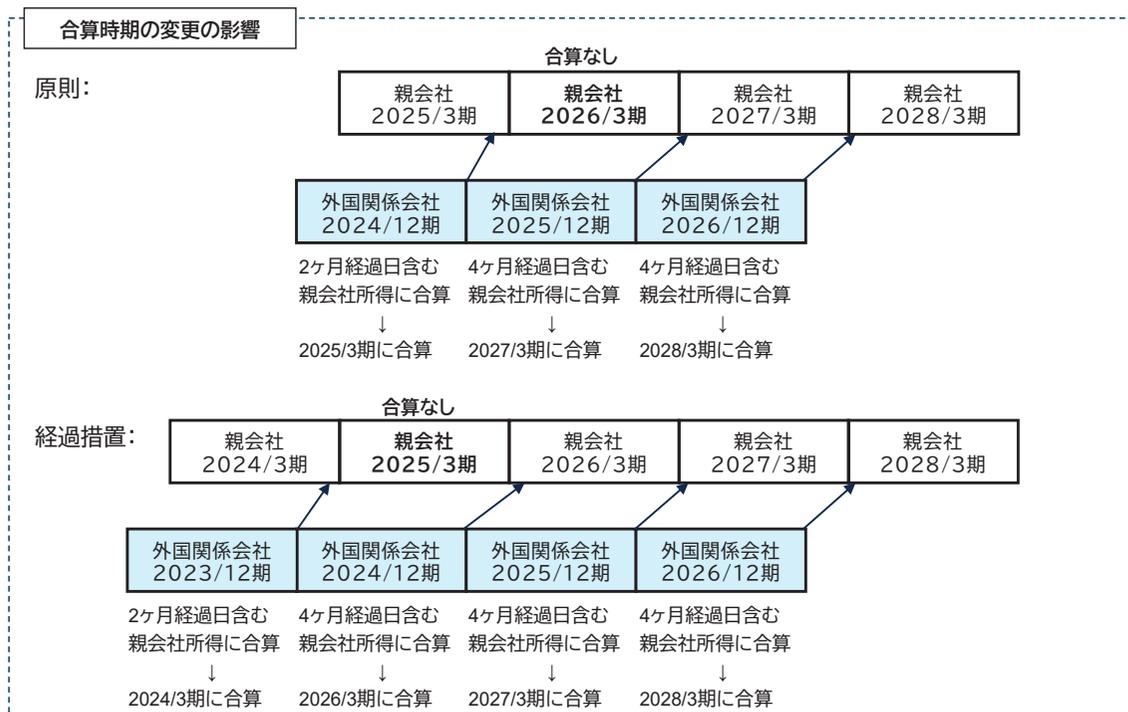
経過措置:

内国法人の2025(令和7)年4月1日前に開始した事業年度(外国関係会社の2024(令和6)年12月1日から2025(令和7)年1月31日までの間に終了する事業年度の適用対象金額等に限る)について、その外国関係会社の事業年度終了日翌日から4ヶ月経過日を含むその内国法人の2025(令和7)年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社合算税制の適用を受けることができる。

2. 改正の内容

(3) 合算時期の変更の影響

親会社3月、子会社12月決算等の組み合わせの場合、改正により合算時期が1事業年度後になるため、改正適用初年度は合算課税が生じないものと考えられる。



32.外国人旅行者向けの消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

多額・多量の免税購入品が国外に持ち出されず、国内で横流しされる不正事案が多発している。また、出国時に免税購入物品を所持していない外国人旅行者を捕捉し即時徴収を行っても、資力がないため徴収できず未納となっているケースもある。

また、免税店においては、疑わしい者への免税販売を避けるために、自主基準を設けて免税販売を抑制する事業者もあり、外国人旅行者の利便性が損なわれている。そのため、本制度の抜本的な見直しがされた。

2.内容

- 免税販売方式が見直される。免税対象物品販売時に課税で販売し、海外へ持ち出しをした外国人旅行者に消費税相当額を返金する仕組み(リファンド方式)とされる。
- 免税対象物品の範囲が見直される。一般物品、消耗品の区分を廃止し、消耗品の購入限度額及び特殊包装を廃止する。
- 免税店以外から海外に配送する「別送」により免税を認める取扱いを廃止する。

3.適用時期

2026(令和8)年11月1日以後の免税対象物品の譲渡等について適用することとし、「別送」を認める取り扱いは2025(令和7)年3月31日をもって廃止する。

4.影響

- 免税店において、レジ環境の整備・クレジットカードリーダー等の機器の導入など、設備投資が必要となる可能性がある。当該設備投資に対する補助金の交付や税制優遇措置がとられるかについて注視が必要である。
- 決算日までに持ち出し確認がされていない免税購入品に係る預かり消費税の処理について確認が必要である。

1. 改正の趣旨・背景

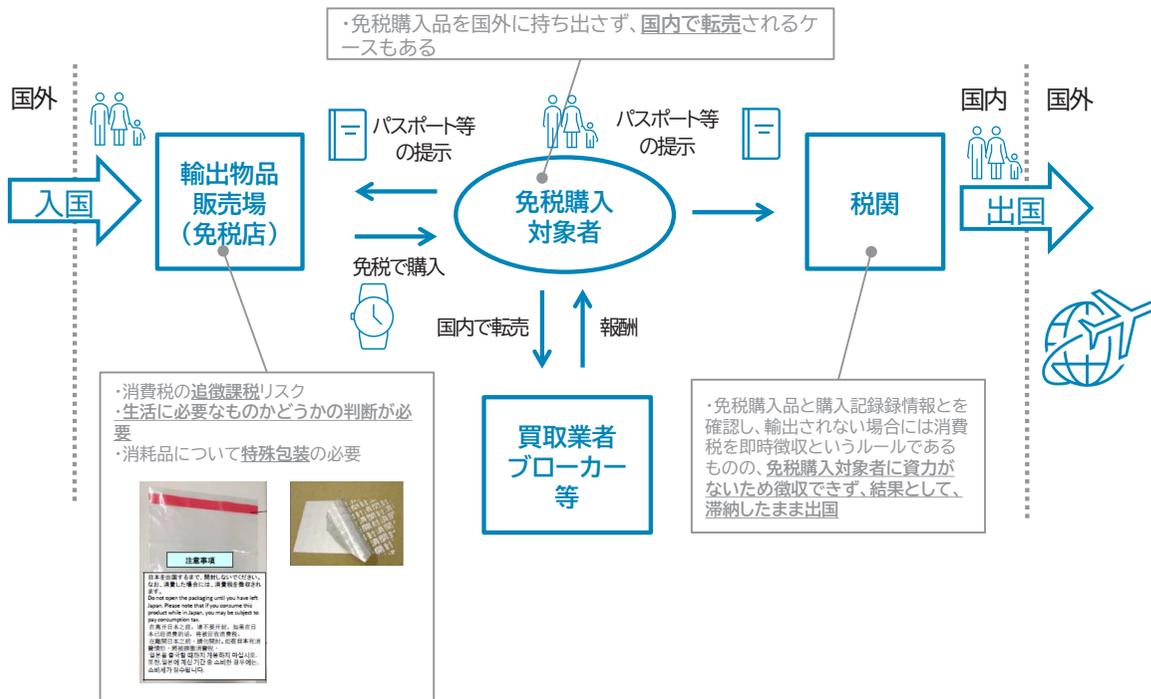
見直しの経緯① 過去の税制改正の状況

外国人旅行者向けの免税制度(輸出物品販売場制度)は、外国人旅行者の利便性向上や免税店事業者の手続きの簡素化、国内における転売目的利用による不正対策等の観点から、過去の税制改正について見直しが行われてきた。

	目的	改正の概要
2014(平成26)年改正 免税対象に消耗品を追加	外国人旅行者の誘客	従来免税販売の対象となっていなかった消耗品(食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品)を含めたすべての品目が新たに免税対象となった。
2016(平成28)年改正 免税下限額の引下げ等 直送制度の整備	外国人旅行者の誘客 利便性向上 手続きの簡素化	①最低購入金額の引き下げ(一般物品について、免税の対象となる最低購入金額が「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げられた。)②簡便な海外直送手続きの創設③免税手続きカウンター制度の利便性向上④購入者誓約書の電磁的記録による保存、の改正が行われた。
2018(平成30)年改正 免税手続きの電子化	利便性向上 手続きの簡素化	これまで輸出物品販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の免税販売手続きが見直され、これらの手続きが電子化されることとなった。
2022(令和4)年改正 免税購入対象者の見直し	不正対策	輸出物品販売場において免税で購入することができる非居住者(以下「免税購入対象者」といいます。)の範囲について見直された。
2023(令和5)年改正 譲受人(ブローカー等)に対する 連帯納税義務	不正対策	輸出物品販売場において免税購入された物品について、税務署長の承認を受けない譲渡又は譲受けがされた場合には、当該物品を譲り受けた者(ブローカー等)に対して譲り渡した者と連帯して免除された消費税を納付する義務を課すこととした。
2024(令和6)年改正 免税対象物品の仕入税額控除の制限	不正対策	免税購入品と知りながら当該物品を仕入れた場合、その仕入れに係る消費税額戻については、仕入税額控除の適用を受けることができないこととされた。

1. 改正の趣旨・背景

見直しの経緯② 改正前の問題点



1. 改正の趣旨・背景

見直しの経緯④ 免税店における税務リスクへの対応と外国人旅行者への影響

免税店において転売目的であることが見抜けず免税販売を行い、結果として追徴課税される事案が生じている。

疑わしい者への免税販売を避けるために、免税販売の可否判断を行う基準(※)を自主的に設ける業界や、やむを得ず免税販売自体を停止する事業者も出てきている。販売機会の逸失や現場トラブルにつながっており、善良な外国人旅行者の利便性が損なわれている。

(※)購入商品の個数や購入頻度等から、免税店が自主的に設定

《疑わしい者への対応》

・ 毎日同じものを買っていて、転売目的？
・ 旅券の名義とお金を支払う者が違うから怪しい？

● 販売を断れば、トラブルに発展
● 販売した場合にも、税務署に否認されるリスク

➢ 税務リスク低減のため、窓口マニュアルを作成し、従業員教育を徹底
⇒現場のトラブルは増加、従業員教育にも限界あり
➢ 自主基準により、免税販売を抑制
⇒善良な旅行者の免税販売を断らざるを得ない一方で、基準を下回る水準で分割購入するなど、不正手口も巧妙化
➔ やむを得ず免税販売を停止する免税店も存在

免税店の対応

《善良な旅行者への影響》

・ お土産として買いたいのにならなくて買えない？
・ 免税でなかったため、買わなかった。
・ あつちの免税店では売ってくれたのに…

➢ 店舗によって免税購入の基準が異なりわかりづらく、トラブルにつながる
➢ 免税購入できず、買いたい物を楽しみに訪日した旅客の印象が悪くなる
➔ 旅行者の満足度の低下

旅行者の反応

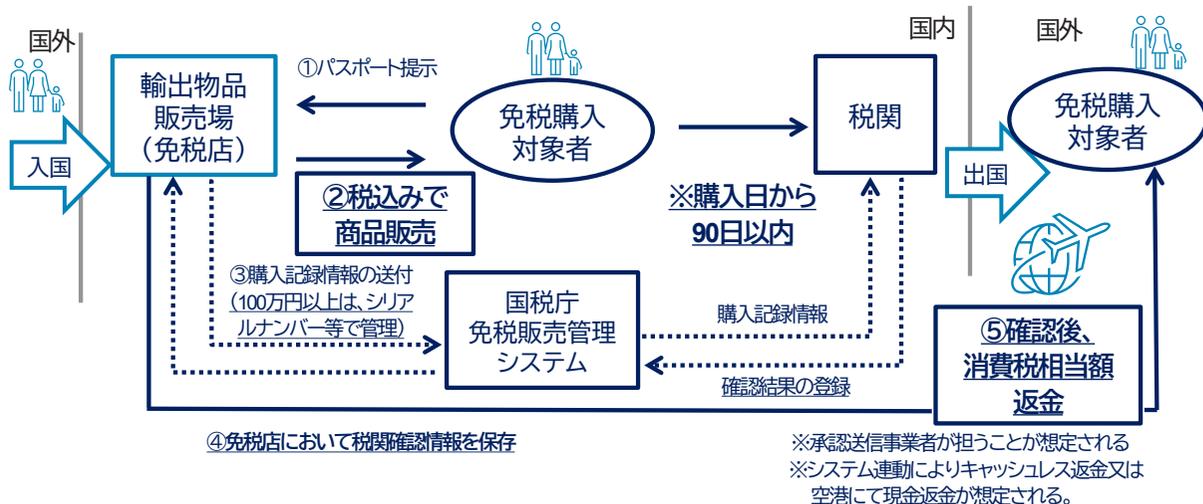
(出典:免税制度整備推進機構ホームページ)

2. 改正の内容

①免税方式の見直し

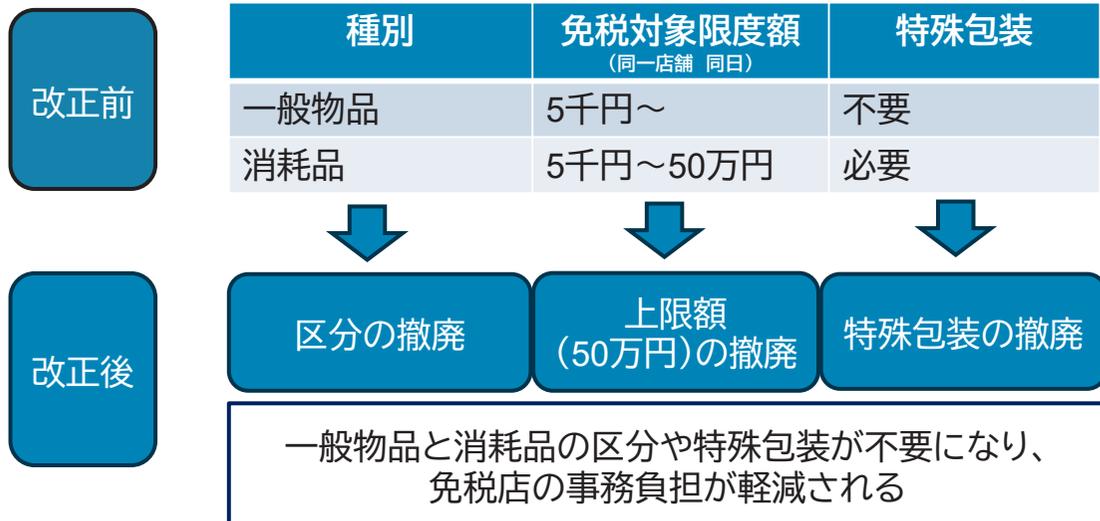
免税店が免税対象物品販売時に、外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持出しが確認された場合に、外国人旅行者にその消費税相当額を返金する仕組み(リファンド方式)とする。

リファンド方式 ※下線は改正により変更となる部分



2. 改正の内容

②免税対象物品の範囲の見直し



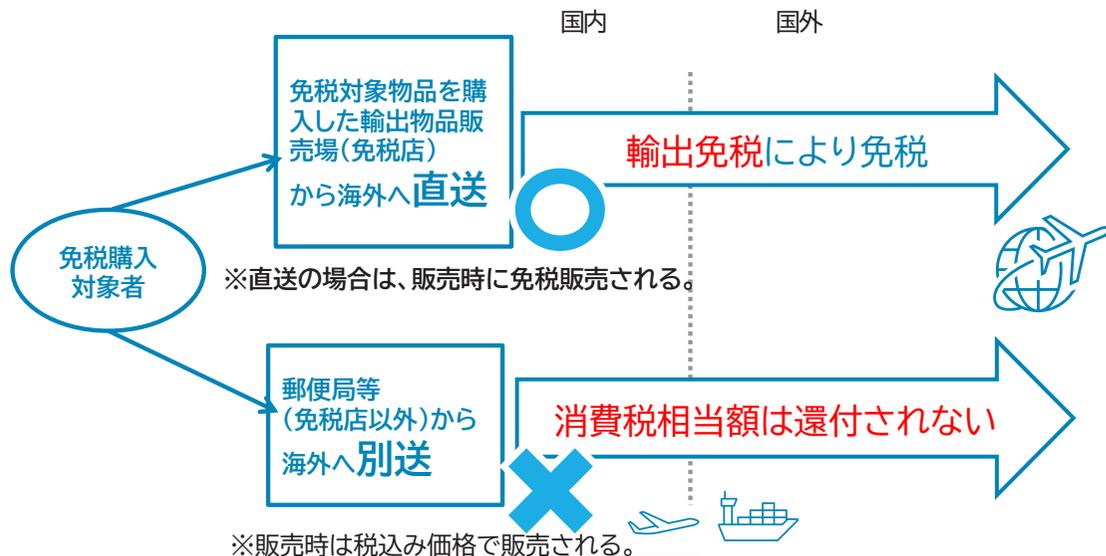
- ・改正後は、通常生活の用に供するものかどうかの免税店側の判断が不要となる。
- ・免税対象物品について、改正前は「輸出のために購入される物品で政令で定める通常生活の用に供するもの」と定義されていたが、改正後は「輸出するために購入される物品(財務省令で定める消費税の不正目的で購入されるおそれのある物品を除く)」と定義されている。
- ・上記「財務省令で定める消費税の不正目的で購入されるおそれが高い物品」として免税対象物品から除外されるものとしては、金地金等が想定される。

2. 改正の内容

③販売手続きの見直し

外国人旅行者が購入した免税対象物品を、免税店以外から海外の自宅等へ配送(別送)することにより免税となる制度は廃止される。

ただし免税店からの直送による場合は、販売時に免税で販売され、消費税法第7条の輸出免税の制度を使って免税制度が継続される。



3. 適用時期

2026(令和8)年11月1日以後の免税対象物品の譲渡等について適用することとし、「別送」を認める取り扱い
は2025(令和7)年3月31日をもって廃止する。

4. 影響

①免税店において、レジ環境の整備・クレジットカードリーダー等の機器の導入など、設備投資が必要となる可能性がある。当該設備投資に対しての補助金の交付や税制優遇措置が行われるのかについて注視が必要である。

②免税店では、免税購入品の持ち出し確認後に課税売上から免税売上への振替処理が必要になるものと想定される。決算日までに持ち出し確認がされていない場合の預かり消費税の処理について確認が必要である。処理方法は後述の「(参考)外国人旅行者向け免税制度の見直しに伴う税務処理例」を参照とする。

(参考)免税購入対象者の定義について

免税購入対象者

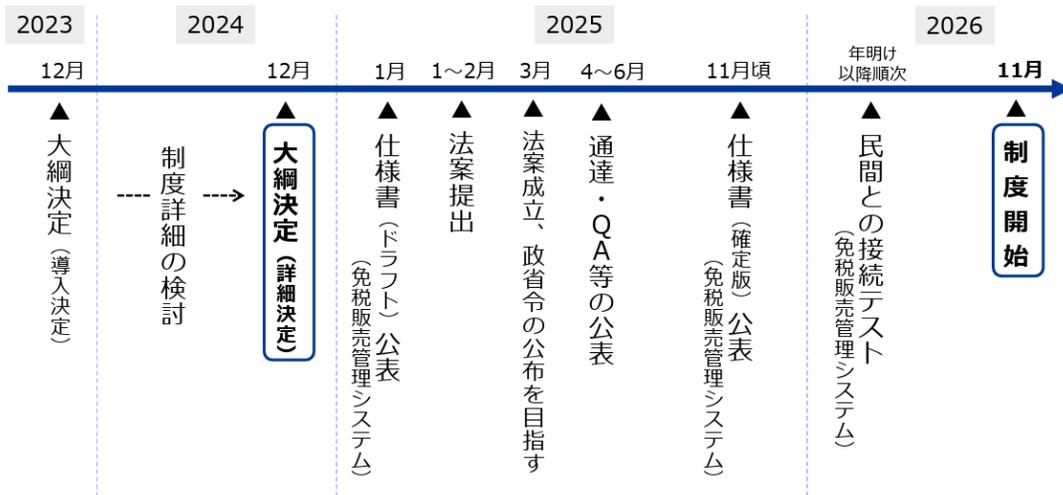
免税販売の対象となる免税購入対象者は、外国為替及び外国貿易法に規定する非居住者であって、一定の要件を満たす者をいい、具体的には次のとおりである。

国籍	免税購入対象者
外国籍	<ul style="list-style-type: none">① 「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格をもって在留する者② 寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可を受けて在留する者③ 合衆国軍隊の構成員等
日本国籍	国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有する者であることについて、その者に係る領事館の在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認された者

(出典:国税庁作成「輸出品販売場制度について(令和5年4月)」より一部加工)

(参考)今後のスケジュール

- 2026年（令和8年）11月1日に新制度が開始。
- 事業者の準備のために必要な仕様書やQA等については、以下のスケジュールに基づき、順次公表を行っていく。



（出典：財務省・国税庁・経済産業省・観光庁作成「外国人旅行者向け免税制度の見直し案」について（2025年1月）より）

(参考)外国人旅行者向け免税制度の見直しに伴う税務処理例

税関確認情報の保存により免税販売が成立する制度となった場合の税務処理例を示すと以下のとおり。

○ 免税販売の際のインボイスの処理

外国人旅行者（消費者）への販売であり、そもそも**インボイスの交付は不要**。販売時に他の取引と同様、**簡易インボイスを交付している場合**であっても、**免税販売取引の性質を踏まえ、修正インボイスを交付しなくても差し支えない**こととする。

※ わかりやすさの観点から、免税販売時に交付する簡易インボイスには、**スタンプ等により「税関確認後は免税となる」と表示することも可能**

○ 販売と税関確認の間に期跨ぎがあった場合の処理

販売時には課税売上げとして計上し、税関確認情報を保存した時点で免税売上げに振り替え、免税売上げとして申告する。

なお、**税関確認が翌期（X2期）となった場合には、当初の申告（X1期）を修正するのではなく、X2期において調整**できることとする。具体的には、**前期の課税売上げをマイナス処理（対価の返還等として処理）し、改めて免税売上げを計上**することとなる。

【仕訳例 1：X1期に販売し、税関確認情報を保存した場合】

・X1期 販売時			
現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000
・X1期 税関確認情報保存時			
売上（課）	10,000	売上（免）	10,000
仮受消費税	1,000	未払金	1,000
・X1期 返金時			
未払金	1,000	現預金	1,000

便宜上対価の返還等と扱うだけであり、返還インボイスは不要

【仕訳例 2：X1期に販売し、X2期に税関確認情報を保存した場合】

・X1期 販売時			
現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000
・X1期 申告・納付時			
仮受消費税	1,000	現預金	1,000
・X2期 税関確認情報保存時			
売上（課）	10,000	売上（免）	10,000
仮受消費税	1,000	未払金	1,000

※ 対価の返還等

X1期を修正せず、翌期の税関確認情報を保存した時点で調整計算を行う。
※返金時の処理は、仕訳例1と同様

（出典：財務省・国税庁・経済産業省「観光庁作成「外国人旅行者向け免税制度の見直し案」について（2025年1月）」より）

(参考)外国人旅行者向け免税制度の見直しに伴う税務処理例(続き)

○ 課税売上げから免税売上げへの振替方法

税関確認情報は、期間や取引を指定して取得できるよう検討中。税関確認情報を取得した後の税務処理については、**取得の都度**、当初の課税売上げを特定して、**免税売上げに振り替える方法**のほか、**月次等の一定のタイミングで一括して振り替えることとしても差し支えない**。なお、いずれの場合も、POS等における当初の課税売上げを厳密に特定した上で免税に振り替える必要はない。

【振替例 1 :個別振替方式】

※ 税関確認情報に応じた取引に係る売上げの振替仕訳を行う方法

販売時

現預金	11,000	売上(課)	10,000
		仮受消費税	1,000

税関確認情報取得に応じた振替

売上(課)	10,000	売上(免)	10,000
仮受消費税	1,000	未払金	1,000

【振替例 2 :一括振替方式】

※ 一定の期間(例えば、○月分)に取得した税関確認情報に基づき、まとめて振替仕訳を行う方法

販売時

現預金	11,000	売上(課)	10,000
		仮受消費税	1,000

⋮
(個別に振替せず)

○月分の税関確認情報に基づく月次振替

○月分売上(課)	5,000,000	○月分売上(免)	5,000,000
仮受消費税	500,000	未払金	500,000

【参考】振替例 2 において、一括振替前に返金が生じる場合

振替前の返金時

仮払金※	200,000	現預金	200,000
------	---------	-----	---------

※ 仮払金ではなく、仮受消費税を直接消し込む処理でも問題ない。

○月分の税関確認情報に基づく月次振替

○月分売上(課)	5,000,000	○月分売上(免)	5,000,000
仮受消費税	500,000	未払金	300,000
		仮払金	200,000

○ 税関確認後に旅行者の手續不備等により返金がされなかった場合の処理

免税販売の要件を満たしているが、旅行者の都合等で**返金できない場合であって、当事者間の契約により返金不要となった金額については、雑益(不課税)**となる。

※ 旅行者が税関で持ち出し確認を行わない場合など、**税関確認情報を保存できない場合には、当初の課税売上げを維持する(事後調整不要)**。

(出典:財務省・国務庁・経済産業省・観光庁作成「外国人旅行者向け免税制度の見直し(案)について(2025年1月)」より)

33.防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

<改正のポイント>

(1)趣旨・背景

我が国を取り巻く安全保障環境の悪化を鑑み、防衛力の抜本的強化のため、防衛費を2027(令和9)年において1兆円強に安定的に確保する目的から、税制措置が講じられる。

(2)内容

対象税目とされた**法人税、たばこ税、所得税**について、それぞれ下記の措置が講じられる。

- ①法人税:防衛特別法人税(仮称)の創設
- ②たばこ税:加熱式たばこの課税方法の見直しとたばこ税の税率引き上げ
- ③所得税:令和7年度税制改正大綱では詳細につき言及なし

(3)適用時期

- ①法人税:2026(令和8)年4月1日以後開始事業年度より適用
- ②たばこ税:加熱式たばこの課税方法の見直しは2026(令和8)年4月1日と10月1日の2段階、税率改正は2027(令和9)年4月1日、2028(令和10)年4月1日、2029(令和11)年4月1日の3段階で適用
- ③所得税:2025(令和7)年度税制改正大綱での言及はなかったが、今後見直される可能性がある。

(4)実務のポイント

法人税については、課税標準となる法人税額から500万円が控除されるため、大法人は約2,100万円、中小法人は約2,400万円以下の課税所得に係る法人税額に対して新たな課税は発生しないこととなる。なお、令和4年度の統計上、課税所得2,000万円超の法人は全体の約7%であり、約93%の法人は影響がない見込みである。

2. 改正の趣旨・背景

現在、我が国がおかれている安全保障環境は非常に厳しく、中途半端な対応ではなく防衛力の抜本的強化をやりきるために必要な水準の予算上の措置をこの5年間で講ずるべきとして、2022(令和4)年に有識者会議が開催され、2023(令和5)年6月に「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が成立・公布された。

2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの間の新たな防衛力整備計画において必要な防衛費額は43兆円規模とされた。また、2027(令和9)年度以降についても防衛力維持のために4兆円を確保する必要があり、そのうち1兆円強は税制措置によるものと構想されている。

3. 改正の内容

(1) 法人税: 防衛特別法人税(仮称)の創設

- ① 法人の各事業年度の基準法人税額について、下記の算式に基づき当分の間、防衛特別法人税が課税される。

$$\left(\text{基準法人税額} - \frac{\Delta \text{基礎控除額}}{\text{年500万円}} \right) \times 4\%$$

下記制度の適用前

- ・所得税額の控除
- ・外国税額の控除
- ・分配時調整外国税相当額の控除
- ・仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
- ・戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
- ・控除対象所得税額等相当額の控除

$$\Delta \text{税額控除} = \text{防衛特別法人税}$$

- ・分配時調整外国税相当額の控除
 - ・控除対象所得税額等相当額の控除
 - ・仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除
 - ・外国税額の控除
- ※控除の順番は上記の順

3. 改正の内容

(1) 法人税: 防衛特別法人税(仮称)の創設

② 課税所得金額別 増税率比較

【中小法人の場合】※法人税率: 課税所得800万円以下は15%、800万円超は23.2%により試算

単位: 千円

課税所得金額	500,000,000	500,000	100,000	70,000	50,000	25,000	24,000	23,000	22,000	21,000	20,000
法人税額	115,999,344	115,344	22,544	15,584	10,944	5,144	4,912	4,680	4,448	4,216	3,984
基礎控除	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000
防衛税課税標準	115,994,344	110,344	17,544	10,584	5,944	144	0	0	0	0	0
防衛法人税額(4%)	4,639,774	4,414	702	423	238	6	0	0	0	0	0
法人税+防衛税	120,639,118	119,758	23,246	16,007	11,182	5,150	4,912	4,680	4,448	4,216	3,984
改正前税率	23.20%	23.07%	22.54%	22.26%	21.89%	20.58%	20.47%	20.35%	20.22%	20.08%	19.92%
改正後税率	24.13%	23.95%	23.25%	22.87%	22.36%	20.60%	20.47%	20.35%	20.22%	20.08%	19.92%
税率差	0.93%	0.88%	0.70%	0.60%	0.48%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

【中小法人以外の法人の場合】※法人税率: 23.2%により試算

単位: 千円

課税所得金額	500,000,000	500,000	100,000	70,000	50,000	25,000	24,000	23,000	22,000	21,000	20,000
法人税額	116,000,000	116,000	23,200	16,240	11,600	5,800	5,568	5,336	5,104	4,872	4,640
基礎控除	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000
防衛税課税標準	115,995,000	111,000	18,200	11,240	6,600	800	568	336	104	0	0
防衛法人税額(4%)	4,639,800	4,440	728	450	264	32	23	13	4	0	0
法人税+防衛税	120,639,800	120,440	23,928	16,690	11,864	5,832	5,591	5,349	5,108	4,872	4,640
改正前税率	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%
改正後税率	24.13%	24.09%	23.93%	23.84%	23.73%	23.33%	23.29%	23.26%	23.22%	23.20%	23.20%
税率差	0.93%	0.89%	0.73%	0.64%	0.53%	0.13%	0.09%	0.06%	0.02%	0.00%	0.00%

3. 改正の内容

(1) 法人税：防衛特別法人税（仮称）の創設

③適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に開始する事業年度より適用

④その他実務のポイント

- ・申告期限・納期限・電子申告特例については法人税と同様
- ・中間申告書の提出は2027(令和9)年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用され、過大中間納付額は確定申告により還付
- ・法人税につき欠損金の繰戻還付がある場合には、法人税の還付金額×4%×課税標準法人税額(基準法人税額△基礎控除額)÷基準法人税額より計算した金額を併せて還付
- ・税務職員の質問検査権及び罰則については必要な規定が定められる
- ・更正の請求の特例、還付の手續き等について法人税法の規定に準じて所要の規定が設けられるほか、防衛特別法人に係る法人税法その他の法律の適用について、必要な事項が定められる

(2) たばこ税

- ① 国税において加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算本数の見直し、課税標準を下記A+Bとする
- ② 道府県税及び市町村税の課税標準について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置が講じられる

		A 現行の換算方法	B 改正後換算方法
現行		現行の換算本数 ×1.0	—
改正案	2026(令和8)年 4月1日	現行の換算本数 ×0.5	新換算本数×0.5
	2026(令和8)年 10月1日	—	新換算本数×1.0

【新換算方法】

- ・紙その他類するもので巻いた加熱式たばこ 0.35g
- ＝紙巻たばこ1本
- ・上記以外の加熱式たばこ0.2g
- ＝紙巻たばこ1本

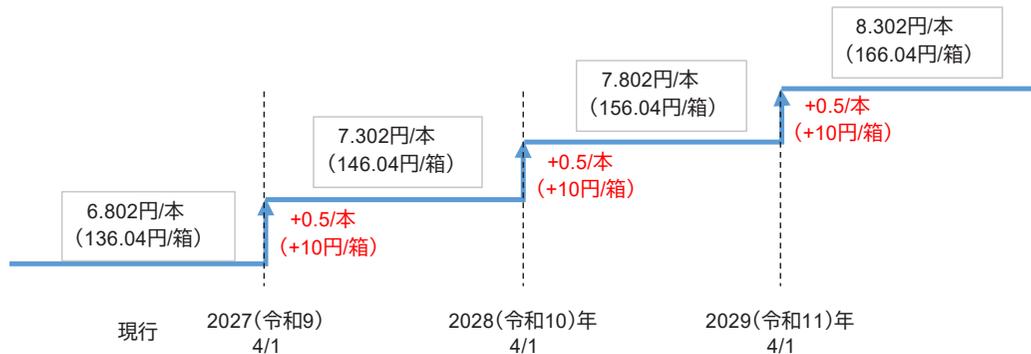
※品目ごとの1個当たり重量4g未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算

3. 改正の内容

(2) たばこ税

③ たばこ税率の引き上げ

国税の税率を3段階で引き上げる。



34.電子取引データの保存制度の見直し

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

経済社会のデジタル化に伴い、企業間の電子取引データのやり取りは増加している。当該電子取引データのやり取りを一定の要件を満たしたシステムを利用して行う場合には、データそのものの信頼性が確保されることから、税務調査等の観点からも一定の要件も満たしたシステムの利用を促進させたい狙いがある。

2.内容

国税庁長官が定める基準を満たしたシステムを利用(授受及び保存)し、届出書の提出等の一定の要件を満たすデータを「特定電磁的記録」と位置づけ、重加算税の加重措置(データ改ざん等の不正が生じた場合、通常加重加算税に、本税の10%に相当する金額を重課する措置)の対象から除外する。

3.適用時期

2027(令和9)年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

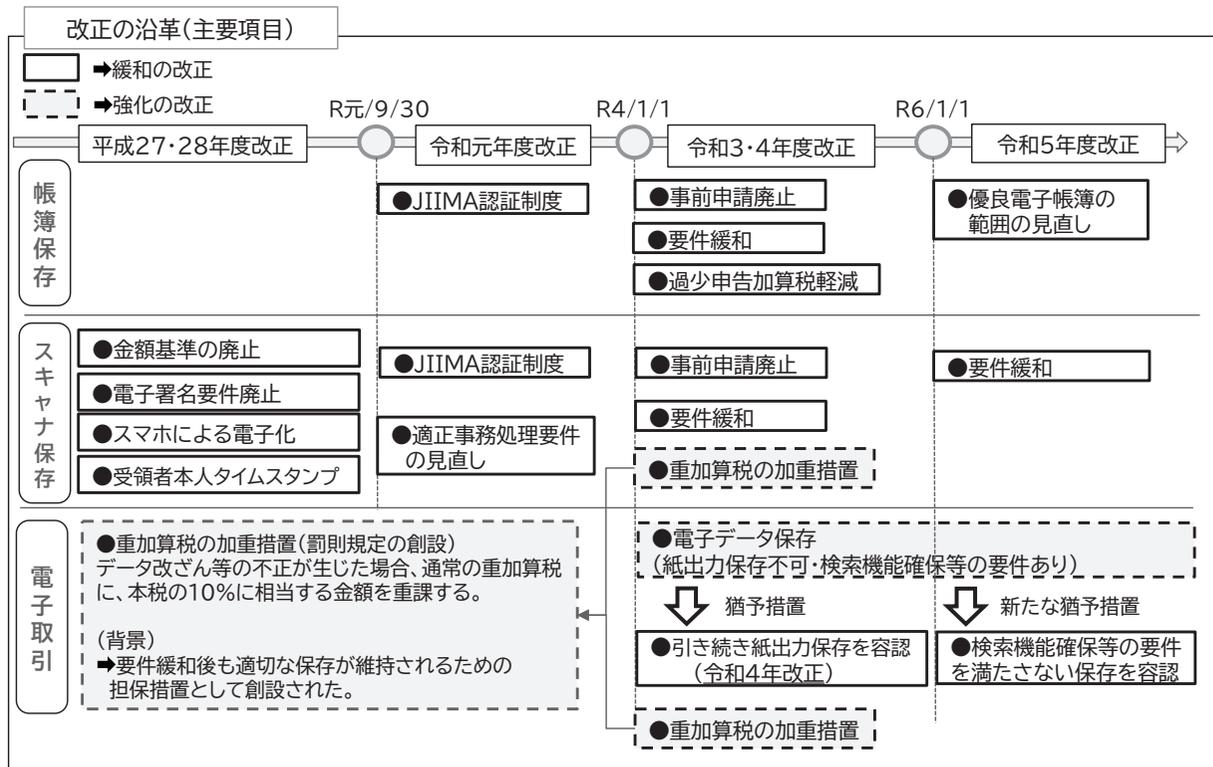
4.実務のポイント

システムを選定する際、国税庁長官が定める基準を満たしたシステムとの連携を加味したうえで、検討を行うことも必要となる。

要件を充足するためには、税務署等に届出書を提出することも要件となるため、顧問税理士と連携して対応することが求められる。

1. 改正の趣旨・背景

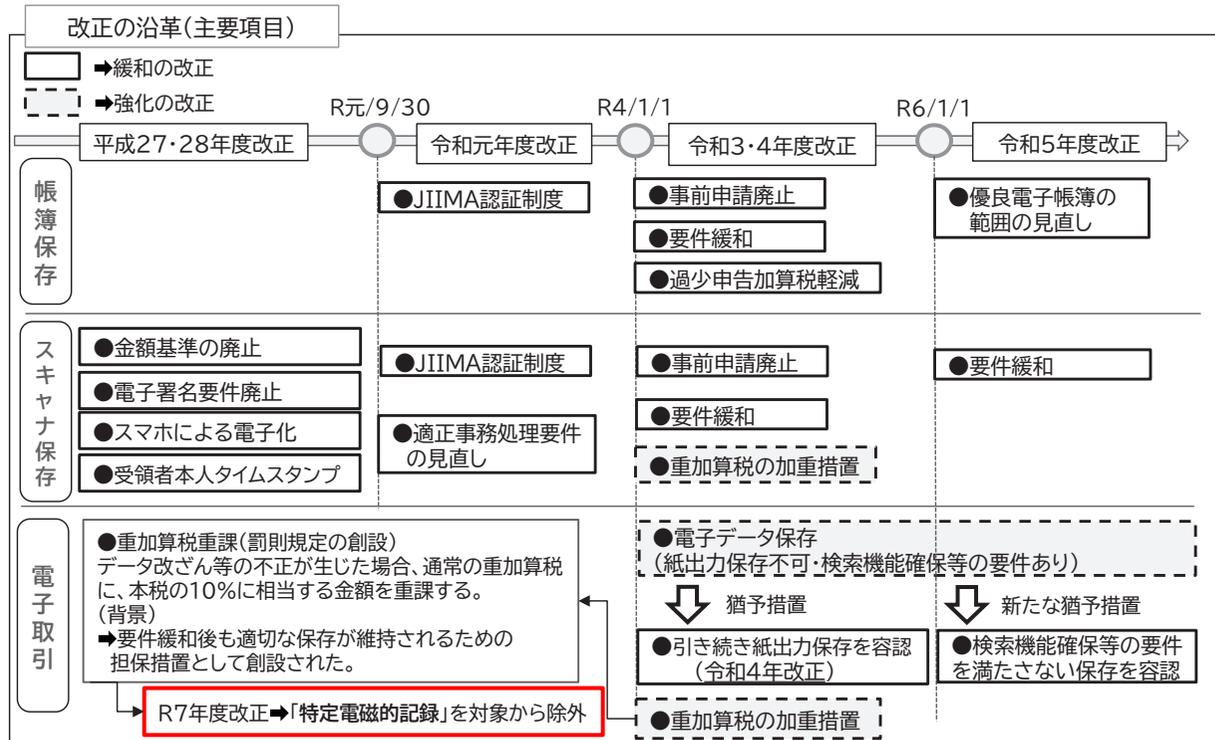
【これまでの改正の変遷】



2. 改正の内容

【改正の内容】

重加算税の加重措置の対象から信頼性の高いデータである「特定電磁的記録」を除外する。本改正は、信頼性の高いデータの利用の促進を図ることを目的として行われる。



(納税環境整備:電子取引データの保存制度の見直し)

2. 改正の内容

【特定電磁的記録の要件】

特定電磁的記録の要件は下記の通りである。

要件	概要
① クラウド利用	電子取引データについて、訂正・削除を行った場合の事実内容を確認できる 特定電子計算機処理システム を使用してその電子データの授受及び保存を行うこと
② 帳簿(元帳等)との連携	電子取引データを訂正・削除を行った上で、国税関係帳簿に記録した場合には、その訂正・削除を行った事実内容を確認できる 特定電子計算機処理システム を使用してその電子データの授受及び保存を行うこと
③ 相互関連性の確保	電子取引データとその取引に関連する帳簿との間において、相互にその関連性を確認できること
④ 届出書の提出	①及び②の特定電子計算機処理システムを使用してその電子取引データの授受及び保存を行ったことが確認でき、あらかじめ届出書を提出していること

【特定電子計算機処理システム】

「特定電子計算機処理システム」とは、国税庁長官の定める基準に適合する電子計算機処理システムをいう。

なお、「国税庁長官の定める基準」は、次に掲げるいずれかの電子データを上記の①～④の要件に従って保存を行うことができる機能を有していることとする。

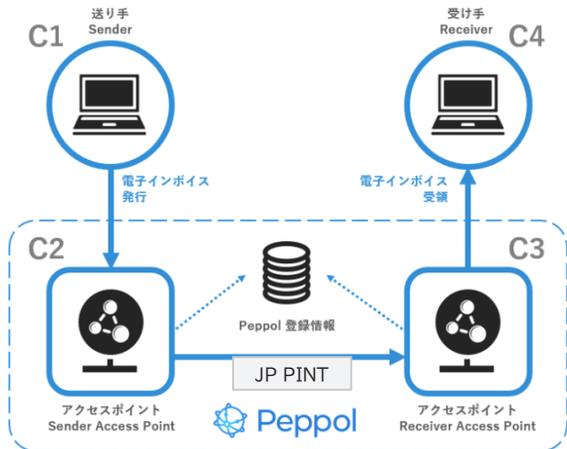
システム	概要
JP PINT (Peppol) ※日本におけるデジタルインボイスの標準仕様	仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電子データの仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に係る電子データ
ZEDI ※全銀EDIシステム	金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、その金融機関等が行うこれらの口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電子データ

2. 改正の内容

特定電子計算機処理システムのデータ連携のイメージは下記の通りである。

【JP PINT】

Peppolとは、ユーザー(売り手(C1))が、自らのアクセスポイント(C2)を通じ、Peppolネットワークに接続し、買い手のアクセスポイント(C3)にインボイスデータを送信し、それが買い手(C4)に届くという仕組みである。また、売り手のアクセスポイント(C2)と買い手のアクセスポイント(C3)との間でやり取りされるデジタルインボイスの標準仕様を「JP PINT」という。

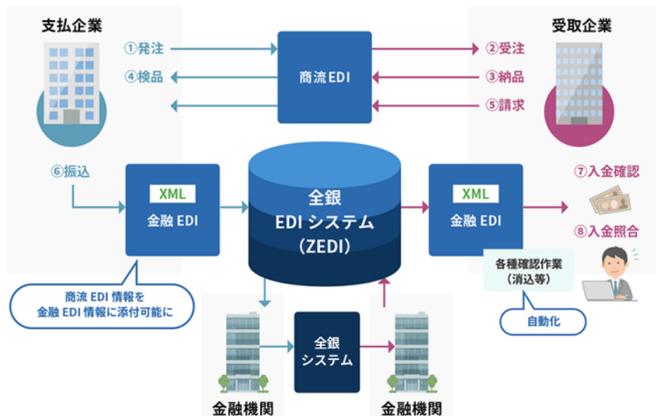


出典: デジタルインボイス推進協議会

【ZEDI】

全銀EDIシステムの通称である。

ZEDIを利用することで、商取引に関する情報(支払通知番号や請求書番号などの情報)をXML形式で、添付することが可能となるため、例えば、受取企業側での売掛金の消込作業が効率化されるなど、事務負担の軽減が期待される。



出典: 全国銀行資金決済ネットワーク

3. 適用時期

【適用時期】

2027(令和9)年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

4. 実務のポイント

【システム選定】

民間のシステム会社は、従来より「JP PINT」または「ZEDI」とのシステム連携を模索しており、本改正によって更に強化されることが予想される。

今後のシステム選定に関しては、「JP PINT」または「ZEDI」との連携の有無も評価のポイントになる可能性がある。

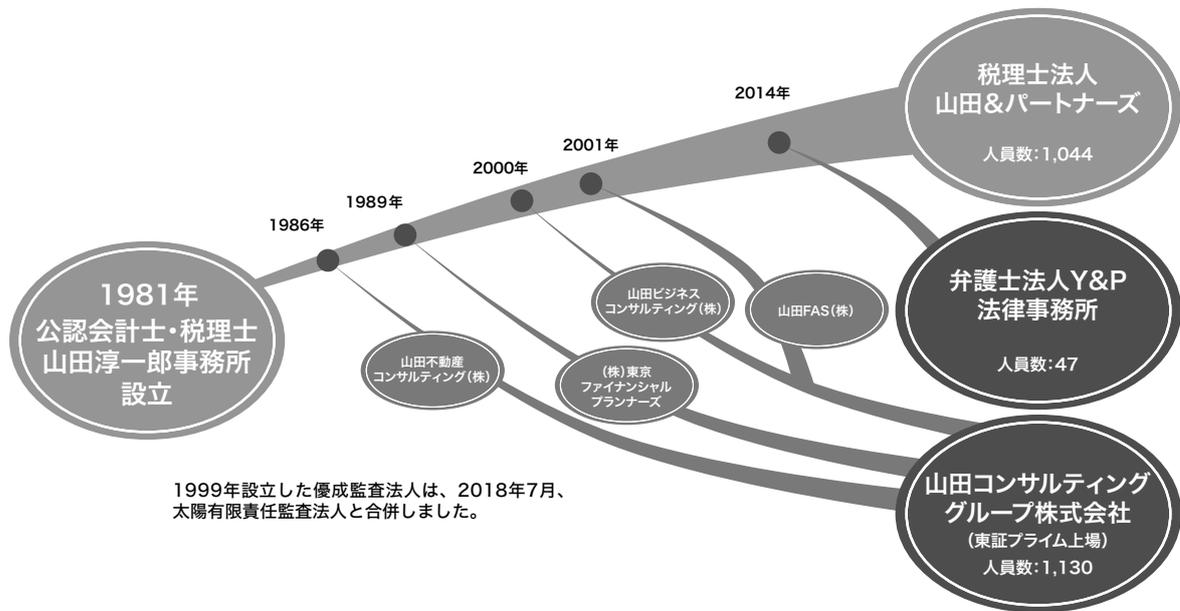
【税務当局への届出】

本改正による優遇を受けるためには、あらかじめ特定電磁的記録について届出書を提出する必要があるため、届出書の提出時期や期限を確認したうえで、顧問税理士等と連携して対応する必要がある。

■執筆者(税理士法人山田&パートナーズ・山田コンサルティンググループ株式会社・弁護士法人Y&P法律事務所)

青木 貴敏	税理士	篠崎 恵子	税理士	松本 文	
青沼 真也		清水口 咲子		三浦 康太	
赤堀 勇人	税理士	清三津 裕三	税理士	三浦 眸	税理士
浅野 亮	税理士	下村 武司	税理士	南島 瑞月	税理士
阿部 真彦	税理士	新谷 幸三		宮島 寛明	税理士
阿部 佑大		菅原 凌		宮地 佑佳	税理士
池尻 武志		鈴木 翔太		村瀬 裕文	税理士
伊藤 久美	税理士	全 海玉	税理士	森口 直樹	公認会計士・税理士
井上 弘美	税理士	高橋 聡	税理士	山川 直人	税理士
岩田 彩	税理士	田島 佑一		山口 暁弘	税理士
上田 峰久	税理士	田中 匠	税理士	山口 謙太郎	税理士
宇佐美 敦子	税理士	田場 万優	税理士	山下 壽一	税理士
内田 崇史		鶴田 由美子	税理士	山下 雄也	
大城 陵司	税理士	寺尾 絵里	税理士	山田 順子	税理士
太田 毅		土井 健	税理士	山本 亮太	税理士
太田 雄介	税理士	徳山 義晃	税理士	横山 勝彦	税理士
大橋 智哉		土肥 琴美		吉岡 幸紀	税理士
岡元 謙	税理士	富田 大智	税理士	渡辺 葵偉	
奥山 啓彦	税理士	外山 浩章			
落合 久美子	税理士	永井 強	税理士		
小淵 直樹	税理士	中沢 道久			
加藤 友彦	税理士	永見 綾子	税理士		
門田 英紀	公認会計士・税理士	鯨江 隆文	税理士		
金沢 東模	税理士	西村 卓哉	税理士		
金子 康浩		橋本 真之介	税理士		
神谷 太久	税理士	華野 良和	税理士		
唐澤 周宇	税理士	林 尚樹	公認会計士・税理士		
川村 理重子	税理士	半田 生穂	税理士		
木村 優太		菱沼 真也			
木本 有紀	税理士	平井 伸央	税理士		
熊谷 仁志	公認会計士	福井 貴久	税理士		
小高 庸子		深地 謙輔	税理士		
小林 大輔	税理士	布施 麻記子	税理士		
小林 貴之		保科 富雄			
小山 健志	税理士	堀江 僚			
酒徳 篤史	税理士	前田 悠二	税理士		
佐藤 友樹	税理士	増田 拓朗			

～山田淳一郎事務所からスタート～



*税理士法人・弁護士法人は特別法上の法人であることから、各々の組織間に資本関係はありません。

*人員数は2025年1月1日時点のものです。

税理士法人 山田&パートナーズ

- ・事業承継コンサルティング
(最適な事業承継方法の提案、実行、特例承継計画作成支援)
- ・M&Aアドバイザー、M&Aコンサルティング
(M&Aストラクチャーの検証、デューデリジエンス、バリュエーション、実行支援)
- ・企業組織再編コンサルティング
(グループ経営の最適スキームの立案・構築、実行支援)
- ・各種税務申告／税務・会計相談顧問
(税務申告、税務・財務上の課題に対する総合サポート)
- ・上場支援コンサルティング
(企業に適した上場の方法を調査、実行支援、事後支援)
- ・海外進出／クロスボーダーM&A／清算・撤退コンサルティング
(海外事業の計画立案、実行支援、デューデリジエンス、各種手続代行)
- ・海外現地国における会計・税務関連業務サポート／海外子会社調査
(現地基準・法令に基づいた会計処理、税務申告・監査対応、海外子会社の財務内容チェック)
- ・移転価格、タックスヘイブン対策税制などの国際税務コンサルティング
(グループ企業間取引の実態調査、適正な取引価格の設定支援、文書作成支援)
- ・相続税申告／相続コンサルティング
(相続税申告、相続対策の策定、実行支援)
- ・不動産関連コンサルティング
(不動産の取得・有効活用・譲渡等コンサルティング)
- ・親族・株主間譲渡コンサルティング
(共有財産の分割・交換サポート、株式の集約支援)
- ・国際相続・資産税業務サポート
(海外財産、海外居住者の相続手続きや相続税・所得税申告サポート)
- ・医療機関・介護福祉施設コンサルティング
(税務顧問、経営コンサルティング、行政対応サポート)
- ・公益法人設立コンサルティング
(一般法人設立支援、寄付による所得税非課税申請、公益認定の取得支援)
- ・税務コンプライアンス業務
(国税庁への事前照会、税務調査対応、不服申し立て・税務訴訟支援業務)
- ・税のシンクタンク業務
(税全般に関する調査業務、意見書作成業務、情報提供サービス)

山田&パートナーズアカウンティング株式会社

- ・記帳代行
- ・給与・賞与計算
- ・経理業務改善コンサルティング
- ・年末調整
- ・会計システム導入支援
- ・労務コンサルティング

弁護士法人Y&P法律事務所

- ・一般企業法務
- ・税務争訟
- ・M&A関連業務
- ・各種訴訟対応
- ・株式関連業務
- ・法律顧問
- ・相続関連業務

■税理士法人山田&パートナーズ

東京	東京本部 東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館8階 (受付9階)	03-6212-1660
札幌	札幌事務所 北海道札幌市中央区北一条西4-2-2 札幌ノースプラザ8階	011-223-1553
盛岡	盛岡事務所 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス19階	019-903-8067
仙台	仙台事務所 宮城県仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン11階	022-714-6760
大宮	北関東事務所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル15階	048-631-2660
横浜	横浜事務所 神奈川県横浜西区高島1-1-2 横浜三井ビルディング20階	045-522-8055
新潟	新潟事務所 新潟県新潟市中央区上大江前通七番町1230-7 ストークビル鏡橋10階	025-333-9794
金沢	金沢事務所 石川県金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ9階	076-234-1511
長野	長野事務所 長野県長野市南千歳1丁目12番地7 新正和ビル3階	026-403-0138
静岡	静岡事務所 静岡県静岡市葵区追手町1-6 日本生命静岡ビル5階	054-205-3210
名古屋	名古屋事務所 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-3 JRゲートタワー41階	052-569-0291
京都	京都事務所 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101番地 アーバンネット四条烏丸ビル5階	075-257-7673
大阪	大阪事務所 大阪府大阪市中央区伏見町4-1-1 明治安田生命大阪御堂筋ビル12階	06-6202-5881
神戸	神戸事務所 兵庫県神戸市中央区加納町4丁目2番1号 神戸三宮阪急ビル14階	078-330-5290

広島	広島事務所 広島県広島市東区二葉の里3丁目5-7 GRANODE (グラノード) 広島6階	082-568-2100
高松	高松事務所 香川県高松市古新町3番地1 東明ビル6階 (受付2階)	087-823-3303
松山	松山事務所 愛媛県松山市三番町4-9-6 NBF松山日銀前ビル8階	089-913-6551
福岡	福岡事務所 福岡県福岡市博多区博多駅前1-13-1 九勸承天寺通りビル5F	092-235-2780
熊本	南九州事務所 熊本県熊本市西区春日3-15-60 JR熊本白川ビル5F	096-300-8870
鹿児島	鹿児島事務所 鹿児島県鹿児島市武1-2-10 JR鹿児島中央ビル8階	099-833-9300

■山田&パートナーズコンサルティング株式会社

東京	東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館8階 (受付9階)
シンガポール	1 Scotts Road # 21-09 Shaw Centre Singapore 228208
中国 (上海)	上海市静安区南京西路1515号 静安嘉里中心1座12階1206室
ベトナム (ハノイ)	26th floor West Tower, LOTTE CENTER HANOI, 54 Lieu Giai, Cong Vi, Ba Dinh, Hanoi, Vietnam
ベトナム (ホーチミン)	19th floor, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue, Ben Nghe, Quan1, Ho Chi Minh, Vietnam
アメリカ (ロサンゼルス)	1411 W. 190th Street, Suite 370, Gardena, CA 90248 USA
アメリカ (ホノルル)	1411 Kapiolani Blvd., Suite 910, Honolulu, HI 96814 USA
台湾 (台北)	105001台北市松山区復興北路369號6樓之7
	※ライアンス事務所

■山田&パートナーズアカウンティング株式会社

東京	東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館8階 (受付9階)	03-6212-1650
大阪	大阪府大阪市中央区伏見町4-1-1 明治安田生命大阪御堂筋ビル12階	06-7730-7990

■弁護士法人Y&P法律事務所

東京	東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館9階 (受付9階)	03-6212-1663
----	---------------------------------------	--------------

■山田コンサルティンググループ株式会社

東京	東京本社 東京都千代田区丸の内1丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館10階 (受付9階) 03-6212-2510
盛岡	盛岡出張所 岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9番1号 マリオス19階 019-621-5030
仙台	東北(仙台)支店 宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン11階 022-399-7068
郡山	郡山事業所 福島県郡山市駅前2丁目5番12号 ウエストゲートビル5階 024-927-0890
浜松	浜松事業所 静岡県浜松市中央区板屋町111番地2 浜松アクトタワー15階 053-457-7111
名古屋	名古屋支店 愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番3号 JRゲートタワー41階 052-533-5327
京都	京都支店 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101番地 アーバンネット四条烏丸ビル5階 075-253-1323
大阪	大阪支店 大阪府大阪市中央区伏見町4丁目1番1号 明治安田生命大阪御堂筋ビル (L.A.タワー) 12階 06-6202-1260
神戸	神戸支店 兵庫県神戸市中央区加納町4丁目2番1号 神戸三宮阪急ビル14階 078-325-1814
岡山	岡山事業所 岡山県岡山市北区下石井1丁目1番3号 日本生命岡山第二ビル本館4階 086-232-7484
広島	広島支店 広島県広島市東区二葉の里3丁目5番7号 GRANODE広島6階 082-568-1890
福岡	九州(福岡)支店 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目13番1号 九勸承天寺通りビル5階 092-289-5750
熊本	熊本事業所 熊本県熊本市西区春日3丁目15番60号 JR熊本白川ビル5階 096-312-1330

シンガポール YAMADA Consulting Group Asia Pte. Ltd.
YAMADA Consulting & Spire Singapore Pte. Ltd.
78 Shenton Way #24-01 Singapore 079120

インドネシア PT Yamada Consulting Spire Indonesia
Menara Astra 25th Floor, Jl. Jend. Sudirman
Kav. 5-6, Jakarta 10220, Indonesia

インド YAMADA Consulting Spire India Private Limited
1st Floor, Block E, DLF Cyber Greens, DLF Cyber City, DLF Phase 3,
Sector 24, Gurugram - 122002, Haryana, India

タイ YAMADA Consulting & Spire (Thailand) Co., Ltd. / YC Capital Co., Ltd.
Level 16, 689 Bhiraj Tower at EmQuartier,
Unit 1608-1610 Sukhumvit Road(Soi 35),
Klongton Nuea, Vadhana, Bangkok 10110, Thailand

ベトナム Yamada Consulting & Spire Vietnam Co., Ltd.
19F, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue Street, Ben Nghe Ward, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam

ベトナム ハノイ支店
Yamada Consulting & Spire Vietnam Co., Ltd. Hanoi Branch
26th Floor, Lotte Center Hanoi, 54 Lieu Giai Street, Cong Vi Ward,
Ba Dinh District, Hanoi City, Vietnam

UAE YAMADA Consulting & Spire MENA DMCC
34th Floor, HDS Tower, Cluster M, Jumeirah Lake Towers, PO Box 487282,
Dubai, UAE

マレーシア YAMADA Consulting & Spire Malaysia Sdn Bhd
Unit 3.07, Level 3, KL Gateway Mall, No. 2, Jalan Kerinchi, Pantai Dalam,
59200 Kuala Lumpur, Malaysia.

中国 山田商務諮詢(上海)有限公司
上海市静安区南京西路1515号 嘉里中心1期 12階

アメリカ YAMADA Consulting Group USA Inc.
2301 Rosecrans Avenue, Suite 2175, El Segundo, CA 90245

アメリカ Takenaka Partners
2301 Rosecrans Avenue, Suite 2175, El Segundo, CA 90245

韓国 Spire Research and Consulting Co., Ltd
Room 1207, Daewoomejong Livre 672 Hosu-ro, Ilsandong-gu Goyang-si
Gyunggi-do Korea 10364